

出席委員 吉田委員長、中川副委員長  
山田委員、横手委員、黒沢委員  
関口議長

欠席委員 なし

説明者 亀山福祉部長、中澤福祉課長、原副主幹、千野副主幹、袴田主査  
長岡高齢介護課長、仲手川副主幹、佐野副主幹  
長谷川主査、伊波主査、中瀬主査  
大平保険年金課長、一島副技幹、山本主査、早乙女主査、松本主任主事  
伊藤健康子ども部長、宮崎子育て支援課長、加藤副主幹、秋庭副主幹、  
野呂副技幹、執行主査  
伊藤保育・青少年課長、徳江副主幹、横山副主幹、赤井副主幹  
亀井健康・スポーツ課長、今澤技幹、大山副主幹、嶺主査、門脇主査

案 件

(付託議案)

1. 議案第55号 令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第56号 令和元年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第57号 令和元年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第58号 令和元年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第59号 令和元年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

---

令和2年9月16日  
午前9時00分 開会

【吉田委員長】 皆様、おはようございます。それでは、決算特別委員会2日目を始めさせていただきますと思います。

本日の日程は次第のとおりでございます。

それでは、早速審査に入りたいと思いますので、執行部入室のため暫時休憩いたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、福祉部福祉課より審査に入りたいと思いますので、執行部の説明をお願いいたします。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 皆さん、おはようございます。これより福祉部が所管いたします令和元年度一般会計及び3特別会計の歳入歳出決算の審査をお願いいたします。

まずは、福祉課が所管いたします一般会計でございます。説明につきましては中澤福祉課長が、また質疑につきましては出席職員で対応いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【吉田委員長】 中澤福祉課長。

【中澤福祉課長】 それでは、福祉課所管の歳入歳出決算についてご説明いたします。

決算書は、69ページから76ページになります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費から2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。なお、説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料等を基にご説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

タブレットの2ページをご覧ください。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。職員給与費でございます。福祉課15名と高齢介護課3名の給与、職員手当及び共済費など人件費の支出でございます。

タブレットの3ページをご覧ください。社会福祉事務経費は、総務担当の事務全般に関する事務経費でございます。報償費は、寒川町地域福祉計画推進会議を開催し、寒川町みんなの地域福祉つながりプランの進行管理を行いましたので、その委員15名への記念品代を支出したものでございます。旅費は、職員の普通旅費で、需用費消耗品費は、参考図書購入代でございます。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1、決算書39、40ページの遺族等援護事務交付金3万円は、需用費の消耗品費へ充当しております。金額は県の配分基準にて交付されております。

タブレットの4ページをご覧ください。民生委員児童委員活動事業費でございます。地域福祉の要としての確な相談、支援へつなげるための活動をしている民生委員児童委員の活動を推進するための経費です。報酬は、令和元年度は、民生委員児童委員の改選がございましたので、新旧合わせた民生嘱託員の報酬と民生委員を推薦する機関として民生委員推薦会を3回開催しましたので、その委員9名分の報酬でございます。旅費は、職員の普通旅費です。負担金補助及び交付金は、県が負担しております民生委員児童委員活動費と地区民生委員児童委員協議会活動費を町経由で協議会へ補助したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書37、38ページの細節民生委員児童委員活動費等負担金は、民生委員推薦会委員報酬に3万8,400円、民生委員児童委員協議会補助金に449万2,850円を充当しております。

タブレットの5ページをご覧ください。社会福祉協議会補助事業費でございます。地域福祉活動の推進を図るため、様々な事業を展開している寒川町社会福祉協議会の事業費等の補助を行ったものでございます。令和元年度に行った主な事業内容といたしましては、地域における居場所づくりであるサロン活動や小中学校で障害者体験などの福祉教育事業、日常生活の資金管理を支援するあんしんサービスなど、権利擁護事業などを実施いたしました。

タブレットの6ページをご覧ください。避難行動要支援者支援事業費でございます。災害発生時において、避難行動要支援者の避難支援を迅速、かつ的確に行うために避難行動要支援者情報を提供し、避難誘導等支援体制の整備を推進していくものでございます。役務費は、郵送料でございます。使用料及び賃借料は、避難行動要支援者名簿と地図情報が検索できるシステムを導入したパソコンを借り上げたリース料でございます。

タブレットの7ページをご覧ください。行旅死亡人関係経費でございます。身元不明や引取者のない

ご遺体が発見された場合、行旅病人及び行旅死亡人取扱法や墓地埋葬等に関する法律に基づき、町が埋火葬を行った費用でございます。

タブレットの8ページをご覧ください。戦没者遺族等援護事業費でございます。戦没者の遺族や被爆者の方々への追悼、見舞金を支給する経費でございます。需用費は、町戦没者追悼式への生花代、負担金補助及び交付金は、町遺族会への補助金でございます。扶助費は、原子爆弾被爆者見舞金を支出したものでございます。

タブレットの9ページをご覧ください。福祉活動センター維持管理経費でございます。障害者の福祉の増進を図る施設である福祉活動センターの建物の維持管理を社会福祉法人翔の会に指定管理委託しているものでございます。需用費修繕料は、福祉活動センターの非常用照明の交換に伴い支出したものでございます。役務費は、建物保険料で、委託料は、指定管理による維持管理業務委託でございます。

タブレットの10ページをご覧ください。保護司会活動支援事業費でございます。社会を明るくする運動や保護司会会員の研修並びに更生保護や犯罪予防の推進を図る保護司会の活動を支援することを目的とした経費で、負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎・寒川地区保護司会及び寒川地域保護推進会への補助金を支出しております。

タブレットの11ページをご覧ください。社会福祉基金積立金でございます。社会福祉の増進を図る事業の財源に充てるため、これを社会福祉基金として積み立てるものでございます。内容は利子でございます。残高につきましては、決算書の162ページ(11)社会福祉基金をご参照ください。

続いて、タブレットの12ページをご覧ください。災害等見舞金支給事業費でございます。自然災害等の被災者に対し見舞金を支給し、福祉の増進を図りました。

次は、障害福祉関係でございます。決算書は71ページから74ページになります。

まず初めに、タブレットの36ページをご覧ください。資料1の寒川町の障害者の状況について、年度別、障害別の手帳所持者でございます。年度当初の4月1日基準としての集計でございます。手帳所持者数は、身体障害者の総数は微減傾向ですが、知的と精神障害者及び精神の自立支援医療証の所持者は年々増加傾向にあります。令和2年度は、障害者手帳所持者総数のうち身体障害者が61.5%、知的障害者が19%、精神障害者が19.5%の割合でございます。

次に、タブレットの37ページの2、障害支援区分認定状況でございます。1年間に認定した障害支援区分ごとの集計で、身体、知的、精神の計でございます。

続きまして、タブレットの38ページをご覧ください。3、支給決定状況でございます。一番下の合計欄をご覧ください。障害福祉サービスの利用を申請され、決定した件数でございますが、障害当事者の重度化や家族の高齢化に伴い増加傾向にあります。

それでは、タブレットの13ページにお戻りください。2目障害福祉費でございます。障害福祉事務経費は、障害福祉事業全般にわたる事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費です。需要費は、受給者証の用紙購入代及び封筒などの印刷製本費でございます。役務費は、自立支援医療受給者証の郵送料でございます。委託料は、障害福祉総合システムの運用保守委託料と障害福祉総合システムの改修委託料でございます。委託料につきましては、平成30年度はシステム改修がございましたので、その分が増額となっております。使用料及び賃借料は、コンピュータ借上料でございます。負担金補助及

び交付金は、県下全市町村が使用している障害福祉サービス費の支払システムであるかながわシステムの改修に伴う町負担金でございます。

次に、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書35、36ページの細節障害者総合支援事業費補助金は、障害福祉総合システム改修委託料に全額充当しております。

タブレットの14ページをご覧ください。障害者自立支援給付事業費でございます。障害者総合支援法に基づく事業で、報酬は、障害支援区分認定審査会の経費として、審査会委員4人分の報酬です。報償費は、審査会委員の研修に伴う謝礼でございます。役務費は、支給決定通知等の郵送料と認定用医師意見書作成手数料及び自立支援給付費等審査支払手数料でございます。委託料は、障害支援区分認定調査を相談支援事業所に委託しました費用でございます。

次に、扶助費でございますが、別紙資料でご説明させていただきます。タブレット資料39ページをご覧ください。資料2、令和元年度自立支援給付費等支払実績でございます。①介護給付費は、障害者総合支援法により障害者とその家族等に日常生活の介護を中心とした援助を行うもので、居宅介護から施設入所支援までの8事業の経費でございます。

次に、②訓練等給付は、障害者の生活及び就労のための訓練を行うもので、共同生活援助は、グループホームで生活をされている方への支援費、就労継続支援B型は、雇用契約のない就労の場としての事業支援費で、共同生活援助から就労定着支援までの8事業の経費となっております。

続いて、③その他でございます。地域移行支援は、施設入所者や長期入院者の地域移行に向けての支援を行います。計画相談支援は、サービス等利用計画やそのモニタリングを作成した作成事業所へ支払う給付費でございます。高額障害者給付は、障害福祉サービスを複数利用している同一世帯等に対し世帯の負担を軽減する観点から、一定の基準額を超える場合、償還払いをするものでございます。①から③までが全国共通の国サービスとなっております。

次に、④県の単独事業でございますが、地域で生活する知的障害者や精神障害者の自立生活を促進するためのグループホームの運営の安定化や重度障害者の介護の加算など、県が上乘せして行っている事業で、県制度とともに助成したものでございます。

次に、⑤町事業は、障害者等が円滑に外出できるよう障害者等の移動を支援した移動支援事業、日中一時的に障害児者を預かり、障害児者を持つ介護者の負担の軽減及び就労促進の立場から支援する日中一時支援事業、家庭において入浴の困難な重度の障害児者に対し、心身の機能の維持向上及び家族の身体労苦の軽減を図るため実施する訪問入浴サービスでございます。

⑥の児童通所事業につきましては、後ほどご説明させていただきます。

続きまして、タブレットの14ページにお戻りください。扶助費の内訳は、ただいまご説明いたしました自立支援給付費のとおりでございます。扶助費は、障害当事者の重度化や家族の高齢化に伴い障害福祉サービスの利用が増えており、加えて報酬改定に伴う増により、対前年度比で約103%の増となっております。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費への充当でございますが、歳入番号1、決算書33、34ページの細節障害者自立支援給付費等国庫負担金は、3億8,902万1,500円の充当で、負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1です。

歳入番号②、決算書35、36ページの細節地域生活支援事業費補助金は、803万1,000円の充当で、補助割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1ですが、割落としがございましたので、県の予算内での配分で歳入されております。

歳入番号3、決算書37、38ページの細節障害者自立支援給付費等県費負担金は、1億9,255万8,521円の充当で、負担割合は、歳入番号1のとおりでございます。

歳入番号4、決算書39、40ページの細節地域生活支援事業費補助金400万9,000円の充当でございます。補助割合は歳入番号2と同様でございます。

歳入番号5、決算書39、40ページの細節地域生活支援関連事業費補助金は、601万8,000円の充当で、補助割合は2分の1です。これら特定財源の充当合計5億9,972万8,021円を事業費から差し引いた2億2,716万27円が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの15ページをご覧ください。補装具交付等事業費でございます。障害者の更生のために必要な補装具の購入、または修理を行った際の費用を支給したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費に充当しております。歳入番号1、決算書33、34ページの細節障害者自立支援給付費等国庫負担金416万3,500円は、歳入番号2、決算書37、38ページの細節障害者自立支援給付費等県費負担金205万8,781円とともに交付され、充当しております。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

歳入番号3、決算書45、46ページの細節補装具交付費等事業費過年度返戻金29万7,328円を充当しております。これら特定財源の充当合計651万9,609円を事業費から差し引いた417万5,189円が、本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの16ページをご覧ください。療養介護医療費助成事業費でございます。医療と介護を常時必要とする障害者が、国で定める病院において機能訓練、療養上の看護、医学的な管理下で介護を受ける場合、その医療分を給付したものでございます。役務費は、国保連等への事務手数料で、扶助費は、8名分の医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書33、34ページの細節障害者医療費国庫負担金412万2,840円は、歳入番号2、決算書37、38ページの細節障害者自立支援給付費等県費負担金172万1,001円とともに交付され、扶助費へ充当してございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これらの特定財源の充当合計584万3,841円を事業費から差し引いた172万5,371円が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの17ページをご覧ください。障害者虐待防止対策支援事業費でございます。障害者虐待防止法に基づき、24時間365日、障害者虐待に関わる通報届出の受理及び緊急時の一時保護のための居室の確保という体制整備を図ることによって、障害者の権利擁護を図るもので、委託料は、居室確保のための体制整備費用でございます。

続いて、下表をご覧ください。全て委託料へ充当しております。歳入番号1、決算書35、36ページの細節地域生活支援事業費補助金18万9,000円は、歳入番号2、決算書39、40ページの細節地域生活支援事業費補助金9万4,000円とともに交付され、充当してございます。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計28万3,000円を事業費から差し引いた9万

5,000円が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの18ページをご覧ください。更生・育成医療費助成事業費でございます。身体障害者に対しその障害を除去、または軽減するために必要な医療を受けた場合の医療費等を給付したもので、18歳以上を対象とした更生医療費助成事業と18歳未満の児童を対象とした育成医療費助成事業を合わせて1つの事業としております。役務費は、国保連等への事務手数料で、負担金補助及び交付金は、医学的判定の業務負担金でございます。扶助費は、更生・育成医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。全て扶助費に充当しております。歳入番号1、決算書33、34ページの細節障害者医療費国庫負担金4,460万1,177円は、歳入番号2、決算書37、38ページの細節障害者自立支援給付費等県費負担金1,904万604円とともに交付され、充当しております。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計6,364万1,781円を事業費から差し引いた1,873万7,506円が、本事業の一般財源でございます。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの19ページをご覧ください。相談支援事業費でございます。障害者本人、保護者、または介護を行う者等からの相談に応じ、福祉サービスの調整や必要な情報の提供、助言を行い、障害者の自立を支援する事業でございます。共済費及び賃金は、非常勤職員として精神保健福祉士2名分の社会保険料と賃金でございます。報償費は、地域自立支援協議会委員14人への記念品代を支出したものでございます。旅費は、職員の普通旅費、役務費は、判断能力が不十分な重度の知的障害者や精神障害者の財産や権利を守る制度で、成年後見人等を選出する必要がある、町が家庭裁判所に2件の申立てを行い、その費用を手数料として支出いたしました。委託料は、委託相談支援事業を社会福祉法人翔の会、生活相談室すまいる及びNPO法人藤沢相談支援ネットワークゆいっとに委託し実施したものと、障害者差別解消啓発物品製作委託料でございます。扶助費は、成年後見人への報酬でございますが、被後見人に財産がない場合など、町で助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書35、36ページの細節地域生活支援事業費補助金711万5,000円は、歳入番号2、決算書39、40ページの細節地域生活支援事業費補助金355万8,000円とともに交付され、報償費以外全ての科目へ充当してございます。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計1,067万3,000円を事業費から差し引いた2,817万9,683円が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの20ページをご覧ください。コミュニケーション支援事業費でございます。手話通訳者等を設置及び派遣することにより、聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を進め、福祉の向上を図る事業です。共済費及び賃金は、非常勤職員として福祉課に設置している手話通訳者1名の社会保険料と賃金で、福祉課窓口に通5日の勤務でございます。報償費は、手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の謝礼を支出したものでございます。主な派遣先は、医療機関や町主催事業等へ派遣してございます。需用費の消耗品費は、要約筆記用の事務用品でございます。役務費は、手話通訳者等派遣事業に伴う保険料でございます。また、役務費の不用額は、県聴覚障害者福祉協会への通訳等派遣実績がなかったことによる派遣依頼手数料の執行残となっております。使用料及び賃借料は、設置手話通訳者が派遣先で利用した際の駐車場料金でございますが、実績がございませんでした。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書35、36ページの細節地域生活支援事業費補助金146万1,000円は、歳入番号2、決算書39、40ページの細節地域生活支援事業費補助金73万1,000円とともに交付され、使用料及び賃借料以外の全てへ充当してございます。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計219万2,000円を事業費から差し引いた245万1,409円が、事業費の一般財源でございます。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの21ページをご覧ください。日常生活用具給付等事業費でございます。在宅の重度身体障害者等に対し、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜を図っていくものでございます。役務費は、郵送料で、扶助費はストーマ用装具、紙おむつ及びその他の日常生活用具を給付したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書35、36ページの細節地域生活支援事業費補助金325万5,000円は、歳入番号2、決算書39、40ページの細節地域生活支援事業費補助金162万7,000円とともに交付され、扶助費へ充当しております。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計488万2,000円を事業費から差し引いた548万8,984円が、本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの22ページをご覧ください。地域活動支援センター機能強化事業費でございます。地域の実情に応じ、障害者の創作的活動や生産活動の提供、社会との交流促進等を目的として実施しているもので、委託料は、町内にあります地域活動支援センターFの運営をNPO法人ともだちに委託したものでございます。負担金補助及び交付金は、茅ヶ崎市にあります地域活動支援センターの利用に対する町民の利用者分を茅ヶ崎市との相互利用の協定に基づき支出したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書35、36ページの細節地域生活支援事業費補助金47万2,000円は、歳入番号2、決算書39、40ページの細節地域生活支援事業費補助金23万6,000円とともに交付され、委託料へ充当しております。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。

歳入番号3、決算書39、40ページの細節地域生活支援関連事業費補助金32万円は、委託料へ充当しております。補助率は、県2分の1、町2分の1でございます。

歳入番号4、決算書45、46ページの細節地域活動支援センター負担金25万円は、茅ヶ崎市市民が寒川町内の地域活動支援センターを利用した場合の茅ヶ崎市からの負担金でございます。負担金補助及び交付金へ充当してございます。これら特定財源の充当合計127万8,000円を事業費から差し引いた798万7,000円が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりでございます。

続きまして、タブレットの23ページをご覧ください。就業・就労支援事業費でございます。障害者の就業、就労を支援する事業で、負担金補助及び交付金は、障害者の職業能力に応じた就労の場の提供や職場定着を支援するための湘南地域就労援助センターを2市1町の広域行政で行っているもので、これに関わる寒川町分の運営費負担金を支出したものでございます。負担割合は人口割で、藤沢市59%、茅ヶ崎市34%、寒川町7%となっております。令和元年度の障害者の就労実績は、就労援助センターの登録者のうち3名が新規就労しており、具体的な業種、職種は、製造業や飲食店の調理補助及び事務補助となっております。さらに障害福祉サービスの就労移行支援サービスの利用者からも6名が就労に結びついております。また、令和元年度は障害者の就労の第一歩として、役場での職場体験実習を実施し、

1名の方が参加されました。実習を通して働きたいという障害者の就労の意欲の向上や本人の自信につながることはもちろんですが、役場側も障害特性や職業能力を知る機会になったことは、一定の成果と考えております。今後も実習の機会を提供できるように取り組んでまいります。扶助費は、障害のある方に施設通所交通費の助成を行いました。

ここで、タブレットの40ページ、41ページをご覧ください。資料3、令和元年度寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達実績についてご説明いたします。物品、役務、合わせて4件、調達先は、寒川町障害者事業所連絡会で、実績は合計で231万4,849円でした。調達目標が230万円以上でしたので、目標は達成しております。

タブレット41ページは、寒川町障害者就労施設等からの物品等の調達品目の一覧になります。町内の福祉事業所から調達できる内容の一覧となっております。

続きまして、タブレットの24ページにお戻りください。社会参加支援事業費でございます。障害者の社会参加を促進するため、スポーツ教室の開催、スポーツ大会参加支援、手話通訳者養成講座の開催、福祉タクシー利用助成などの事業でございます。委託料は、手話講習会を町聴覚障害者協会に委託し、初級1、中級コース全37回を開催したものでございます。負担金補助及び交付金は、障害当事者、その家族の団体や支援者の団体が集まった寒川町福祉団体協議会への補助金でございます。扶助費は、在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、その費用の一部を助成いたしました。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書35、36ページの細節地域生活支援事業費補助金14万円は、歳入番号2、決算書39、40ページの細節地域生活支援事業費補助金7万円とともに交付され、委託料へ充当しております。補助率は、国2分の1、県4分の1、町4分の1でございます。これら特定財源の充当合計21万円を事業費から差し引いた138万610円が本事業の一般財源です。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの25ページをお開きください。在宅重度障害者福祉サービス充実事業費でございます。在宅の障害者が安心安全な在宅生活を送る上で必要な各種サービスを提供する事業です。委託料の内訳は、利用者1名分の在宅重度障害者緊急通報システム委託料、及び障害者のためのSOSネットワーク事業委託料でございます。続いて、負担金補助及び交付金は、在宅重度障害者の生活環境の整備を図るため、既存住宅をその障害に適するように住宅改修する費用の一部を助成することにより、経済的負担及び障害福祉の向上を図る住宅設備改善費助成事業として支出いたしました。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書39、40ページの細節在宅障害者福祉対策推進事業補助金15万1,000円は、負担金補助及び交付金へ充当しております。補助割合は、県2分の1、町2分の1でございます。歳入番号2、決算書39、40ページの細節障害者地域生活支援関連事業費補助金5,000円は、委託料へ充当し、補助割合は、県2分の1、町2分の1でございます。これら特定財源の充当合計15万6,000円を事業費から差し引いた43万7,860円が本事業の一般財源となっております。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

続きまして、タブレットの26ページをご覧ください。重度障害者等医療費助成事業費でございます。心身障害者の健康維持と福祉の増進を図ることを目的として、心身障害者が医療機関等で支払う保険診療の自己負担分を助成するものでございます。需用費の消耗品費は、医療証の用紙購入代、役務費は、



郵送料と医療費の審査支払手数料を支出したものでございます。扶助費は、対象となる1・2級の身体障害者手帳所持者、3級の内部機能障害の身体障害者手帳所持者、A1からB1の療育手帳所持者、知的障害と認定された方のうち知能指数が50以下の方、1級の精神障害者保健福祉手帳所持者の医療費を助成したものでございます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書39、40ページの細節重度障害者医療費給付補助事業補助金4,237万4,000円は、役務費と扶助費に充当してございます。補助率は、県2分の1、町2分の1でございます。

歳入番号2、決算書45、46ページの細節重度障害者等医療費助成金高額療養費等返戻金1,574万1,594円は、本来保険者の負担する高額療養費の返還分で、扶助費へ充当してございます。これら特定財源の充当合計5,811万5,594円を事業費から差し引いた7,386万9,916円が本事業の一般財源です。

続きまして、タブレットの27ページをご覧ください。障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業費でございます。在宅の重度障害者等で、障害特性により通常のサービスでは支援が困難な人や緊急的な支援が必要な人に、24時間365日対応できるように拠点事業所を配置し、サービス提供の体制の整備を図ることを目的に、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町及び鎌倉市の3市1町広域行政で、短期入所拠点事業所配置事業を行ったものでございます。内容といたしましては、寒川町分の運営費負担金を支出したもので、負担割合は人口割、登録割、利用者数で算出されます。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書39、40ページの細節障害者地域生活支援関連事業費補助金21万4,000円を充当しております。補助率は、県2分の1、町2分の1でございます。なお、他の充当先及び充当額は記載のとおりです。

タブレットの28ページをご覧ください。寒川町障害者福祉計画推進事業費でございます。令和3年度からの町障害者福祉計画の策定に向けたニーズ調査を行った経費です。需用費の消耗品費は、ニーズ調査用の用紙の購入を予定しておりましたが、在庫対応で賄えたので支出はしておりません。役務費は、調査票の送付と回収用の郵送料を支出したものでございます。

続きまして、タブレットの29ページをご覧ください。過年度国庫支出金返納金でございます。国庫負担金の過年度精算により生じた返戻金でございます。

タブレットの30ページをご覧ください。過年度県支出金返納金でございます。県支出金の過年度精算により生じた返戻金でございます。

次に、決算書は73ページから76ページになります。タブレットは31ページをご覧ください。5目プレミアム付商品券費プレミアム付商品券事業費でございます。国の施策の一環として、令和元年10月より消費税、地方消費税の10%引上げによる低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起し、下支えするため、プレミアム付商品券を発行し、販売に要した経費でございます。

初めに、当該事業の完了に伴いまして事業報告をいたします。タブレット資料42ページをご覧ください。目的は、記載のとおりです。概要は、商品券額面500円券を10枚つづりの1冊4,000円とし、購入限度額を設けて販売いたしました。限度額は、対象者1人につき5冊まで購入可能とし、額面にして2万5,000円分を2万円で購入可能といたしました。販売期間は、令和元年10月1日から令和2年2月28日

までで、町内7金融機関で販売いたしました。商品券は、町内172店舗で使用可能といたしました。対象者は、①平成31年1月1日現在で町の住民基本台帳に登録がある方で令和元年度の町民税が非課税の方、及び②基準日令和元年10月1日に3歳半までの子どもがいる世帯の世帯主でございます。①の低所得者の対象6,721人に商品券の購入引換券の申請書を事前に発送し、そのうち3,053人から申請がございました。申請率は約45.4%でございます。②の子育て世帯の世帯主1,300人には、引換券を発送いたしております。商品券の購入実績枚数は15万1,580枚で、購入率は約69.6%でした。

以上が寒川町プレミアム付商品券事業報告でございます。

続きまして、タブレットの31ページにお戻りください。職員手当等は、担当職員の時間外勤務手当で、賃金は、臨時職員雇用分の賃金でございます。旅費の不用額は、旅費が伴う会議等の開催実績がなかったことによるものです。需用費の消耗品費は、事務用品購入費用でございます。印刷製本費の主なものは、商品券の印刷代を支出してございます。修繕料は、プレミアム付商品券事業の執務室に内線電話を増設した際の費用でございます。役務費は、郵送料と商品券販売手数料及び広告料のタウンニュース掲載料として支出してございます。委託料は、寒川町商工会へ特定事業所の公募と換金業務を業務委託いたしましたので、その委託料とシステム導入委託料を支出してございます。なお、3,488万円は、令和2年度繰越明許費となっております。使用料及び賃借料は、複写機借上料でございます。備品購入費は、ローカウンター2台を購入いたしました。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号1、決算書35、36ページの細節プレミアム付商品券事業費補助金2,000万円を旅費以外の全ての歳出科目へ充当してございます。

続きまして、決算書は75、76ページでございます。タブレットは32ページをご覧ください。2項児童福祉費1目児童福祉総務費児童福祉給付事業費でございます。児童福祉法に基づき、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神障害のある児童に対し日常生活や社会生活を営むために児童通所支援を行うものです。役務費は、国保連等への通所給付費等支払運営手数料で、扶助費は、児童通所支援の給付費を支給したものでございます。

給付内容の詳細につきましては、もう一度タブレット39ページ資料2、令和元年度自立支援給付費等決算資料をご覧ください。⑥の児童通所のうち児童発達支援は、主にひまわり教室の利用に伴うサービス費でございますが、平成30年度に比べ利用人数の増による利用増となっております。次の放課後等デイサービスも同様に利用増となっております。児童通所給付費全体でサービスの利用増に加え、報酬改定、児童発達の無償化により対前年度比約115%の増となっております。

タブレット資料は32ページにお戻りください。下表をご覧ください。歳入番号1、決算書33、34ページの細節障害児施設措置費給付費等国庫負担金6,155万円は、歳入番号2、決算書37、38ページの細節障害児通所給付費負担金3,012万925円とともに交付され、いずれも扶助費の児童通所給付費へ充当してございます。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1です。これらの特定財源の充当合計9,167万925円を事業費から差し引いた4,381万652円が本事業の一般財源です。

続きまして、タブレットの33ページをご覧ください。過年度国庫支出金返納金でございます。国庫負担金の過年度精算により生じた返戻金でございます。

続きまして、タブレットの34ページになります。令和元年度歳入決算一般財源ほかの概要でございます。

す。決算書は29、30ページです。13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料3節社会福祉使用料でございますが、これは、（仮称）健康福祉総合センター建設予定地を正月三が日の間社会福祉協議会へ目的外使用での使用を許可しておりますので、その行政財産使用料でございます。と同様に、同敷地内に電柱が敷設されておりますので、その行政財産使用料として東京電力パワーグリッド株式会社より歳入したものでございます。

続いて、決算書41から44ページになります。16款財産収入2項財産売却収入1目物品売却収入でございます。こちらは、福祉課で管理していた公用車平成16年式トヨタのプリウスを一般競争入札により売却したことによる売却収入でございます。

以上で、福祉課所管の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**【吉田委員長】** それでは、説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** 何点かお聞きします。まず、説明書の6ページ、避難行動要支援者の事業ですけど、要支援者の把握をするためにいろいろとやっていると思うんですけど、これに関して実際登録されている方と、この先もし何かあったときに、実は前も一般質問の中で聞いたと思うんですけど、登録拒否されたかどうか、拒否というか、自分で何とかやるとか、できると言う人もいろいろいると思うんですけど、実際のところ、要支援者に対してどこまで対応できるのか見解をお聞きします。

あと、説明書の15ページ、補装具の交付なんですけど、昨年度より若干増えていると思いますけど、増えた要因とどういうものが補装具の補修に使われたのか確認したいと思います。

それから、31ページのプレミアム商品券ですけど、これに関して最後の報告では、発行枚数まで出ていますけど、これに対してどれだけ利用されたのか、それについて把握されていればお願いします。

以上です。

**【吉田委員長】** 中澤課長。

**【中澤福祉課長】** 1点目の避難行動要支援者の登録状況というご質問かと思われませんが、令和元年度ですと、まず、きずなプランに対象となる方は、75歳以上の独居の高齢者や要介護度3以上の方が対象となりますが、こちらが全体といたしましては2,103人ございました。そのうち自治会の自主防災組織や町の社協、民生委員さんへの、個人情報になりますので情報提供についてのご同意をいただいた方、こちらが1,108人となっております。

あと、2点目のどこまで支援ができるのかというようなご質問だったかと思われませんが、こちらにつきましては、まずは地域に、災害時とかに避難をする際に支援が必要だとおっしゃる方の名簿を作成させていただいておまして、先ほど申し上げましたように、同意に基づいて自治会の自主防災組織とか、民生委員さんとかに名簿をご提供しているという形になっておりますので、実際に名簿の活用とかになりますと、地域防災計画の関係にもございますので、まず提供させていただいて、実態としては自治会等で皆さんでご利用いただく形にはなっております。

**【吉田委員長】** 千野副主幹。

**【千野副主幹】** それでは、私からは、2件目、補装具についてのご回答をさせていただきたいと思

います。昨年から増えているものとしみますと、主な理由とすると、新たな交付というよりは、耐用年数が切れたことによって新たに作り直しというような件数が、令和元年度は多かったかと思います。増えているものとして主たるものを見てきますと、下肢の装具、足の装具になってきますが、こちらが4件ほど増えてきておまして、足の装具となりますと1件当たりの単価が非常に高く、40万円とか、そういった金額になってきますので、そういったものが増えてきているものが多いというものと、あと、車椅子の更新が昨年はすごく多かったようにこちらではありまして、車椅子も耐用年数が実際に切れたということもあるんですが、障害の方が重度化されてきていて、今までは簡易的なものでよかったものが、かなり機能がたくさんついているものとか、通常の手椅子から電動の手椅子に替わったとか、そういった形のものも多くありました。手椅子になりますと、高い物ですと、50万円は必ずかかってしまう、簡易的なもので大体20万円ぐらいという形なので、そういったもので昨年に比べると200万円増えているというような状況でございます。

以上です。

【吉田委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、3点目のプレミアム付商品券の発行枚数に対する使用枚数のご質問かと思われませんが、使用枚数が15万927枚で、使用率といたしましては99.6%でございます。そうしますと、交付枚数から使用枚数を差し引きまして、残り653枚が未使用という形になってございます。

以上です。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、避難行動要支援者のことですが、2,100人いて、実際同意されているのが1,108人ということですが、あと実際災害が起きたときに、同意されていないからといっても、どうしても対応しないというわけでもないと思いますので、それもしっかりと災害の行動計画とか、そういうものに照らし合わせて対応できるようにしていただきたいと思います。

あとは、取りあえずは大丈夫です。

【吉田委員長】 1件目は、名簿を作成するための費用ですので、対応云々は、内容はまた違うところになってきますので、そこはご理解いただきたいと思います。答弁はよろしいですか。

(「はい」の声あり)

【吉田委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 2点ほど伺います。まず、19ページの相談支援事業の委託料の中、予算のときに確認させていただいたんですが、委託料が予算の段階で前年より増えていて、増えた理由というのが、制度改正によって相談の幅も広がったという答えがあったかなと記憶しています。その相談事業の中で、今困り感のある子どもたちが、普通の保育園や幼稚園に通うケースも増えてきた中で、その対応について保育園や幼稚園の先生方の相談も受けていきますというようなお話があったように記憶しておりますけれども、その辺の実態とか件数、相談の内容、それから相談事業を拡大した中での効果について、どのようになっているのかお知らせいただきたいと思います。

それから、23ページ、扶助費で、障害者の皆様に対して施設通所交通費助成事業というのをやってい

ますけど、近隣市との違いというのがあるのかどうか確認させていただきたいと思います。

【吉田委員長】 千野副主幹。

【千野副主幹】 それでは、私から相談事業のご説明をさせていただきます。まず、お子様のご家族に対する支援ということで、31年度新規に行ったものとしましては、まず第1点、町内の幼稚園や保育園の保健師さんへの実際の支援、直接支援といえますか、そういったことを実際させていただいております。件数とさせていただきますと、幼稚園としては1幼稚園、保育園には4保育園に訪問させていただきまして、訪問としますと、延べ回数で44回訪問させていただいております。対象のお子様的人数としますと、幼稚園、保育園両方合わせまして、28名のお子様が所属されているクラス全体の支援をさせていただいております。そのほかに保育士の方々に、勉強会ということで年に3回開催いたしました。参加の人数としましては全部で60名となっております。そして、ほかに実は家族サロンというのを予定していたんですが、こちらはコロナの影響で3月に開催する予定のものは今回は断念させていただいております。効果といえますか、実際にどういったお声があったのかというところについてみると、保育士支援を行ったときに今回初めてということもありますので、モデル的に1年を通して支援していくというケースと、あとは単発的に支援していくというものとの二通りさせていただいております。保育園ごとに評価を1年を通して行っているんですが、実際そこでは振り返りのときに、多角的な視野から意見をいただけたとか、子どもの行動の意味というのを知る機会になったとか、声かけ、あとは関わり方、そういったことを変えることができたというような好評をいただいております。効果としてはそういった形かなとは考えております。

以上です。

【吉田委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 2点目の通所交通費の近隣の状況ということでお答えさせていただきますが、こちらで把握している状況では、近隣市の場合は、通所にかかった交通費を全額支給ということで把握しているところが多い状況です。寒川町の場合ですと、以前に緊急財政対策のときにその部分を見直しさせていただいて、この制度を継続的に維持していくために、ご理解をいただいた上で、上限3分の2までという形で支給させていただいている状況でございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 相談事業については、一生懸命やっていたというのがよく分かりました。今保育園、幼稚園に通っているお子様、それからご家庭の皆様にとっては、これから小学校に上がっていく際にも様々不安があると思うんですけど、そういった中では、教育委員会の連携ですとか、その辺についてはどのように対応されるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、施設通所交通費助成、これはこの事業自体が2市1町で一緒にやっているということもあって、それは違うのかな、とはいえ、寒川以外の方も一緒にそこに通われている中で、同じ境遇の皆様が情報交換等で、うちは全額出ているという話になっちゃうと思うんですね、どうしても。分かりますよ。緊急財政のときに何とか削減できる方法として、担当課として、ここは3分の2にしましょうかということになったんですけど、何とか戦っていただいて元に戻して、全額うちの町も支給できるように

できないかなと思っはいるんですけども、何か見解があればお知らせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目のお子さんに対しての支援の関係部局との連携ということでございますが、現在も当然教育委員会をはじめ、あと子育て支援課とも必要に応じて随時ケース会議とかも開きまして、支援者でどのように支援していこうかということについていつも模索して対応させていただいておりますので、今後もその部分は継続させていただいて、それで一人でも多くの方に、その方に合った支援を提供できるような支援体制で努めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それから、2点目の施設通所交通費の助成についてですが、今、委員からおっしゃられたご意見を踏まえさせていただいて、今後その辺を財政当局ともご相談させていただくようにはなるとは思いますが、施設通所の交通費につきましては、精神障害者の方が交通機関を使って通所するというのが難しく、町内で自転車を使われて通所されている方というのもございます。その方については、町でも通所交通費の対象ということで、1回100円なんですけど、支給の対象とさせていただいておりますので、そこも他の自治体とは若干違うところがございます、町独自でその部分は支援させていただいておりますので、ご理解いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 4ページ、10ページで、民生委員、それから保護司の件で、なり手が大分いないという話を聞いているんですけど、保護司は置いておいて、まず民生児童委員のリクルーティング活動みたいなものというのは、今どういう形でやっているのかということを教えていただきたい、それから、保護司も、また特殊な仕事なので、正直言って、僕にやらないかと声がかかるぐらいの状況だったりするみたいで、いろいろと大変な状況も聞いておりますが、その辺で保護司にこういう形で補助しているものの、保護司会の方たちから、こうしてほしいみたいな、特に要望みたいなのがあったのであれば、お聞かせいただければと思います。特にないようだったら別にいいんですけど。

【吉田委員長】 原副主幹。

【原副主幹】 ただいま民生委員のリクルーティングについてということでご質問いただきました。ただいま定数73名に対して70名でございます、3名が欠員の状況でございます。今年度につきましては、地域に出ているとは言えない状況なので、積極的なリクルーティング活動は行えていませんが、昨年12月から新たな委員になったんですけども、その期間に関しまして、地域の方の意見を聞いて探しているというのが一番多い状況でございます。

2点目の保護司のなり手についてでございますけれども、こちらについては、保護司の方にお任せで町では一切関わっていないというのが現状でございます。

以上です。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 では、何点が質問させていただきたいと思います。いつも福祉課というのは、予算のときも決算のときもボリュームが多くて、非常にテリトリーが広いんだなということを改めて実感させられるところでございますが、何問かお尋ねしたいと思います。用意していたうち何問かは前段の

委員と重なりましたので、それ以外のところをご質問させていただきたいと思います。

1つ目は、14ページの障害者自立支援給付事業費です。こちらの事業費は、今年度の決算で約8億2,000万円ちょっとということになっていますが、過去を経年で調べてみると、27年は6億6,000万円ほどだったのですが、毎年数1,000万円ずつ増えているという状況でございまして、その背景について、先ほども課長から説明がありましたが、例えば障害福祉サービスの利用者が増えたとか、いろいろ事情はあるのかなと思います、その背景についてお尋ねしたいと思います。

2点目は、17ページにございます障害者虐待防止対策支援事業費です。備考を見ると、虐待通報が元年度は2件あったということで、一時保護はなかったようですが、通報があった当該の障害者の方の身の安全といえますか、そうしたの確保できたのかどうか、そこについてお尋ねいたします。

3つ目は、25ページになります。在宅障害者福祉サービス充実事業費になります。こちらもお持ちの方の安全を守るという趣旨があるかと思いますが、SOSネットワークの登録が、備考は16名あると記載されてございますが、この中でネットワークが利用というか、活用された、そうしたケースは元年度はあったかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

4点目が、最後の32ページです。児童福祉給付事業費です。児童福祉と障害者福祉が交錯するところなのかなと思いますが、こちらをこれまでを経年で事業費を見てみますと、元年度は1億3,500万円ほどだったのですが、27年度は、遡ってみると5,980万円で、この数年間で倍以上に増えているところがございますので、その点の背景、児童発達支援とか、放課後デイサービスとか、いろいろ増えたところがあるのかなと思いますが、その背景についてどのように捉えているのか、以上についてお尋ねしたいと思います。4点です。

【吉田委員長】 中澤課長。

【中澤福祉課長】 それでは、1点目の障害サービス費の増についての背景ということでお尋ねをいただきました。今、委員がおっしゃるとおり、この5年間でサービス費としましては約1.24倍に伸びております。背景につきましては、幾つか考えられることがございます。まず、1点目の手帳取得状況でございますが、先ほどもご説明で触れさせていただいておりますが、手帳取得が増加している傾向にあります。特にストレスを抱える現代社会においては、鬱病など精神疾患による精神障害者の保健福祉手帳の取得が増えていること、それから、あと障害者の実態といたしましては、障害の重度化や高齢化、あとまた介護者の方の高齢化や親亡き後ということがございまして、そういう部分でもサービスの利用の増につながっていると考えております。あと、またちょっと違う視点からなんです、在宅生活を支援するサービス内容も大分充実されてきているということや、あとグループホームや就労継続支援B型事業所などが身近なところで新規参入されたということもございまして、サービスの利用がしやすい状況になってきたということが挙げられると思います。

続きまして、最後に児童福祉の関係のサービス増ということで、こちらも関連することなので、先にお答えさせていただきます。児童福祉給付事業も、この5年で2倍以上の伸びを示しているということでございますが、考えられる要因といたしましては、近年知的障害や自閉症などという発達障害というものに対する認知度が上がってきている状況でございまして、そうした中で集団健診などで診断されるお子さんが増えております。そのことから、早期の療育につながるケースということで、新規

利用が増えているのが現状でございます。また、障害児を持つ保護者の方の負担というのは大変大きくて、これまでは利用したいサービスが少なかったということもあるかと思われませんが、その辺のサービスの整備もなされまして、身近な地域で放課後等デイサービス事業なども新規参入がございましたので、障害者同様サービスの利用しやすい環境が整ってきているということも背景にあると考えられます。

それから、2点目の虐待の関係ですが、令和元年度の通報届出件数2件につきましては、幸いにも生命に関わる重大な案件ではございませんでしたが、今後も虐待のリスクがあると判断いたしまして、関係機関と連携して継続的に見守りを行っていくことになってございます。

それから、SOSの関係でございますが、SOSにつきましては、登録者が16名ではございますが、実際に令和元年度に搜索等の実績があったのが1件ですが、それは登録者ではない方の実績でございます。

以上になります。

**【吉田委員長】** 中川副委員長。

**【中川副委員長】** お答えいただきました。まず、1点目の障害者自立支援給付事業費で、いろいろサービスを使われる方も多くなってきた、新規参入があったりだとか、その辺のサービスも整備されてきたところでございますが、今後の事業費といいますか、障害者福祉サービスについての今後の見通しといいますか、福祉サービスの利用増で今後も増が見込まれるということなのか、安定的に財源を確保することによって、しっかりと障害福祉サービスを提供していかなければならない、そうした視点からのお尋ねということになります。今後の見通し等について、どのように見ておられるのかということをお尋ねいたしたいと思います。

順番は、先ほど答弁が逆になったんですけど、先に32ページの児童福祉給付事業費です。児童発達支援とか、放課後デイサービスを先に質問してしましますが、こちらも同様に利用されている方が増えてきているということで、今後の見通しをどのように持っているのか、こちら、しっかりとサービスを提供していくためにどのようにしていくか、そうした視点からお尋ねしたいと思います。

戻りまして、今度17ページ、虐待防止は、今回は2件あったということだけど、安全は守られたということで、そういったことが重大なことにつながらなかったのは幸いだったかと思いますが、元年度の状況等を踏まえて、障害者虐待防止で何か課題と捉えていることはあるか、こうしたところがまだ足りないんじゃないかとか、現在の体制で十分かどうか、そうしたところについて、どのように捉えているかということをお尋ねしたいと思います。

4つ目が、25ページの今のSOSネットワーク在宅障害者福祉サービスですが、16人の登録があったけど、利用された方は登録した方ではなかったということで、そうした状況も踏まえてネットワークについての課題と捉えている点、例えばネットワークの周知の在り方だとか、自治会とか民生委員さんとの連携とか協力というのにも必要になってくるのかなと思います。そうした点について、どのように捉えているのかをお尋ねしたいと思います。

以上、4点です。

**【吉田委員長】** 中澤課長。

**【中澤福祉課長】** それでは、1点目の障害サービス福祉費の今後の見通しということでございます。



が、今申しあげましたように、サービス利用の増というのが今後も想定されますので、こちらは義務的な経費でございますので、町としても、サービスが必要な方に必要なサービスが提供できるように、財源もこちらとしても財政当局に必要なものを要求させていただいて、しっかり計上できるように対応していきたいと考えております。

それから、同じく児童福祉サービスの部分も、今後も増加傾向であるということで見込んでおりますので、こちらについても同様に、必要な予算額の確保に努めてまいりたいと思っております。

それから、虐待の関係でございますが、まず、虐待についての、簡単なんです、流れを先にご説明させていただきますが、24時間365日通報とか届出を受理いたしましたら、直ちにコアメンバー会議といまして、対策等に対する会議を開催することになります。そうしまして実際には事実確認を行って、安否確認をするという流れになっておりまして、場合によっては警察の方にも同行していただいて、立入調査を実施するようなことも想定しております。事実確認後なんです、緊急案件で生命の危険があると判断された場合は、虐待者と被虐待者を一時的に分離するという、被虐待者を一時保護いたします。そのために町でも居室の確保のための委託料を計上させていただいておりますが、虐待に関しては、一番重要視されるのが早期対応と、あと未然に虐待の防止をしていくということが重要でありますので、この10月1日から基幹相談支援センターを開設いたしますので、センターにも虐待防止に係る事業を担っていただいて、これまで以上に早期の対応と、あと未然防止ということで、啓発等も含めなんです、連携して取り組んでまいりたいと考えております。

それから、SOSでございますが、先ほど登録をされていない方に1件ご利用があったとご説明させていただいておりますが、その後、すぐに登録をしていただいている状況でございます。SOSというものは、早期に捜索がされて、早期に発見して保護することが一番の目的でございます、現在も行方不明者が発生した場合は、民生委員や町の社協などに連絡網ができておりますので、そちらにより情報提供をして捜索の協力をお願いしております。また、町内の放送設備がある店舗につきましては、あらかじめ協力を要請いたしまして、捜索の放送を店内に流していただいて、早期発見に努めているというのが現状でございます。ですので、こちらの事業のPRという部分では、今後も継続してPRをする必要があると思っておりますので、現在手帳を新規にご取得された方に、手帳交付のときにこちらの事業をご説明してPRさせていただいておりますので、今後もPRを進めていくということと、あと相談支援事業所にもこちらの事業について周知していただいて、相談をご利用になられた方にも登録の勧奨をしていただくように考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

**【吉田委員長】** それでは、ここで質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。

---

**【吉田委員長】** それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続き、福祉部高齢介護課の審査に入りたいと思っておりますので、執行部の説明をお願いいたします。  
亀山部長。

**【亀山福祉部長】** それでは、続きまして、高齢介護課が所管いたします一般会計及び介護保険特別

会計となります。説明につきましては長岡課長がいたします。また質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 長岡高齢介護課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、福祉部高齢介護課所管の一般会計令和元年度決算につきましてご説明させていただきます。タブレット資料020高齢介護課（一般会計）をご覧くださいませようよろしくお願いいたします。説明に当たりましては、こちらの説明資料を基に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

決算書は71、72ページ、そして73、74ページでございます。3款民生費1項社会福祉費3目老人福祉費でございます。高齢介護課が所管いたします事業費は、保険年金課所管の0007健康診査事業費と0009後期高齢者医療事業特別会計繰出金を除いたものとなっております。

説明資料は、2ページをご覧ください。シルバー人材センター支援事業費です。これは公益社団法人寒川町シルバー人材センターに対し支援のための補助をいたしました。町シルバー人材センターに対する運営補助と県シルバー人材センター連合会負担金です。支出は負担金補助及び交付金で、そのうち県シルバー人材センター負担金は6万円です。補助金の内訳は主に人件費で、その他に消耗品や用具備品の修繕料です。不用額は、職員の入替えによる人件費減による残です。シルバー人材センターは、高齢者の就業機会の拡大と社会参加と生きがいの増進に努めるとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的に設立された団体です。事業といたしましては、除草、清掃、ふすま、しょうじ、網戸の張替え、植木の剪定などの仕事を行っております。令和元年度末現在の会員数は、男性201名、女性77名、合計278名です。

次に、3ページをご覧ください。決算書は73、74ページになります。敬老事業費は、高齢者に対して敬老祝金を支給することにより敬老の意を表し、長寿を祝福し、合わせて福祉の増進を図ることを目的としております。敬老金につきましては、100歳の8名の方に3万円分、99歳の12名の方には1万円分、88歳の151名の方には5,000円分の寒川町共通商品券をお贈りしました。主な支出の扶助費は、敬老祝金の共通商品券購入費です。消耗品費は、100歳の方へ町長訪問の際の花束代及び商品券を入れる贈答用の箱代です。

次に、4ページをご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費は、シニアクラブの会員相互の親睦や地域での生きがいと健康づくり推進のため、シニアクラブ連合会と各单位シニアクラブの活動を支援したものです。支出は、シニアクラブ連合会への補助金となっております。補助金の内訳は、シニアクラブ事務局職員1名の人件費を含むシニアクラブ連合会運営費と15単位クラブへの活動補助金です。不用額は、事務局職員の時間外勤務分の人件費の残です。

下の表をご覧ください。高齢者生きがいづくり等支援事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書39、40ページの在宅福祉事業費補助金45万9,000円を充当しております。これは県補助金で、補助率は県が定める補助基準額の3分の2となっております。シニアクラブ連合会は、令和元年度当初現在単位クラブが15、総会員数は708名です。主な活動としましては、春と秋に100名規模が参加しましたスポーツ大会、女性部いきいき健康教室、シニア健康体操教室、歌って回想健康法、グラウンドゴルフ教室、地域清掃などの社会奉仕活動などで、これらを通して健康維持、生きがいづくり、地域交流を図っておりま

す。

次に、5ページをご覧ください。旧措置者等利用者負担軽減事業費は、高齢の障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担減免などにより利用者の負担軽減を図るものですが、令和元年度は対象者がありませんでしたので、実績はございません。

下の表は、本事業の特定財源ですが、実績がなかったため充当もありませんでした。

次に、6ページをご覧ください。ふれあいセンター運営経費は、寒川町ふれあいセンターの運営維持管理の経費です。役務費保険料は、建物の火災保険料です。委託料は、同施設の指定管理業務を町シルバー人材センターに委託して実施した施設管理運営委託料です。委託料の不用額は、新型コロナの影響による貸し館業務の停止等に伴う人件費の減による残です。

次に、7ページをご覧ください。高齢者在宅福祉サービス事業費は、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の支援を行うものであり、こちらについては、5つの事業を委託して実施しました。1つ目のひとり暮らし老人緊急通報システム事業は、ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対し迅速な救援態勢が取れるように機器を貸与する事業で、令和元年度末現在の貸与件数は10件です。緊急搬送に至ったものは2件ございました。2つ目の寝たきり老人等戸別じん芥収集事業は、寝たきりの高齢者などで家庭ごみを集積所まで運ぶことが困難な世帯に対しまして、家庭ごみを集積所まで運搬するとともに、安否確認を行う事業です。令和元年度の利用は、延べ507世帯3,656件でした。3つ目のひとり暮らし老人等給食サービス事業は、おおむね65歳以上のひとり暮らしの方や食事の支度が困難な高齢者世帯、日中独居の方などに栄養バランスに考慮した昼食の宅配サービスを行い、食生活の支援と同時に安否確認を行う事業です。令和元年度の利用は、延べ386人3,935件でした。4つ目の寝たきり高齢者等おむつ代助成事業は、在宅で常時紙おむつが必要とされている高齢者の方を介護している世帯に対し、紙おむつ購入費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る事業です。常時おむつを必要とする介護世帯で町民税額が5万円以下の世帯で、負担額2分の1で、月額上限を5,000円と定めております。令和元年度の利用は延べ526人でした。5つ目の生活管理指導短期宿泊事業は、身体には自立の高齢者であるものの、一時的に擁護する必要がある方に対し、養護老人ホームでの短期間の宿泊を提供することにより、日常生活を支援することを目的とした事業です。令和元年度の利用は1件でした。

次に、8ページをご覧ください。湘南広域社会福祉協会負担事業費は、養護老人ホーム湘風園の運営推進を図るものです。養護老人ホーム湘風園は、藤沢・茅ヶ崎・寒川の2市1町で管理運営しております。負担金補助及び交付金は、養護老人ホーム湘風園の運営費負担金で、内訳としまして、施設整備費、人件費の補助経費、新館建替費借入金元金返済額、法人運営費です。この費用負担割合は、藤沢市60%、茅ヶ崎市34%、寒川町6%です。

次に、9ページをご覧ください。老人保護措置事業費は、身寄りのない高齢者や様々な事情により家庭で生活することが困難な高齢者に生活する場を提供するもので、老人福祉法第11条に規定されている養護老人ホームの入所措置費です。報償費は、入所判定委員会の謝礼ですが、令和元年度につきましては、入所候補者がなかったため入所判定委員会の開催はありませんでした。役務費は、入所措置費負担金口座手数料、扶助費は、老人ホーム入所措置費です。扶助費の不用額は、入所措置者の措置費額変更に伴う残によるものです。

下の表をご覧ください。老人保護措置事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書は29、30ページの老人保護措置費負担金552万8,700円は、入所者からの負担金であり、扶助費の入所措置費に充てております。

次に、10ページをご覧ください。老人福祉事務経費は、老人福祉事業を担当する職員の事務経費で、旅費は、職員の普通旅費です。

次に、11ページをご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金は、介護保険法第124条に基づき、一般会計から介護保険事業特別会計の保険給付費地域支援事業費事務費や低所得者負担軽減分などへ負担割合に応じて繰り出したもので、支出科目は全額繰出金です。職員給与費と介護保険事業運営上の事務経費等につきましては、全額町の負担となっております。

下の表をご覧ください。介護保険事業特別会計繰出金の特定財源です。歳入番号①、決算書33、34ページの国庫支出金の低所得者保険料軽減負担金942万6,245円、歳入番号②、決算書37、38ページの県支出金の低所得者保険料軽減負担金477万7,296円は、ともに国、県から交付され、介護保険事業特別会計繰出金低所得者保険料軽減繰出金へ充てております。負担割合は、国2分の1、県4分の1、町4分の1となっております。

次に、12ページをご覧ください。高齢者保健福祉計画推進事業費は、現在の第7次高齢者保健福祉計画が令和2年度で計画期間が終了することから、次期の第8次計画策定に向けての基礎資料を得るため高齢者ニーズ調査、アンケートを行ったものです。印刷製本費は、アンケート用紙送付用の封筒代、通信運搬費は、その郵送料です。調査は、65歳以上を対象とした高齢者アンケートと55歳から65歳を対象にしたセカンドライフ予備群調査の2つを実施し、町内在住者を無作為で抽出し、高齢者アンケートは350人、セカンドライフ予備群調査は、250人にアンケート用紙を郵送して回答を求めました。有効回答者数と回答率は、高齢者アンケートでは240件68.6%、セカンドライフ予備群調査は119件47.6%でした。主な調査事項は、家族や生活状況、地域活動、健康、町の高齢者施策などについてでございます。

次に、13ページをご覧ください。過年度分の国庫金等返還金は、備考欄にありますとおり、平成30年の低所得者保険料軽減負担金返還金です。

次に、14ページをご覧ください。歳入の一般財源分について説明させていただきます。決算書29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料1節老人福祉使用料の行政財産使用料1万717円は、内訳として2つございます。1つは、寒川町ふれあいセンター地内にNTT東日本が設置する公衆電話1基、第一種電話柱1本であり、6,170円の収入となっております。2つ目は、同センター内に町シルバーセンターが設置する自動販売機があり、その収入額が4,547円となっております。

次に、決算書47、48ページの20款諸収入4項1目8節雑入の自動販売機等電気使用料1万6,639円は、町ふれあいセンター内に設置された自動販売機の電気使用料です。

次に、決算書は同じく8節雑入のその他490円は、町ふれあいセンター内に設置された公衆電話の使用料です。

次に、決算書は同じく2目過年度収入4節老人福祉費過年度返還金の同返還金1,516円は、旧措置者等利用者負担軽減事業費で、平成30年度に支出した分について軽減対象外であることが判明した分の返納を受けたものでございます。

以上で、高齢介護課所管の一般会計の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 暫時休憩します。

---

【吉田委員長】 それでは、休憩を解いて会義を再開いたします。

それでは、説明が終わりましたので、これより審査に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、2ページのシルバー人材センターなんですけど、これはたしか自主事業と、あと町からの委託とか、事業が分かれていると思うんですけど、その内訳をお願いします。

あと、4ページで、シニアクラブ連合会へ補助金を出していますが、これに関して事務局の経費と、あと15クラブに補助を出しているということなんですけど、15クラブなんですけど、これはどういう分配の仕方をしているのか確認したいと思います。

以上です。

【吉田委員長】 佐野副主幹。

【佐野副主幹】 シルバーの仕事の内訳ということなんですけども、まず請負委任事業といたしまして、公共事業と民間事業とに分かれております。公共事業が令和元年度は受注件数が20件、民間事業が1,130件となっております。あと、シルバー人材の派遣事業という形で行っておりますのが、公共事業で令和元年度が3件、民間事業が5件となっております。合計といたしまして、民・官の比率とさせていただきますと、官が39.9%、民が60.1%、就業率といたしましては、会員合わせて90.3%という形になっております。

あと、シニアクラブの内訳ですが、補助金として出ささせていただいております分です。計算といたしましては、クラブ単位で15クラブに13万5,000円出ております。1単位クラブに9,000円という形で定額分が出ております。単位クラブとしては定額として9万円で、老人クラブ数15に対して3,000円を出ささせていただいております。合計で13万5,000円という形で振り分けさせていただいております。

以上です。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 シルバー人材センターの件なんですけど、民間から請け負う仕事は約60%、あと役場から39.9%ということなんですけど、シルバー人材センターに登録されている方が278名、これに対して登録された全ての方に仕事がうまく回っているのかというのを確認を取りたいんですけど、それに対して1人当たりの賃金はどれぐらい支払われているのか確認したいと思います。

あと、シニアクラブなんですけど、13万5,000円ということで、逆に言うと、334万円の残りの分は事務局の経費ということでしょうか。

【吉田委員長】 佐野副主幹。

【佐野副主幹】 シルバー人材センターは、会員数が278名で、就業実績日数が251日で就業率90.3%

になっております。延べ人員数といたしましては、年間で3万4,399名の方がお仕事されております。配分といたしまして9,986万3,406円となっておりますので、こちらを人数で割らせていただきますと、延べ人数で割りますと、2,903円になっております。実際の働いた会員数で割ってみますと、1人当たり39万7,862円、平均でこの金額がお一人様に行っているかと思われま。

シニアクラブになります。残ったクラブに行かなかった部分につきましては、事務局の事務費という形で配分させていただいております。連合会の費用として使わせていただいております。

以上です。

**【吉田委員長】** 他にございますか。

黒沢委員。

**【黒沢委員】** 私もシルバー人材センターの件について何点か伺っていきたくと思いますけど、前段で山田委員からも質問があったので、そこを避けるようにしたいと思いますが、まず、登録者数がなかなか伸びないという課題が1つあったかと思いますが、それに対して仕事先も請け負えるものがなかなかメニューとして少ないというところも課題の1つであったと思うんですけど、令和元年度に仕事先として増やす努力をされたかと思いますが、増えた部分というのがどういうところであったかということ、それから、登録者数が278人ということで、これを担当課としてどう捉えているかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

**【吉田委員長】** 長岡課長。

**【長岡高齢介護課長】** まず、会員数の伸び悩みについてでございますが、当初令和元年度につきましては、316人ほどになることを目指して頑張っておりました。ただ、定年の延長や生活や意識の多様化などにより会員数は伸び悩んでいるのが現状でございます。会員の募集の取組といたしましては、町広報紙での募集掲載、そして町広報紙に募集チラシも合わせて折り込むなどして行っているところではございます。確かにシルバー人材センターで、軽微な仕事、臨時的な仕事に限るんですが、お年寄りに雇用の機会を提供させていただき、また生きがい、あるいは地域との交流というものをここで図っていただきたい、そしていくばくかの生活を支えるお給料もお支払いしてというような循環を考えてございます。そういう部分では、ぜひこの目標人数の拡大を図っていきたくと思ひますが、シルバー人材センターという今までの皆さんが思っらっしゃる、ある意味レットルというか、そういう形をもう少し簡易というか、入会しやすいような、誰でもが1回ぐらいは入ってみて、取りあえず体験してみようみたいな感じで門戸をたたいて、入ってきていただけるような環境を事務局などとも一緒に考えて、ぜひとも垣根を低くした上で、あるいはこれまでのシルバーとはちょっと変わったんだよというのをいかに見せていくかというのは難しいんですが、見せながら会員の拡大をぜひ図っていきたくと思ひしているところでございます。

**【吉田委員長】** 佐野副主幹。

**【佐野副主幹】** 新しく開拓できた仕事はあるかということなんですけども、今、町の高齢介護課と調整させていただいています介護保険の生活支援サービス事業訪問型サービスAに取り組んでおります。こちらは、来年度からの予定で今進めていただいております。その後、空き家対策なども町でもやっておりますので、都市計画とも空き家対策についてこれから順次検討させていただくという形で進めさせて

いただいております。

あと、墓地清掃など簡易な部分、この辺りについても調査研究を進めていますので、今後事業の拡大をしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 仕事に関しては、今後を言っていてありがたいんですけど、今年度どうだったのかという聞き方をしたので、あくまでも令和元年の決算ですので、今年度どうだったのかということをおっしゃっていただく、今の答えでいくと、今年度なかなか増えた部分はなかったなという理解をしたわけですが、それでいいのかなどうか。

それから、シルバー人材センターの登録会員数の目標値は、今、課長から316人というお話がありましたが、実施計画の指標でいくと、会員登録325人になっているかと思います。だからそれがあくまでも令和元年度の登録目標になるんだと思うんです。それに対して、先ほど山田委員の質問の中で、278人に対してどのぐらいの方が仕事をされたのかというお答えが、251人で90.3%でしたというお答えだったかと思います。ただ、実施計画の指標からいくと、登録者数は325人、そのうち就労の場を得られる人、得た人を316人としているので、就労の場を得られる方のパーセンテージとしては97%を想定していたということだと思えます。登録者数はなかなか伸びない、その努力はしっかりやっていただくとして、就労される人のパーセンテージはクリアしていくべきだと思えます。この乖離、要は登録者に対して仕事の場を得た人のパーセンテージが低かったことに対しては、どのように総括されているのかお聞かせいただきたいと思えます。

【吉田委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 乖離している部分についての総括ということでございますが、望んで入ってこられた方と人材センターが提供できる仕事にミスマッチというか、入ってきた方が得られる仕事がなかなか提供できなかった、見つけられなかったというところがどうしてもございます。また、自らが辞退されるということも聞いてございます。仕事の中で選んでというところもあります。そういう意味では、高齢者の方がなじんで手を挙げてやっていただけるような仕事を拡大していかなければいけない、あるいは、人気のある仕事と言ったら変なんですけれども、仕事の件数、パイが決まっているもので人気があるものについては、それを広げていくということで、できる限り乖離というのを狭めていかなければいけないということ、これは事務局も重々申し上げているところでございまして、その辺を念頭に置きながら仕事の拡充、それからあと、登録していただいた方とよく相談して、ご理解いただいて、自分が予想していなかったものであっても、こういう楽しみ、こういう面白さがあるんだと説明しながら仕事についていただけるようなガイダンスもしっかりしていくということが必要なのではないかなということ事務局も含めてやっていきたいなと思っております。

以上です。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 今、課長にお答えいただいた部分というのは、以前からあった課題だと思います。そういう整理はずっとされてきた中で、魅力あるシルバー人材センターになっていないから、こういう結果になっているのかなと思います。難しい部分であろうかとは思いますが、責任を持って担当課とし

て実施計画に載せて、目標値もこういった形で示してあるわけですから、それに情熱を持って取り組んでいくということが大事だと思うんです。当然シルバー人材センターについては事務局がありますから、事務局が動いていただける体制を町としては作っていく、動くに当たっては町として様々な助言をしていくということが大事だと思います。

全国レベルで見ると、登録者を格段に増やしているところもありますし、やり方としては先進的な取組をしているわけです。そういうところを研究しながら、どういった方法にすれば会員数も増やせるし、仕事も増やせるし、多くの高齢者の方が生きがいや社会参加することができる、そういう社会を構築することができると思いますので、その辺は、これまでもやってきたと思いますけれども、しっかりと意識を持って進めていただきたいと思います。何かコメントがあればお答えいただければと思います。

【吉田委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 黒沢委員からご提案も含めてお話をいただきました。本当にどうもありがとうございます。

まず、お仕事と会員さんとのコーディネートを図る事務局の体制の強化、内容の充実というのが大切だと考えてございますので、事務局が会員さんにしっかりアプローチして、ミスマッチがないようにお話をしていくという体制の強化も含めてやっていきたいなと思います。また、私たち町も、主管課といったしましては、小動にある建物ではございますが、通いながら助言というか、一緒に考えていきたいと考えます。また、先ほど先進地で会員を増やしている例があるというようなお話もございましたので、早速そういうところの内容につきまして確認をさせていただき、寒川で採り入れられるものはどんどん採り入れて、一人でも多くの会員さんが増えるように、お仕事についていただけるように努めていきたいと思います。よろしく申し上げます。

【吉田委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 シルバー人材センターの件をまず1つ目にお伺いしたいんですけど、とにかく世の中が70歳定年になりかけている状況の中で、正直言って、シルバー人材センターの役割とか、在り方を今後変えていかなきゃいけないと思うんです。多分本当に平気で普通に70歳ぐらいまでビジネスマンとして働く、それから今建築とか土木の現場も、65歳以上の人を積極的に採るようにしているんです。一晩で例えば1万5,000円ぐらいもらえるのね。そうするとそっちに行くよね、どう考えても。シルバー人材センターの在り方自体を、どういう在り方にしていくのかというのを変えていかなきゃいけないんじゃないかなという時に今来ているような気がするんですが、それについてどのようにお考えか、世の中の状況を見て、よくみんなコロナ禍、コロナ禍と言うけど、だったら一言言わせてもらおうと、劇的に価値観が変わっているから、そこも含めてシルバー人材センターの在り方というものを今見直す時期に来ているんじゃないかなと思うんですけど、それについてどうお思いになるかというのをお聞かせください。これだけ3人目から一発目にシルバー人材センターの話が来ているわけだから、それが今世の中の趨勢だと思っていただきたい。

次の質問が、7ページの高齢者在宅福祉サービス事業費で、今回のコロナの件で、実は割とお弁当の宅配みたいなものをしていなかったところがやるようにしているじゃないですか。だからそれで聞き



たいんですけど、令和元年について、ひとり暮らし老人等給食サービス事業委託料で、まず何社が担当しているのか教えてください。1つ目。それから、入札はどういう形でやったのかも教えてください。それと、これは基本的に契約が単年度契約なのか、それとも3年契約にして今2年目ですとか、3年契約の1年目ですとか、契約期間はどうなっているのかというのを教えてください。それから、ある程度入札をやる上で、お弁当の取決めみたいなもの、単価はこうしてください、種類はこうしてください、カロリーは何カロリーまでのものを作ってくださいと、そのような取決めがあったなら、それを教えていただければと思います。

取りあえず、1回目の質問は以上です。

【吉田委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 まず、この業務に当たっていただいているのは1社でございます。契約の形態は随契でございます。2点目の給食サービスの件でございます。こちらを担当していただいている事業者さんにつきましては1社でございます。契約の形につきましては随契でございます。契約の年数は単年度契約でございます。取決めにつきましては、後ほど説明させていただきます。そして、1番目のシルバー人材センターのこれからについての考え方ですけれども、委員におっしゃっていただいたとおり、定年退職も伸びておりますし、また定年の後でも今60代の高齢者をニーズとする職場もたくさん増えておりまして、本当に賃金もそれなりの賃金を支払っているところがございます。私もこの担当になりまして見るところなんです、そのように仕事をプロフェッショナルとして請け負って、賃金を稼ぎたい、お金を稼ぎたいという方と、シルバー人材の場合はもう一つあくまでも余暇を利用して、そんなにお金は要らないんですけども、あるいは仕事の厳しさとか、ノルマみたいなものは要らないんですけども、自分の余暇を有効に使って地域のため、あるいは人様のためにお仕事をしたいというような方に二分されているかと思っております。前者につきましては、シルバー人材センターでは受入れが難しい、お仕事自体が臨時的な、あるいは簡易的なものを専らとしてございます。それというのは、もともとどんどん高齢者に来ていただいても、特にスキルも必要とすることなく、なじんでいただける、入っていただけるという部分で取っている仕事が多くあるわけでございますので、そういう部分で生きていくというのが、シルバー人材センターなのかなと思っております。8時間働いて、仕事の成果も出して、お金も稼ぎたいという方には、シルバー人材センターという器はなじんでいないのかなと思っておりますので、自分の余暇を生かして、そして容易な仕事で体も健康になって、それが給与にもつながっていく、そして自分は地域に出て働いているんだという生きがいにもなるというような部分を大切に、その部分で受ける……。

【吉田委員長】 長岡課長、あまり言うと総括で言うことがなくなっちゃいますよ。簡潔で大丈夫ですから。

【長岡高齢介護課長】 そういうところで受けるシルバー人材センターを目指していくべきだと所管としては考えてございます。

【吉田委員長】 佐野副主幹。

【佐野副主幹】 給食サービスの取決めなんですけども、1食当たりのカロリーをおおむね600キロカロリーと定めさせていただきまして、副食を5品以上という形で取決めをさせていただいております。

以上です。

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 まず、シルバー人材センターの件ですが、そうするとシルバー人材センターの意義自体が全然違うわけじゃないですか。今の課長の話の話を聞いていると、最強のボランティアチームとか、もう少しアプローチの仕方を変えたらどうかと、これは総括でやりましょう。分かりました。

それから、給食サービスの件ですけど、何社が担当しているのか、1社。入札参加は当然ないわけで、単年度随契ってあるの。そうしたら随契の町の決まりがありますね、随契にできる、たしか。例えば随契は通常、僕が官公庁の仕事をやっていたときは、ここにしかできないから随意契約します、ここだけが持っている特殊技能だからということで、例えば僕が広告会社のときは、ここにしか持っていないメディアだから、ここに随契でお願いしますとなったんだけど、そういうのがあるのかな。それを教えてください。

それから、1食当たり、いろいろ取決めについては分かりましたので、それは構いませんので、あと単価は決まっているのか、もう一回教えてください。例えば1食500円までにするとか、高くても幾らまでとか、料金の上限なり下限というのがあるのか、それをお聞かせください。

【吉田委員長】 以上の2点ですね。1点目、契約のところはもし財政課が絡んじゃうようだったら、大丈夫ですか。

長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 随契の理由というのを契約時に起案させていただき、それを承認していただくという形になります。特に町長が定めるところで。この実施に当たりましては、こういう理由で毎年契約しているところなんです、対象となる高齢者に対するこれまでの知識や経験が求められて、利用者に関する生活情報の蓄積や町への安否情報の速やかな報告及び継続的な理由を通しての利用者からの信頼感が大切になっております。ほとんどの利用者が継続の利用のため継続的な運用が必要であり、つまり知った顔に安心して届けていただいているという間柄でございますが、こちらにつきまして、俵屋というお弁当屋さんに誠実に行っていただいているという評価も利用者からいただいておりますので、随意契約を希望するということでお願いしているところです。いわゆる知った顔が届けてくるという安心感が、お年寄りにとっては一番でございます。また、何でも言える間柄が構築できているということで、簡単な相談、安否などについても、「この頃元気」みたいなことも、フェース・ツー・フェースでお弁当を渡すというのが、1つこの業務の大きな要因になってございますので、そういう部分でこの業者さんを選ばせていただいているという理由でやってございます。そういうのを認めていただいているという内容でございます。

【吉田委員長】 佐野副主幹。

【佐野副主幹】 単価につきましては、1食税込み756円、本人負担が500円となっております、町の負担が256円という形になります。

以上です。

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 随契に至ったプロセスがちょっと雑じゃない、正直のところをいって。これはコンプ

ライアンス的にあり。どうですか。

【吉田委員長】 亀山部長。

【亀山福祉部長】 この件は、この決算のときに質問があったと思います。その後うちで利用者の方からアンケートをいただいています。安否確認も含めて味もいいということの中で継続しているという経緯がございます。コンプライアンス的にどうかと言われてしまいますと、その辺は疑問がもしかしたらあるかもしれませんが、利用者のニーズからすると、アンケートを取った結果、大半の方がこのまま継続してほしいという結果があったということは事実でございます。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

中川副委員長。

【中川副委員長】 最後ということで、私は、シルバーは質問しませんので、それ以外のところで2問ほどお尋ねしたいと思います。1点目は、山田委員とも重なってしまうんですが、シルバーではなくシニアクラブになります。4ページ、高齢者生きがづくり等支援事業費という形で、ここ3年ほどは大体毎年380万円前後の決算額になっておりますが、事業目的ということで、シニアクラブの連合会や単位シニアクラブの活動の活性化を支援したということになっておりますので、その点は特に元年度はどのように活性化につながっていったか、その点についての捉え方をまずお尋ねしたいと思います。

2点目は、今、横手委員もご質問になった高齢者在宅福祉サービス事業費で、私はお弁当じゃなくて緊急通報システムをお尋ねしたいと思います。7ページにあります。先ほども障害者の方のところ、障害者虐待にかかる通報とか、在宅障害者の方のSOSネットワークをお尋ねして、そこと似たような視点になるんですが、ひとり暮らし老人緊急通報システムについての元年度の実績は、先ほどシステムの機器の貸与が10件、救急搬送につながったのが2件、そうしたお話でございましたが、特に緊急搬送につながったケースなどで、当該のご高齢の方の安全といえますか、そういうのは確保されたかどうか、その点についてはいかがかということをお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

【吉田委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 まず、1点目のシニアクラブの活性化につながったか否かというご質問でございます。シニアクラブ連合会の運営と15単位クラブへの活動補助を行っているわけですが、シニアクラブ連合会運営としては、シニアクラブの紹介及び会員を増やすための広報紙の作成や総会、研修会等の開催に補助をさせていただいております。また、先ほど申し上げましたとおり、単位クラブへの活動への補助も行っておりまして、会員が活動しやすいように活用していただいているものと思っております。そうした意味におきまして助成は活性化につながっていると見てございます。

次、2点目の緊急通報システムの実績でございますが、こちらにつきましては、2件通報がありましたと申し上げました。まず1点につきましては、ご本人から、電話を使いまして具合が悪いんですというところから始まりまして、どうして具合が悪いんですかということをご委託先の警備会社がいろいろ問い合わせた中で、救急車を呼んだほうがいいなという判断をしまして、救急車を呼んで治療に向けることができましたということです。ご本人はそのときは救急車を呼んでということではなくて、内容を警備社

会で把握した上で、これが適当と判断して救急車を呼んだという事例でございます。

もう一件につきましても、もう一人の方は、家の中で転んでしまって、けがをしてしまったという状況なんだけれどもと電話がかかってきましたので、これも、もはや自分で動きにくいという状況も分かりましたので、警備会社から救急車を呼ぼうという手配をさせていただき、これも治療に結びつけて生命の確保につながったケースでございます。

以上です。

**【吉田委員長】** 中川副委員長。

**【中川副委員長】** 分かりました。1問目は、会員増強や研修等を行って活性化につながっていったという認識ということでした。例えば会員の数が先ほど278名とあって、少しそれが増えたとか、そういったことがあると分かりやすいかなと思ったのですが、そういったところで、こんなところで具体的な成果があったか、もしあればというのと、あとそれと380万円前後の決算の額のうち、事務局の経費が多くて、それぞれのクラブなどへの補助では思ったほどの額ではないのかなと思ったのですが、380万円前後の額というのが十分かどうか、その辺は担当としてどのように考えているかお尋ねしたいと思います。

2点目です。2件は救急搬送で命に関わるような形ではなかった、そういったお話でありましたが、通報システムの機器というのが貸与が10件ということで、これが多いのか少ないのか、なかなか難しいところですが、そうした形で在宅のご高齢の方の身の安全の確保につながるということであれば、こうしたシステムをより活用していく、そのための例えば広報とか周知の在り方はどのように考えているのかというのをお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

**【吉田委員長】** 長岡課長。

**【長岡高齢介護課長】** まず、助成をする、支援することによって、シニアクラブの会員増などにつながったか否かというようなお尋ねでございますが、シニアクラブ自身も、単位も会員を増やしていくというのに苦慮しているという状況ではございます。ですから、むしろ否定的なというか、弱気な言い方かもしれませんが、会員増にはつながらないんですけれども、単位がまず維持できている、会員を維持している単位クラブの活動が継続されているということも、単位15から減らしていないのも大切な要素のかな、ここも見えていかなきゃいけないかな、そこも狙っていかなきゃいけないかなと考えてございますので、もちろん会員が増えることにつながるのが一番いいことですが、現状を維持していくという部分も大切にしていきたいと考えてございます。

それから、あと、次の現状の予算額で十分か否かというご質問でございますが、予算につきましては、交付申請内容を確認の上補助を行っております。シルバーさんから出てくる交付申請の内容を確認した上で補助を行っておりますので、現状十分、かつ適正な額と判断しております。

2問目の緊急通報システムのPRなどでございますが、こちらにつきましては、町の暮らしの便利ガイドに掲載してございます。また、介護保険料の決定通知を毎年通知させていただいているんですが、その通知書の中に案内パンフレットを入れさせていただいて、こういう制度がありますということを皆さんに見ていただいております。さらにケアマネジャーさんにもこの制度があることを周知させていた

だいておりますので、ケアプランなどを作る、あるいは相談する中で、この人にはこういうシステムが適当かなということを見計らっていただいた場合、その使用をお勧めしていただいていたたり、そういう機会ですっていただくようなPRをさせていただいているところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 それでは、これで質疑を打ち切ります。

暫時休憩します。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会義を再開いたします。

準備ができましたら説明をお願いします。

長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 それでは、高齢介護課所管の介護保険事業特別会計令和元年度の決算についてご説明させていただきます。タブレット資料は021高齢介護課（介護保険事業特別会計）をご覧ください。説明に当たりましては、こちらの説明資料を基に説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、決算書は139、140ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費です。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、高齢介護課介護保険担当職員12名分の人件費です。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源です。歳入番号①、決算書137、138ページの職員給与費等繰入金、歳入番号②、決算書同ページ中ほどの前年度繰越金、歳入番号③、決算書同ページ下ほどの雑入よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、3ページをご覧ください。介護保険運営事業事務経費は、介護保険事業運営のための事務経費です。報酬は、介護保険運営協議会委員の報酬、旅費は、職員の普通旅費、需用費消耗品費は、窓口説明用のパンフレットなどの購入費、印刷製本費は、被保険者証等の印刷費です。役務費は、被保険者証等の郵送料や国保連合会専用回線使用料、国保連合会共同処理手数料です。委託料は、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料、使用料及び賃借料は、介護保険システム及び住基システムのコンピュータ借上料、負担金補助及び交付金は、介護サービス情報提供システム、県町村情報システム、介護保険指定機関管理システム等の負担金です。

下の表をご覧ください。介護保険運営事業事務経費の特定財源です。歳入番号①、決算書135、136ページのシステム改修補助金、歳入番号②、決算書137、138ページの事務費繰入金、歳入番号③、決算書同ページの前年度繰越金よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。2項徴収費1目賦課徴収費の介護保険料賦課徴収事務経費は、介護保険料の賦課徴収に関わる費用です。需用費印刷製本費は、納入通知書、窓付き封筒代等です。役務費は、納付書等の郵送料と口座振替及び特別徴収にかかる手数料です。委託料は、コンビニエンスストア収納代行委託料と納入通知書封入処理委託料です。

下の表をご覧ください。介護保険料賦課徴収事務経費の特定財源です。歳入番号①、決算書137、138ページの事務費繰入金、歳入番号②、決算書同ページの第1号被保険者延滞金よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、5ページをご覧ください。3項1目介護認定審査会費の介護認定審査会経費は、介護保険の要介護・要支援認定の申請を受けた場合に、認定調査員が本人に面接調査をし、主治医の意見書を添えて認定審査会に諮り、審議し、その結果を通知するための経費です。報酬は、審査会の委員報酬で、開催回数は60回でした。また、審査判定に関わる制度改正が令和元年度はなかったため、その研修会の出席報酬分が不用額となっております。報償費謝礼は、委員の内定者研修の受講謝礼で、5名を見込んでおりましたが、委員の入替えがなかったため全額不用額となりました。旅費は、審査会委員の費用弁償と普通旅費、需用費の消耗品費は、プリンタのトナーカートリッジと審査会資料作成用紙の購入費、役務費は、認定審査結果通知書の郵送料です。

下の表をご覧ください。介護認定審査会経費の特定財源です。歳入番号①、決算書137、138ページの事務費繰入金、歳入番号②、決算書同ページの前年度繰越金よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、6ページをご覧ください。2目認定調査等費の認定調査等経費は、要介護・要支援認定申請による介護認定審査会経費以外の認定調査等の事務経費です。共済費は、認定調査員の社会保険料、賃金は、認定調査員5名分の賃金、旅費は、認定調査員等の研修旅費と認定調査のための交通費、需用費消耗品費は、認定調査の用紙代とマスク購入費、印刷製本費は、認定結果通知用の封筒代です。役務費は、主治医意見書依頼書の送付と受取人払等の郵送料の通信運搬費及び主治医意見書の作成手数料です。委託料は、県外の施設に入所されている方の調査委託料、使用料及び賃借料は、調査時の病院等の駐車場料金と有料道路通行料でございます。

下の表をご覧ください。認定調査等経費の特定財源です。歳入番号①、決算書137、138ページの事務費繰入金、歳入番号②、決算書同ページの雑入、歳入番号③、決算書同ページの要介護状態等の審査判定等に関する委託料よりそれぞれ財源充当してございます。

続きまして、7ページをご覧ください。決算書は141、142ページです。2款保険給付費1項1目介護サービス等諸費の介護サービス事業費は、介護保険法第41条ほかの規定により、要介護1から5までの方に介護保険給付を行ったもので、介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付したものでございます。サービス内容等につきましては、この後、令和元年度介護保険事業の状況の中でご説明させていただきます。支出は、全額負担金補助及び交付金でございます。

下の表をご覧ください。介護サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書133、134ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの滞納繰越分普通徴収保険料、歳入番号④、決算書同じページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分と歳入番号⑤、決算書同じページの調整交付金の現年度分調整交付金、歳入番号⑥、決算書同じページの介護保険災害臨時特例補助金の現年度分、歳入番号⑦、決算書135、136ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑧、決算書同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑨、決算書同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分、歳入番号⑩、決算書137、138ページの低所得者保険料軽減繰入金の現年度分、歳入番号⑪、決算書は同ページの基金繰入金からの介護給付準備基金繰入金、歳入番号⑫、決算書は同ページの繰入金の前年度繰入金よりそれぞれ財源充当しております。保険給付費は、居宅給付費と施設等給付費に分けられ、その財源割合は、居宅給付費は国が25%、県が12.5%、町が12.5%、施設等給付費は、

国が20%、県が17.5%、町が12.5%となっております。なお、国は調整交付金を含む割合となっております。残りの50%は被保険者分となり、居宅給付費、施設等給付費ともに、65歳以上の第1号被保険者は23%、40歳から64歳までの第2号被保険者は27%と設定されております。

続きまして、8ページをご覧ください。介護予防サービス事業費は、介護保険法第53条ほかの規定により、要支援1・2の方に介護保険給付を行ったもので、介護サービス費の9割、8割、7割を現物給付したものです。サービス内容等につきましては、先ほどの介護サービス事業費と同様に後ほどご説明させていただきます。支出科目は、全額負担金補助及び交付金です。

下の表をご覧ください。介護予防サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書133、134ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、決算書同ページの調整交付金の現年度分調整交付金、歳入番号⑤、決算書135、136ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書は同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑦、決算書同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分よりそれぞれ財源充当しております。

続きまして、9ページをご覧ください。2項その他諸費1目審査支払手数料は、介護保険法第176条の規定により介護サービス等諸費の請求に伴う審査手数料です。4万6,305件分を国民健康保険団体連合会へ支払いました。支出は、全額役務費手数料でございます。

下の表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①、決算書133、134ページの保険料の現年度分特別徴収保険料、歳入番号②、決算書は同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書は同ページの国庫支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号④、決算書135、136ページの支払基金交付金からの介護給付費交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書同ページの県支出金からの介護給付費負担金の現年度分、歳入番号⑥、決算書同ページの一般会計繰入金からの介護給付費繰入金の現年度分よりそれぞれ役務費に充当しております。

続きまして、10ページをご覧ください。3項1目高額介護サービス等費の高額介護サービス事業費は、介護保険法第51条の規定により、要介護認定者にかかる介護サービス費の利用者負担額が高額な世帯に対し所得に応じて高額介護サービス費を支給して、利用者負担の軽減を図ったものでございます。件数は全部で4,775件でした。全額負担金補助及び交付金でございます。

下の表をご覧ください。高額介護サービス事業費の特定財源です。こちらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の審査支払手数料と同一の財源構成でございますので、省略いたします。

続きまして、11ページをご覧ください。高額介護予防サービス事業費は、介護保険法第61条の規定により、要支援1・2の方に対する利用者負担額の軽減を図ったものです。件数は39件でした。

下の表をご覧ください。高額介護予防サービス事業費の特定財源です。こちらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の高額介護サービス事業費と同一の財源構成でございますので、省略させていただきます。

続きまして、12ページをご覧ください。4項1目高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス事業費は、介護保険法第51条の2の規定により、要介護1から5の人で、先ほどの高額介護サービス費のほかに医療保険と介護保険を利用されている方で、医療費と介護サービス費の両方の額を合

計し、定められた年額の限度額を超えた部分につきまして、介護保険該当額を高額医療合算介護サービス費として支出し、負担軽減を図ったもので、270件分でございます。支出は、全額負担金補助及び交付金でございます。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の特定財源です。こちらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の高額介護予防サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、13ページをご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費は、介護保険法第61条の2の規定により、介護予防サービス費を利用されている方の医療費合算による負担軽減を図ったもので、対象は6件でした。

下の表をご覧ください。高額医療合算介護予防サービス事業費の特定財源です。こちらの財源、歳入番号①から⑥は、前段の高額医療合算介護サービス事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、14ページをご覧ください。決算書は143、144ページです。3款地域支援事業費1項1目介護予防生活支援サービス事業費は、要支援1・2の方の訪問介護ホームヘルプと通所介護デイサービスの総合事業移行に伴い、保険給付費から地域支援事業費に移行した分で、第1号訪問事業、第1号通所事業として世帯の所得状況に応じて9割、8割、7割を現物給付し、介護予防に努めていただいたものです。年間の利用件数は、訪問が978件、通所が1,952件でした。支出は、全額負担金補助及び交付金でございます。

下の表をご覧ください。介護予防生活支援サービス事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書133、134ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分の普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業等交付金の現年度分と歳入番号④、決算書同ページの現年度分調整交付金と歳入番号⑤、決算書同ページの保険者機能強化推進交付金、歳入番号⑥、決算書135、136ページの支払基金交付金の地域支援事業交付金の現年度分と歳入番号⑦、決算書同ページの同過年度分、そして歳入番号⑧、決算書同ページの県支出金の介護予防事業交付金の現年度分、歳入番号⑨、決算書同ページの一般会計繰入金の介護予防事業費繰入金の現年度分、歳入番号⑩、決算書同ページの前年度繰越金よりそれぞれ負担金補助及び交付金に充当してございます。地域支援事業費の介護予防・日常生活支援総合事業の財源割合は、国が25%、県が12.5%、町が12.5%で、国は調整交付金を含む割合です。残りの50%は、保険給付費と同じに第1号被保険者が23%、第2号被保険者は27%でございます。

続きまして、15ページをご覧ください。2目介護予防ケアマネジメント事業費は、要支援1・2の方の前段の介護予防・生活支援サービス事業を利用するためのケアマネジメントの費用で、年間利用件数は1,418件でした。

下の表をご覧ください。介護予防ケアマネジメント事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書133、134ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの介護予防事業費等交付金の現年度分と歳入番号④、決算書135、136ページの支払基金交付金からの地域支援事業交付金の現年度分、そして歳入番号⑤、決



算書同ページの県支出金の介護予防事業費等交付金の現年度分、歳入番号⑥、決算書同ページの一般会計繰入金の介護予防事業等繰入金の現年度分よりそれぞれ委託料に充当しております。

続きまして、16ページをご覧ください。2項1目一般介護予防事業費の介護予防事業費は、高齢者の生活の質の向上や心身機能の強化改善や社会参加を促し、介護予防に努めていただくための事業実施費用です。誰でも会場に集まれば参加できる元気はっけん広場や地域のつどいの場などに介護予防の専門知識を持った講師を派遣する介護予防講師派遣事業などを実施しました。参加者は、備考欄に記載のとおりでございます。支出につきましては、報償費は、元気はっけん広場開催時の手話通訳者の謝礼等です。需用費の印刷製本費は、介護予防事業参加者への通知用の封筒代です。役務費は、参加申込者への通知等の郵送料、委託料は、介護予防事業の実施委託料です。この不用額は新型コロナウイルス感染症予防のため事業の一部中止による執行残でございます。

下の表をご覧ください。介護予防事業費の特定財源です。歳入番号①から③、そして歳入番号⑤から⑦は、前段の介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源更正です。これに歳入番号④、決算書133、134ページの国庫支出金の保険者機能強化推進交付金の現年度分を加え、充当先は資料記載のとおりとなっております。

続きまして、17ページをご覧ください。3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的支援事業の地域包括支援センター事業費は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けられるよう介護予防ケアマネジメント、総合相談、権利擁護、包括的ケアマネジメントを行う寒川町地域包括支援センターを運営するための委託料です。役場本庁舎での相談業務に加え、南部及び北部公民館で毎週1回ずつ出張相談を開催しました。相談は、高齢者本人やその家族だけでなく、地域の人やケアマネジャーなどからも受けております。介護サービス計画を作るための本人の身体状況や課題を見つけていく過程で本人のみならず家族も問題を抱えているケースを見つけ、その対応について相談を始めることもございます。このような場合は包括支援センターの持つネットワークを活用しながら適切な機関を案内したり、町の関係部署などと連携して課題解決を図ったりしております。高齢者に関わる相談の窓口として社会福祉士や保健師など多職種の職員を置き、それらが協働して相談に対応してございます。支出科目は、全額委託料で、不用額は、人員配置の減によるものです。職員1名の退職があり、その後任補充がかなわなかったものです。

下の表をご覧ください。地域包括支援センター事業費の特定財源です。歳入番号①、決算書133、134ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書同ページの現年度分普通徴収保険料、そして歳入番号③、決算書同ページの国庫支出金からの包括的支援事業等交付金の現年度分、歳入番号④、決算書135、136ページの県支出金の包括支援事業等交付金の現年度分、歳入番号⑤、決算書137、138ページの繰入金からの包括支援事業等繰入金の現年度分、そして歳入番号⑥、決算書同ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ委託料に充当しております。地域支援事業費の包括的支援事業任意事業費の財源割合は、国が38.5%、県が19.25%、町が19.25%、第1号被保険者が23%です。第2号被保険者の費用負担はございません。

続きまして、18ページをご覧ください。2目任意事業費の任意事業費は、町内の介護施設の利用者の不安や疑問などを聞き、介護サービス提供事業者と町との橋渡し役を務める介護相談員や成年後見制度

にかかる費用と家族介護教室等の事業を実施しました。報償費は、介護相談員6名の謝礼と家族介護教室の開催時の講師謝礼、旅費は、介護相談員の研修旅費の費用弁償と成年後見人申立書提出時の普通旅費、需用費の消耗品費は、認知症サポーター養成講座用の副読本の購入費と家族介護教室の食材費、役員費は、成年後見申立ての費用と福祉用具・住宅改修理由書の作成手数料と相談員の損害保険料です。委託料は、徘徊老人のためのSOSネットワークの委託料、使用料及び賃借料は、町ホームページに掲載の「これって認知症？」という認知症のチェックサイトの提供に伴う使用料、扶助費は、成年後見制度利用の申立費用や報酬の支払いが困難な方に対して費用の扶助を行う成年後見人報酬費の扶助でございいます。

下の表をご覧ください。任意事業費の特定財源です。歳入番号①から⑤までは、前段の地域包括支援センター事業費と同一の財源構成でございいます。これに歳入番号⑥、決算書137、138ページの諸収入の雑入を加え、充当先は資料記載のとおりとなっております。

続きまして、19ページをご覧ください。3目在宅医療介護連携推進事業費の在宅医療介護連携推進事業費は、茅ヶ崎市と共同して行っている医療と介護の両方の援助が必要な人のために包括的に支援できるような仕組みの検討や研修を行う在宅医療介護連携推進事業を実施するための費用の本町の負担金でございいます。支払は、負担金補助及び交付金で、茅ヶ崎市へ支出しました。

下の表をご覧ください。在宅医療介護連携推進事業費の特定財源です。歳入番号①から⑤は、前段の任意事業と同一の財源更正です。これらを本事業費に充てております。この在宅医療介護連携推進事業費では、令和元年度は、医療職、介護職から成る医療介護連携推進部会議2回、相談窓口検討グループ会議4回、病院間情報交換会2回、多職種連携研修会3回、そして自立した長寿社会を目指して明るく生きるためにをテーマにした住民向け研修会1回などを実施し、医療分野と介護分野の連携を深めました。

続きまして、20ページをご覧ください。4目生活支援体制整備事業費の生活支援体制整備事業費は、高齢者が住み慣れた地域で継続して生活していくために必要な生活支援サービスや介護予防サービスについて地域の実情に即した基盤の整備を図るために、寒川町生活支援・介護予防サービス基盤整備推進会議を開催するとともに、生活支援コーディネーターを配置した事業です。支出の報償費は、推進会議委員の謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して生活支援コーディネーターを配置したものです。

下の表をご覧ください。生活支援体制整備事業費の特定財源です。歳入番号①から⑤は、前段の在宅医療・介護連携推進事業費と同一の財源構成ですので、省略いたします。

続きまして、21ページをご覧ください。決算書は145、146ページです。5目認知症総合支援事業費の認知症総合支援事業費は、認知症状のある人ができるだけ住み慣れた環境で暮らし続けられるように専門医や保健師らで構成する認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員による活動を通して本人や家族を支援したものでございいます。支出につきましては、報償費は、認知症初期集中チーム会議のサポート医への謝礼、委託料は、町社会福祉協議会に委託して認知症地域支援推進員を配置したものです。

ページ下の表は、本事業費の特定財源です。歳入番号①から⑤は、前段の生活支援体制整備事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、22ページをご覧ください。6目地域ケア会議推進事業費の地域ケア会議推進事業費は、

医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめ民生委員児童委員協議会や介護サービス事業所連絡会や社会福祉協議会など多職種協働による会議を開催し、個別事例から地域包括支援ネットワークの構築と地域課題の把握などについて協議し、町としての課題を検討したものでございます。支出の報償費は、会議出席に伴う参加者への謝礼でございます。

下の表をご覧ください。本事業費の特定財源です。歳入番号①から⑤は、前段の認知症総合支援事業費と同一の財源更正ですので、省略させていただきます。

続きまして、23ページをご覧ください。4項その他諸費1目審査支払手数料の審査支払手数料は、要支援1・2の方が総合事業の訪問介護ホームヘルプと通所介護デイサービスを利用した4,348件分の審査支払手数料です。支出科目は、役務費手数料でございます。

下の表をご覧ください。審査支払手数料の特定財源です。歳入番号①から⑥は、資料15ページの介護予防ケアマネジメント事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、24ページをご覧ください。2目高額介護予防サービス費相当事業費の高額介護予防サービス費相当事業費は、保険給付費の高額介護サービスに準じ自己負担が高額な世帯に対し、世帯の所得状況により定められた額を超えた額について給付を行い、利用者の負担の軽減を図ったものです。該当は6件でした。支出科目は、負担金補助及び交付金となっております。

下の表をご覧ください。本事業費の特定財源でございます。歳入番号①から⑥は、前段の審査支払手数料と同一の財源構成ですので、省略いたします。

続きまして、25ページをご覧ください。3目高額医療合算介護予防サービス費相当事業費の高額医療合算介護予防サービス費相当事業費は、保険料給付費に準じ医療費と総合事業費の両方の額を合計し、定められた年額の限度額を超えた部分について給付し、利用者の負担軽減を図ったものです。該当は4件でした。

下の表をご覧ください。本事業費の特定財源でございます。歳入番号①から⑥は、前段の高齢介護予防サービス費相当事業費と同一の財源構成ですので、省略させていただきます。

続きまして、26ページをご覧ください。4款1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金の介護給付費準備基金積立金は、前年度決算に伴う介護保険料の余剰金を急激な保険給付費増による保険料の不足の際に充当するために基金に積み立てておくもので、支出科目は積立金となっております。令和元年度は、保険者機能強化推進交付金分を地域支援事業費の財源とすることができたため、第1号被保険者保険料の余剰があり、その分も基金へ積立てしました。令和元年度末の基金残高は、決算書163ページに記載がございますが、4億9,009万9,000円でございます。

下の表をご覧ください。介護給付費準備基金積立金の特定財源です。歳入番号①、決算書133、134ページの保険料の現年度分特別徴収保険料と歳入番号②、決算書137、138ページの繰越金の前年度繰越金よりそれぞれ積立金に充当しております。

続きまして、27ページをご覧ください。5款1項公債費1目利子の一時借入金利子は、介護保険事業特別会計の運営資金に不足が生じた場合において、金融機関から一時借入れを行った際の利子を支払うためのものです。令和元年度は借入れを行っておりませんので未執行でございます。

続きまして、28ページをご覧ください。6款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目第1号被保険者

保険料還付金です。償還金利子及び割引料の過誤納還付金は、平成30年度分以前の介護保険料過誤納還付未済分のうち200名分、292件の保険料の還付金です。主な原因としましては、死亡、転出等の資格喪失によるものです。過誤納還付加算金は、日本年金機構からの通知により行った還付から加算が生じたものです。

下の表をご覧ください。第1号被保険者保険料還付金の特定財源です。歳入番号①、決算書137、138ページの繰入金の事務費繰入金と歳入番号②、決算書同ページの繰入金の前年度繰入金よりそれぞれ償還金利子及び割引料に充当しております。

続きまして、29ページをご覧ください。決算書は147、148ページです。2目償還金の介護給付費過年度分返還金は、平成30年度の国庫支出金、県支出金などを精算した結果、交付が多過ぎた分を返納したのものとなっております。支出科目は、全額償還金利子及び割引料です。内容につきましては、備考欄の記載のとおりでございます。

下の表をご覧ください。介護給付費過年度分返還金の特定財源です。歳入番号①、決算書137、138ページの繰越金の前年度繰越金より記載の充当額を充当しております。

続きまして、30ページをご覧ください。7款1項1目予備費につきましては、1款総務費と3款地域支援事業費、そして6款諸支出金へ合計12万221円を充用しました。

次に、31ページからの決算特別委員会提出資料令和元年度介護保険事業の状況につきましては、決算書の説明の後にいたします。

続きまして、決算書152ページをご覧ください。介護保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。1、歳入総額34億5,561万5,000円、2、歳出総額31億5,153万9,000円、3、歳入歳出差引額3億407万6,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5、実質収支額3億407万6,000円、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わらせていただきますが、引き続きまして、決算特別委員会提出資料の令和元年度介護保険事業の状況につきまして、タブレット資料31ページからご覧ください。介護保険担当の中瀬主査よりご説明させていただきますので、合わせてよろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 中瀬主査。

【中瀬主査】 引き続き、令和元年度介護保険事業の状況について、31ページ以降の資料にて説明いたします。32ページをご覧ください。このページでは、令和2年3月末時点での認定者数等について掲載しております。一番上の表、認定者数は、全体として昨年同時期と比べると51人の増で、全体の人数を基にすると、要支援1・2及び要介護1の比較的軽度と言われる認定度の方は915人で47.0%、要介護2及び3の中度と言われる認定度の方は576人で29.5%、要介護4及び5の重度と言われる認定度の方は457人で23.5%でした。

寒川町では、軽度と言われる方の割合が多い傾向でしたが、令和元年末は昨年同時期と比べ、軽度で0.9ポイントの減でした。中度と言われる人は0.8ポイントの増でした。重度と言われる人は0.3ポイントの増でした。実数での増減は、軽度で6人の増、中度で29人の増、重度で16人の増で、年間での増の約半分は中度の増によるものでした。

次の3つの表については、介護サービスを利用した人を大きく3つのサービスグループごと、介護度

別に利用者で表して、令和2年3月の利用者を集計したものです。最初の表は、居宅介護サービス、自宅にいて介護サービスを利用した人数です。居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスの利用者数合計の1,646人のうち1,142人の利用があり、69.4%に当たりますので、大半の人が自宅でのサービス、また自宅から通いのサービスを利用していることが分かります。

その次は、地域密着型サービスで、地域密着型認知症対応型のデイサービスやグループホーム、そして平成28年4月から定員が18人以下のデイサービスもこのグループになっています。寒川町の人が基本的に利用できる地域密着型サービスを利用した人数です。

その次の表は、施設介護サービスです。また、その次の表は、その施設区分ごとに介護度別に利用した人数を表したものです。施設サービスの利用者は、昨年度は利用者数に対して19.4%でしたが、本年度は19.7%と0.3ポイント増しました。

32ページ一番下の表は、介護度別に利用者数と未利用者数を表したものです。令和2年3月の利用者の中で複数のサービスを使用している人もいるので、軽度、中度、重度の区分での延べ人数になります。要支援1・2及び要介護1の軽度の人、利用者数は625人で、認定者は915人でしたので、68.3%の人が利用しました。また、要介護2及び3の中度の人、認定者576人のうち利用者が延べ594人でしたので、認定者のほとんどが介護サービスを利用していると考えられます。要介護4及び5の重度の人、認定者457人のうち利用者427人でしたので93.4%、全体としては84.5%の利用者がいました。

介護サービスは、利用される方ご自身の体の状態、家庭の状況、住んでいるところなどを考慮し、ケアマネジャーがその方が生活をするために必要適切なサービスを考え、ご提案し、利用される方、場合によっては家族、親族の理解を得てサービスを使っていくことになります。

介護認定を受け、介護度がついても、必ずしも全員が介護サービスを利用しているという状況ではありません。介護サービスを使わずに生活してみるという方もいますし、福祉用具の購入補助を使ってその用具を利用して生活すれば、生活が維持できるから、それでいいと言う方もいらっしゃいます。

33ページをご覧ください。このページでは、介護サービスごとに介護度別に介護給付として給付した実績を表にしています。上段には件数、下段には給付額となっています。毎月国保連合会を通して請求があったものを積み上げた年報のデータを表にしました。施設介護サービスの介護老人福祉施設は、原則として新規は介護3以上ということになっていますので、介護度の高い人の利用が多い状況です。全体としては、利用件数は4万6,904件、給付額は25億5,039万800円で、平成30年度が利用件数は4万4,867件、給付額は総額で24億8,408万9,377円でしたので、6,630万1,423円の増で、前年比2.7%の増でした。

34ページをご覧ください。このページでは、介護保険4施設やショートステイを利用する人の食事、居住費については、本人負担が原則ですが、低所得と言われる人について負担軽減を行っています。この給付は補足給付とも言いますが、この給付の状況についてまとめたものです。合計6,505万3,838円で、平成30年度が6,083万7,685円でしたので、421万6,153円の増、約6.9%の増でした。

35ページをご覧ください。この表では、居宅介護、いわゆる在宅での介護サービスについて、介護度別の平均給付額を出したものです。一部所得の高い人は、2割負担、3割負担が導入されていますが、そこは特に考慮せず、単純にサービス給付額をサービス受給者数で割ったものです。居宅介護サービス

については、介護度別に介護保険が使える上限額が決まっていますので、単純な数字の多寡で利用が多い少ないという見方はできませんが、保険者が寒川町の利用者で介護度別に平均どのくらい給付しているのかを出してみたものです。受給者1人当たりの平均給付額は、合計で9万6,135円でした。平成30年度の平均給付額は、9万3,955円でしたので、2,180円の増でした。

36ページ及び37ページをご覧ください。令和2年6月時点の保険料段階別、要介護別のサービス利用件数、給付額、サービス未利用者数を表にしたものです。保険料段階は、町で決められている10段階で表にしてあります。この表につきましては、国保連合会の審査後、保険給付は終わったもので、直近の月のデータの6月分でまとめ、参考資料としてつけました。

以上で、令和元年度介護保険事業の状況の資料説明を終わります。

**【吉田委員長】** 大変長い時間、説明ありがとうございました。本来であれば、この後、質疑に入りたいところではございますが、お昼を割り込んでおりますので、ここで暫時休憩をさせていただきたいと思います。再開は13時30分からといたします。

---

**【吉田委員長】** それでは、休憩を解いて会義を再開いたします。

前段で介護保険事業特別会計の説明までが終了いたしましたので、これより審査に入りたいと思います。それでは、これより質疑を受けますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** 2点お伺いします。まず14ページ、介護予防・生活支援サービスですけど、先ほどの説明では、若干増えているようなお話がありましたけど、実際介護保険を払っていても、なかなか利用できないという方もいるんじゃないかと思えますけど、それについて申請して受けられなかった方とかはいらっしゃるのかをお伺いします。

それと次の15ページ、介護予防マネジメントで、利用が見込みより少なかったということですけど、これに関して利用者を増やす方策というのは考えているのかお伺いします。

以上です。

**【吉田委員長】** 仲手川副主幹。

**【仲手川副主幹】** では、今、山田委員さんからの質問2点です。まず1点目、14ページの介護予防・生活支援サービスの利用の中で申請して受けられなかった人がいたのかどうかということについてお答えさせていただきます。こちらについてですが、基本的にケアマネジャーさんという形で包括支援センターの方をお願いしているんですけども、本人の体の状態とサービス利用が適当と判断しましたら、事業者さんと調整していただいております。中には訪問介護なんですけども、こちらが若干従業員の関係で手が回らなくなっているという状況を私どもも聞いておりますので、苦戦しているということも聞いてはおりますけれども、申請して受けられなかったかということ、お待ちいただいたりするケースはあると聞いてございます。

それと2点目、15ページのマネジメントなんですけども、これについては、14ページで利用されているサービスの方が使う場合のマネジメントという形になりますので、要支援1・2相当の方でデイサービス、ホームヘルプサービスを使う人がそれまでいなかったという形になります。見込みを下回ったと

ということにつきましては、私どもの推計で、もうちょっと認定の方が増えるのではないかと見込んでいたものより少なかったという状況になってございます。

以上です。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず、14ページの介護予防と生活支援サービス、ケアマネさんとかにいろんな相談しながらということですけど、待機ということになると、どうしてもそこですぐ利用されたい方が不満というか、やっぱりあるのかなと思いますので、その辺を臨機応変に対応していただきたいと思うんですけど、これは要望、それに関して何か対応策があればお伺いします。この1点だけでいいです。

【吉田委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 ただいまの待っていただいている方について、臨機応変に対応ができないかということについてのお答えになります。サービスを提供する側の余力といいますか、そちらもございまして、1つの事業所だけではなく、同じサービスを提供している事業者、いろんなところに当たってくださっている状況ではありますので、できる限り申請されている方が使えるように、いろんなところに当たっていただいている現状もございまして、可能な限りその辺りはケアマネジャーの方々にもお願いしてまいりたいと思っております。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、大きくは3点になります。まず、介護保険の財源構成、歳入に関わってくるかと思いますが、財源構成については、国が25%、都道府県が12.5%、町が12.5%、あとの残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者で賄われて介護保険の財源構成がされていると思いますが、国の調整交付金を町は令和元年度は何%いただいていたのかということと、調整交付金の推移です。以前確認したときは、ほとんどいただけていなかったような時期があったかと思いますが、その辺がどう推移してきたのかまずお答えいただけますでしょうか。

それから、介護保険事業は、介護保険を必要とする、サービスを必要とする人を認定して、必要なサービスを提供するということがまず1つ、それから一方で、以前介護保険がスタートした時点では、介護予防というのがほとんど事業としてできなかったわけですが、制度が変わってきて介護予防も介護保険の中で予防ができるようになって、介護保険の事業の中でしっかりと予防して、元気に長生きしていただく高齢者を、つくっていくという失礼だから、そういう体制を取ることが介護保険の中では行われていると思いますが、介護予防事業16ページで、総計の実施計画ベースでいくと、介護予防事業に参加される方の目標値として910人とされておりました。ここでは延べ人数として出していただいて、予防事業についても多くの参加者が見られるというのは理解するんですが、人数として910人というところに関してはどうだったのか、要は個人個人で見ると910の方が参加していたのかどうかということ、それからその部分で要介護、要支援の認定率を元年度については14.9%と効果指標として出してはいますが、実態として令和元年度の高齢者に対する要介護、要支援の認定率というのはどのくらいであったのかということをお知らせいただきたいと思っております。

それから、次の17ページ、包括支援センター事業費で備考の中に、人員配置の減による執行残と書いてありますけど、人員が減になったことによって何か影響はなかったのかどうかということをお知らせいただけますでしょうか。

【吉田委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 まず、私から1点目の調整交付金についてです。元年度の普通調整交付金の交付割合ですが、町は0.86%です。大変申し訳ありません。推移については今手元に資料がございません。ただ、委員おっしゃられるように、かつて6次ではなかなかいただけていなく、調整交付金は基準の割合は、保険者の責を問わない高齢者の年齢推移でいってはいらんですけれども、7次でまた年齢の基準が変わってきています。6次の終わりいただけるようになってきたんですけれども、また下がり気味になっているというのが、感覚的な話で大変申し訳ありませんが、そのような状況になっています。

2番目の介護予防の参加者、総合計画でも指標として計画値910人とあるけれども、延べではなくて、個人でどうでしょうかというようなご質問だったかと思います。大変申し訳ありません。今すぐにそれが出ていないんですけども、延べでいいますと、同じ方が何回も参加していただいているケースがあるというのは把握してございます。

あとは、認定率については……。

【吉田委員長】 伊波主査。

【伊波主査】 元年度の認定率につきましては、14.3%になっております。

以上です。

【吉田委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 あと、3番目の包括支援センターの人員減になったことについての影響はというご質問にお答えさせていただきたいと思います。こちらについては、当初の人数がいないということで、時間外に残務整理といいましょうか、書類整理されている時間があったりですとか、極力事務所に1人いてくださいということをお願いしているところなんですけれども、急遽現場に行かなくてはいけないというような案件が出て、オンコールを最後の人が持って出ていくというような形で対応したり、そういった場面が最近ではよく見られるような状況です。事務の負担が増えてきているというような状況です。

以上です。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 介護保険にかかる事務、包括支援センターで行う事務も増えているんだと思うんです、人数が増えてきているので。適正な配置というのは行っていただいたほうがいいかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、調整交付金の推移は分からないということですけども、少しもらえるようになったらなということですが、ただ、全国的な平均というか、全国的な状況から見ると、まだまだ寒川町は75歳以上の高齢者の割合が低かったりとか、それから所得段階の様々な割合、この辺も加味されるということなので、全国的に見るとこういうところなのかなと、ここは操作のしようがないから、しようがないとは思いますが、ただ、私の記憶が正しければ、調整交付金の国から本来5%来るところが来なかった部



分については、第1号被保険者にかかっているんでしたよね、たしか。そういうところも保険料の上がり下がりに関わってきてしまうということを考えると、元気に長生きしていただく方を介護保険の事業の中で、つくっていくという語弊がありますけど、そういう体制を町として整えていかなきゃいけないと思うんですけど、そういう意味で介護予防事業の参加目標の910人というのは、今データが出ませんということだったんですが、総合計画の実施計画の中にこういう数字として載せているので、決算委員会の席だったので、その数字はぜひいただきたかったなと思いますので、後で分かれば資料をいただければと思います。

それから、認定率14.3%ということで、想定よりも低いということは、元気に暮らしている高齢者の方の割合のほうが多いということは、好ましいのかなと思いますし、この数字が介護予防事業をしっかりやったことなんだと理解はいたしますので。ただ、認定率の考え方です。総合計画を見ると、年に1%ずつ上がっていくという想定をしているんだけど、当然高齢者が毎年毎年65歳を超える方ができてきます。認定率自体は、1%上がるということがしようがないことなのかなと感じちゃうんです。一生懸命予防事業等をやっていたら、高齢化が進んで全体の認定者の数は増えたとしても、認定率というのは、ある一定のところまでとどめられるんじゃないかなという気がするんですけど、認定率の上昇に向けての考え方、この辺はどのように整理されているのかお答えいただけますでしょうか。

【吉田委員長】 仲手川副主幹。

【仲手川副主幹】 介護予防ができてきているから認定率がそこまで上がらなかったのではないかとご評価いただきまして、ありがとうございます。認定率の上昇なんですけれども、実際に高齢者の世帯の中で前期高齢者、後期高齢者というような分け方をさせていただいております。65歳から74歳の方が前期、75歳以上の方が後期とって、後期高齢者になるほど介護サービスを使って生活を維持していただく方が多くなってございます。前期、後期の割合が本当にじわりじわりという形なんですけれども、上がってきています。昨年31年10月の段階では、高齢者人口のうちの後期高齢者の割合ですが、47.5%でした。その1年前の30年10月が45.6%、ここで約2%上がってきてしまっているんで、それについてはその伸びより何とか抑えられないかというような視点を持ちながら、認定率の見込み、計画値というのは考えさせていただいております。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

先ほど黒沢委員からの質問の中で、認定率の件は資料請求があったと思いますが、こちらはご用意いただけますでしょうか。来週の頭ぐらいによろしいですか。お願いいたします。

暫時休憩します。

---

【吉田委員長】 それでは、休憩を解いて会義を再開いたします。

中川副委員長。

【中川副委員長】 2点ほどお尋ねさせていただきます。1点目は、先ほど黒沢委員も触れられました17ページの包括支援センター事業費についてです。いつもここは決算で資料を出していただいているときは、包括支援のそれぞれの年度の実績というのか、相談件数とか、ケアプランの作成件数とか、訪

問件数、あと独居高齢者と訪問件数というのが備考についていたんですが、今年はないので、まずその数字についてお尋ねいたします。相談件数、ケアプラン作成件数、訪問件数、独居高齢者と訪問件数が1つ。

2つ目は、32ページの要支援、要介護の認定者数、今もお話が出たかと思いますが、についてです。これについても決算資料などから過去5年分まで遡って調べてみたんですが、年々当然ながら増加しているんですけど、大体毎年100人ぐらい増えていて、一番新しい数字では1,948人ということになっていて、5年前の28年は1,534人だから、400人ぐらい増えているから、毎年100人ぐらいずつ増えているということなんですが、要支援1から要介護5ごとに見てみると、要介護5の方は168から180ぐらいで、あまり増減はないんですが、要支援2とか要介護1という比較的軽度の方は、それぞれ調べると80人から114人ぐらいずつ増えていて、その背景、重度の方はあまり増減はないんだけど、軽度の方で認定が増えている背景、例えば仮に軽度のうちに認定して、様々なサービスを早めに提供することによって重度化を防ぐとか、そういう意味だったら前向きなのかなと思うんですが、その背景についてどのように見ているのか。ただ、さっきの説明で元年末で、昨年と比べると、むしろ中度とか、重度の方の比率が増えているみたいな話もあったので、経年で見るか、単年度というか、2年ぐらいの幅で見ると違ってくるかもしれないのですが、その点についての背景をお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

【吉田委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 まず、1点目の包括支援センターにかかる令和元年度の相談などの実績の件数でございます。令和元年度相談件数につきましては6,727件、ケアプラン作成件数につきましては3,085件、訪問件数につきましては598件、独居高齢者等訪問件数につきましては、1,229件でございます。

2つ目の認定につきまして、軽度認定が増えている背景はどう見えていますかというお尋ねでございますが、1つに、早期に認定を受けまして介護予防したいという方の意識の変化があるかを見ております。また、入院中の新規申請の方で重い介護度がついた後、退院後に回復して更新申請の際に介護度が軽くなるというケースも聞いてございます。また、かかりつけ医などに勧められて、先ほど申し上げましたとおり、念のために申請しておこうというケースもあると聞いてございます。このような背景があるのではないかと見てございます。

以上です。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 それぞれお答えいただきました。まず1点目の包括支援は、相談件数を見ても、これも5年間遡って調べてみたら、今一番新しい数字は6,727件ということだったんですけど、平成27年3,519件の相談件数だったから、倍まではいかないけど相当増えているし、ケアプランの作成も27年は1,631件だったのが今回3,085件ということですので、かなりの伸びを示しているかと思います。その意味では、先ほど備考で黒沢委員も、地域包括支援センターの人員配置の減、退職された方がいらっしやって補充もかなわなかったというご懸念も示されたかなと思いますが、その意味では、いろいろ扱っている件数が増えていく中で、現状の体制といえますか、その辺で大丈夫なのかどうか、特に元年度決

算だから元年度の体制が大丈夫だったのかとか、あるいは現状の体制が十分なのか、2年度の話になっちゃうけど、ランチも作ると、その話もあったので、それをどのように捉えているのかということをお尋ねしたいと思います。1点目。

2点目の要支援、要介護の認定者の話ですけど、早期の認定で介護予防を図る、その意味合いもあるのではないかと、幾つかある理由のうちの1つということで示されたかなと思いますが、そうした背景があるとしたら、そのことがどの程度重度化を防いでいるという認識なのか、あるいは特に要支援1とか2に関しては、何年か前に対象者へのサービスの主体が市町村になったかなと思いますが、そのことの影響というのがあるのかどうか、その点についてはどのようになっているかをお尋ねしたいと思います。

【吉田委員長】 長岡課長。

【長岡高齢介護課長】 まず、1点目の包括支援センターの職員の体制でございますが、委員おっしゃいますとおり、それぞれ相談件数がうなぎ登りに上がっているという中で、今現在欠員が生じてございます。今後もこの件数の増加は当然見込まれます。その意味でも南部の相談室を作っていくということもございますので、当然現体制では難しくなってくるということは主管課としても承知しておりますので、この点につきましては、職員の増員、あるいはしっかりとした雇用の確保、職員の配置を図っていかなければいけないと思っております。ただ、ご承知のとおり、教育現場ですとか、福祉現場になかなか人が来ないという現状もございまして、今欠員のところも、ただ甘んじているわけではなく、ハローワークですとか、様々なところに、職種、保健師さんですとか、あるいは資格を持った方をぜひいただきたいという募集をかけているところでございますので、そういう意味ではなかなか難しいのかなというのがありますけれども、このままではいけないという認識はございまして、人はしっかり増やして配置していきたいという方向で考えてございます。

それから、2点目のどの程度重度化を防げていると認識しているかというようなことでございますが、大変申し訳ないんですが、数値として、これぐらい重度化を防げたという具体的な数字は持ち合わせておりません。ただ、予防の段階においては、介護予防教室や講座に参加していただいている方につきましては、体力測定などの会がありまして、そのデータが教室に通い始めた頃と終わりの頃でどのような変化になっているかというデータは集めております。これによると、おおむね体力については維持、改善という参加者が多いというデータが出てございますので、こうした事業に参加していただいている方については、健康維持増進という部分では図られているのかなと、この点においてはそういう方たちが介護に入っていくというのをいくばくかは防げているんじゃないかと見てはございます。

また、要支援のサービスが市町村の主体に代わった影響もお尋ねいただきましたけれども、町と地域包括支援センターがより密接に関わって、介護予防事業の実施者だけでなく、様々な機関と連携することで町民、地域全体における総合的な介護予防につながる事業が求められるようになってきたと感じているところでございます。

また、国からの交付金は、給付については実績に応じて交付されておりますけれども、地域支援事業費に対する交付金については上限値がございまして、その値を超えてしまうと、超えた分は町の負担にならざるを得ないということも生じてきております。さらに高齢者の皆さんには将来的にどう生活していきたいのかなどを考えていただきながら、そのためどのような意識を持ってもらうかというのも市町

村が工夫して、高齢者の方に伝える必要も今出てきているところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 大変申し訳ありません。本来ですと、高齢介護課一般会計の自分の質問終わりにお願いすればよかったですけど、資料の追加請求をさせていただきたいと思っています。2つありまして、1つが、ひとり暮らし老人等給食サービス事業委託料の契約書の写し、単年度で随意契約ということなので、できれば3年分の契約書の写し、それから、もちろん情報的に出せないところは黒塗りしていただいて構いませんので、それと随意契約は、去年の決算で質問があった後にアンケートを取って、また随意契約をすることになったとおっしゃっていたので、アンケートの回答用紙と、それから回答のまとめを資料として請求したいんですが。

【吉田委員長】 どうですか。出せますか。明日中でいいですか。横手委員、それでいいですか。では、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、他になければ、これで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

暫時休憩します。

---

【吉田委員長】 それでは、休憩を解いて会義を再開いたします。

続きまして、また福祉部保険年金課の審査に入りたいと思いますので、執行部より説明を求めます。

亀山部長。

【亀山福祉部長】 福祉部最後になります。保険年金課が所管いたします一般会計国民健康保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計となります。説明につきましては大平保険年金課長が、また質疑につきましては、出席職員で対応いたしますので、よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 大平保険年金課長。

【大平保険年金課長】 それでは、福祉部保険年金課所管の令和元年度一般会計の決算につきましてご説明させていただきます。なお、説明に当たりましては決算特別委員会説明資料を基にご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

決算書は71、72ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費でございます。タブレット資料は030保険年金課一般会計の2ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。これは一般会計から国保特別会計へ事業費を繰り出すもので、決算額は3億4,280万1,190円でございます。

下表をご覧ください、この繰出金の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の33、34ページの国庫による保険基盤安定負担金の保険者支援分、歳入番号3、決算書の37、38ページの県費による保険基盤安定負担金の保険者支援分とともに交付されます。これは保険料の軽減対象となりました一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を国が2分の1、県及び町が4分の1を負担するものでございます。

戻りまして、歳入番号2、県費による保険基盤安定負担金の保険料軽減分は、一定所得以下の世帯を対象として保険料を軽減した場合に交付され、その減額相当分の4分の3を県が、4分の1を町が負担

するものでございます。

決算書は73、74ページ、3目老人福祉費でございます。タブレット資料は3ページをご覧ください。健康診査事業費であります。後期高齢者医療被保険者の健康の保持増進のために健康診査を実施いたしました。需用費につきましては、問診票や受診券の印刷製本費、役務費では、問診票などの通信運搬費、国保連合会への審査支払手数料の手数料、委託料では、医師会に対する健康診査委託料でございます。健診の受診率につきましては36.19%で、2,163人が受診いたしました。

下表をご覧ください。健康診査事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の45、46ページの広域連合高齢者健康診査事業費補助金は、医師会等への委託料に充てており、1人1万円の補助でございます。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金でございます。これは一般会計から後期高齢者医療特別会計へ事業費を繰り出すもので、決算額は4億7,708万3,268円でございます。詳細につきましては、この後の後期高齢者医療特別会計でご説明させていただきます。

下表をご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計繰出金の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の37、38ページの後期高齢者医療基盤安定制度負担金は、一定所得以下の人に対しまして保険料を軽減した場合に交付され、その減額相当分を県が4分の3、町が4分の1負担するものでございます。

次に、決算書は73、74ページの4目国民年金費でございます。タブレット資料は5ページをご覧ください。年金事務は、日本年金機構藤沢年金事務所と連携しながら、国からの法定受託事務の業務を進めております。年金制度の普及や制度の理解を深めるため、窓口での相談や広報紙での啓発及び保険料免除申請や学生納付特例等の手続きを行っております。職員給与費でございますが、給料、職員手当等共済費につきましては、課長を含む職員3名分の人件費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の37、38ページの国民年金協力連携事務費委託金は、法定受託事務に付随する事務などに交付され、事業全般に充てております。歳入番号2、国民年金特別障害給付事務費委託金は、任意加入期間中に発生した障害給付事務に対して交付され、事業全般に充てております。歳入番号3、国民年金事務費委託金は、法定受託事務に対して交付され、本事業に充てるほか備考欄記載の事業に充てております。

続きまして、タブレット資料は6ページをご覧ください。年金事務経費でございますが、国民年金の事務に関わる経費でございます。旅費につきましては、説明会等出席のための普通旅費、需用費では、主に事務用品、役務費では、年金事務所等事務連絡用の切手代、使用料及び賃借料では、年金システムの借上料、償還金、利子及び割引料は、平成30年度国民年金事務費交付金の返納金でございます。

下表をご覧ください。年金事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の37、38ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てるほか、備考欄に記載の事業に充てております。

タブレット資料は7ページをご覧ください。国民年金推進事業費でございますが、窓口対応業務のための臨時職員1名分の賃金でございます。

下表をご覧ください。国民年金推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の37、38ページの国民年金事務費委託金を本事業に充てるほか、備考欄に記載の事業に充てております。

以上で、一般会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 暫時休憩します。

【吉田委員長】 それでは、休憩を解いて会義を再開いたします。

大平課長。

【大平保険年金課長】 大変申し訳ございません。先ほど3ページの老人福祉費の健康診査事業費で、受診率につきまして「36.19%」と申し上げたんですけれども、「35.4%」の間違いで、訂正させていただきたいと思います。

【吉田委員長】 それでは、説明が終わりましたので、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 今まさに訂正があったところですけども、後期高齢者の方の健康診査の受診率が35.4%でしたということですが、これが高いか低い、なかなか判断は難しいんですが、ただ、総合計画の実施計画を見ると、44.88%まで受診率を上げていきますという指標を出していますので、今回のこの結果をもってどう見ているのか、健康診査の受診率が上がることによって、疾病の早期発見であるとか、後期高齢者の方の健康の保持増進に当然つながっていくと思いますので、高ければ高いほうがいいんだと判断しますので、この結果を踏まえて担当課としてどう捉えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 高齢者の健康診査の受診率のまずこのパーセンテージは、決してこの先いいということではない、やっぱり上げていくべきものですし、今まで課題を課題として向かい合うのがこの数字だったと認識しております。本年度、今までずっと高齢者に関しては、健診後のアフターケアというか、保健事業に結びつくような動きはなかったものですから、それを課題として今年度新たに始めている事業があります。その中で高齢者健診は、基本的にはその方の健康状態の把握とその先の健康を予測するための大事なキーポイントというか、事業だと思っておりますので、やはり上げていくという意気込みで今、令和2年度ですけれども、事業をしております。35.4%は問題がある数字というか、課題がある数字ですし、基本的には伸び代があると認識しております。

以上です。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 課題として捉えていますということでした。受診率を上げていくには、これまでも個人の皆様に勧奨してきたと思います、対象者がしっかりと把握できているので。そういう中で周知もしてきたと思うんですけど、令和元年度における受診率アップのための方策として、何か変えたところがあるのかどうか、皆さんはこういう質問をすると、2年度ではこういうことを考えましたと、ここを反省されて、今年予算を組んでいるでしょうから、そういう話になっていくんですけど、元年度の決算ですので、元年度に限ってアップに向けての方策は取られたのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 令和元年度の方策ですけれども、一番の方策は、次につなげるための高齢者健診の実績を課題分析したというのが最大の取組です。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【吉田委員長】 他にないようであれば、これで質疑を打ち切ります。

続けて特別会計に入りたいと思います。国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の審査に入りたいと思いますので、執行部の説明を求めます。

大平課長。

【大平保険年金課長】 引き続き、令和元年度国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。先に参考資料といたしまして、タブレット資料031国民健康保険特別会計の39ページから載っております国民健康保険事業状況につきまして、国保の加入状況などをご説明させていただきます。内容につきましては、過去5年間の国民健康保険事業概要で、今回は平成27年度から令和元年度までをまとめております。

国民健康保険特別会計の41ページをご覧ください。資料上段の1、国民健康保険加入状況でございますが、左から年度、町の状況、国保の状況、国保加入率の順に表示しております。元年度につきまして国保世帯数は、前年度比0.69%減で6,620世帯、被保険者数は1.87%減で1万627人と、社会保険加入や後期高齢者医療保険への移行等により減少しております。国保世帯数は前年度より46世帯が減少しておりますが、町の全世帯の約31%は国保に加入している状況であります。

次に、タブレット資料42ページをご覧ください。2ページの下段、5、保険料の推移になります。こちらは保険料現年分の推移と収納率を記載しております。令和元年度の収納率は92.05%で、前年度に比べ0.7ポイント減少しております。

続きまして、43、44ページには歳入の決算状況を、45、46ページには歳出の決算状況をそれぞれ記載しております。47から52ページにつきましては、医療の給付状況を記載しております。給付の状況でございますが、被保険者全体の医療給付の費用額は、被保険者数の減により減ってきております。また、53ページには高額療養費や出産育児一時金と葬祭費の状況を、54ページには保険料率及び賦課限度額の推移、財政調整基金の状況を、55ページには国民健康保険運営協議会の開催状況を記載しております。

タブレット資料56ページ以降につきましては、参考といたしまして、県より提供された30年度決算での県内の比較状況となっており、医療費や特定健診受診率、国庫、県費等の歳入の状況、保険料及び保険料の賦課方式や期割回数状況を掲載しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

それでは、国民健康保険事業特別会計の決算についてご説明させていただきます。決算書は115、116ページの1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費でございますが、給料、職員手当等共済費につきましては、担当職員9名分の人件費でございます。

下表をご覧ください、職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の111、112ページの職員給与費等繰入金でございます。この繰入金は、給与費のほか国保の事務経費に要する費用を一般

会計より繰り入れるもので、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

次に、タブレット資料は3ページ、国民健康保険運営事業事務経費は、国保事務に関する事務経費でございます。旅費につきましては、研修や会議出席のための普通旅費で、需用費では、国民健康保険関係法令規集等の消耗品費、国民健康保険被保険者証等の印刷製本費、役務費では、被保険者証等の郵送料、委託料では、システム改修委託料でございます。

下表をご覧ください、国民健康保険運営事業事務経費の特定財源でございますが、歳入番号1、職員給与費等繰入金は、本事業に充てるほか備考欄記載の事業に充てております。また、歳入番号2、決算書の113、114ページ、総務管理費補助金を本事業に充てております。

続きまして、タブレット資料は4ページ目をご覧ください。診療報酬明細書共同電算委託事業費は、県内保険者の共通事務を国保連合会に委託して共同で電算処理する費用でございます。

下表をご覧ください、事業費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の109、110ページ、特別調整交付金、歳入番号2、決算書の111、112ページ、職員給与費等繰入金は、本事業に充てているほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は5ページ目をご覧ください。2目連合会負担金国保連合会負担金につきましては、国民健康保険法第83条に基づき、会員である保険者が共同で国保事業の目的を達成するために必要な事業を行うことを目的に設立された公法人である国保連合会の安定した運営を図るための負担金で、保険者が均等に負担する保険者割と被保険者数に応じて負担する被保険者割がございます。

下表をご覧ください、国保連合会負担金の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の111、112ページ、職員給与費等繰入金は、本事業に充てているほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は6ページをご覧ください。2項徴収費1目賦課徴収費国保料賦課徴収事業事務経費は、国民健康保険料の賦課及び徴収に関する事務経費を支出いたしました。需用費、納付書、メールシーラーなどの印刷代、役務費では、納付書、督促状の郵送料と口座振替事務の手数料、委託料では、コンビニ収納代行の業務委託料、使用料及び賃借料では、コンピュータシステムの借上料、負担金補助及び交付金では、財務会計システム共同利用負担金でございます。不用額につきましては、備考に記載のとおり需用費印刷製本費の入札による執行残でございます。

下表をご覧ください、事業費の特定財源でございますが、歳入番号1の職員給与費等繰入金で、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は7ページをご覧ください。3項1目運営協議会費国保運営協議会運営経費につきましては、委員9名分の報酬と会長研修の旅費でございます。

下表をご覧ください、国保運営協議会運営経費の特定財源でございますが、歳入番号1、職員給与費等繰入金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

決算書は115、116ページ、タブレット資料は8ページをご覧ください。2款保険給付費でございます。保険給付費につきましては、国保特別会計の約7割を占めており、被保険者数の減少などにより保険給付費は昨年より1億2,375万6,815円減少しております。1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費につきましては、一般被保険者の疾病及び負傷に対し保険給付を行いました。決算額は27億9,149万6,640円で、前年度より9,485万8,333円の減となっております。



下表をご覧ください、一般被保険者療養給付費の特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は109、110ページ、普通交付金でございますが、本事業のほか備考欄記載のとおり他事業に充てております。

決算書の117、118ページ、タブレット資料は9ページをご覧ください。2目退職被保険者等療養給付費でございます。退職被保険者等の疾病及び負傷に対し保険給付を行いました。決算額は171万1,122円で、前年度より1,056万8,974円の減となりました。退職者医療制度は平成27年3月末で廃止され、被保険者が減ったことによる減でございます。

下表をご覧ください、退職被保険者等療養給付費の特定財源でございますが、歳入番号1の普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は10ページをご覧ください。3目一般被保険者療養費でございます。一般被保険者の疾病、負傷に対し、療養給付を受けない者の費用及び医療用装具の保険者負担費用の支給を行いました。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1の普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は11ページをご覧ください。4目退職被保険者等療養費でございます。一般被保険者と同様の経費でございます。

下表をご覧ください、特定財源は、歳入番号1の普通交付金で、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は12ページをご覧ください。5目審査支払手数料でございます。医療機関が診療費を請求する額につきまして国民健康保険団体連合会に委託審査してもらうための費用を支払いました。レセプト審査は全件実施しておりまして、件数は18万7,301件でございます。レセプト審査による効果額は280万9,515円でございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の109、110ページ、普通交付金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。また、歳入番号2、決算書の111、112ページの職員給与費等繰入金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

続きまして、タブレット資料は13ページをご覧ください。2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費でございます。一般被保険者の一部負担金が所得段階等に応じ一定金額を超えた場合、現金、または現物給付し、被保険者の負担軽減を図りました。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の109、110ページ、普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は14ページをご覧ください。2目退職被保険者等高額療養費でございます。一般被保険者と同様の経費でございます。決算額は8,562円、前年度より約267万円の減額となりました。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1の普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は15ページをご覧ください。3目一般被保険者高額介護合算療養費でございます。一般被保険者の医療保険及び介護保険の自己負担の合計が基準額を超えた場合に支給するものでございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1の普通交付金を本事業のほか備考欄に記

載の事業に充てております。

タブレット資料は16ページをご覧ください。4目退職被保険者等高額介護合算療養費でございます。一般被保険者と同様の経費でございます。支出はございませんでした。

続きまして、タブレット資料17ページをご覧ください。3項移送費1目一般被保険者移送費とタブレット資料18ページの2目退職被保険者等移送費でございますが、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により一時的、緊急的な必要性があり移送された場合に現金給付されるものでございます。一般、退職者ともに支出はございませんでした。

タブレット資料は19ページを、決算書は119、120ページをご覧ください。4項出産育児諸費1目出産育児一時金でございます。被保険者が出産した場合、出産児1人につき42万円を支給いたしました。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の111、112ページの出産育児一時金繰入金は、出産育児一時金総額の3分の2を法定で繰り入れるものでございます。

タブレット資料は20ページをご覧ください。5項葬祭諸費1目葬祭費でございます。被保険者が死亡した場合、その葬祭を行った者に5万円を支給いたしました。財源につきましては、一般財源でございます。

タブレット資料は21ページをご覧ください。3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分1目一般被保険者医療給付費分につきましては、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものでございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の109、110ページの普通交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号2、保険者努力支援金は、保険料の収納率や保健事業等の実績に基づいて交付されるものでございます。歳入番号3、特別調整交付金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号4、県繰入金2号分は、保険料収納向上対策や医療費適正化対策の取組に対して交付され、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号5、決算書の111、112ページ、保険基盤安定繰入金、歳入番号6、保険基盤安定繰入金保険者支援分でございます。歳入番号7、財政安定化支援事業繰入金は、高齢者が多いなど市町村の責めによらない理由による国保財政の影響を勘案して算出されております。歳入番号8、一般会計繰入金は、障害者の医療費助成等の町単独事業の実施により、国庫負担金の減額分を一般会計から繰り入れるものです。歳入番号9、国保財政調整基金繰入金は、国民健康保険の安定した財政運営を図るため積立額を確保しつつ、保険料上昇抑制のため活用するものでございます。

タブレット資料は22ページをご覧ください。2目退職被保険者医療給付費分につきましても、県が負担する県内市町村の保険給付費の財源とするために県へ納付するものでございます。

タブレット資料は23ページをご覧ください。2項後期高齢者支援金等分1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、タブレット資料は24ページの2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分につきましては、後期高齢者医療制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。

タブレット資料は25ページをご覧ください。3項1目介護納付金分につきましては、国民健康保険被保険者のうち40歳から64歳までの方の分で、介護保険制度に要する費用に充てるため県へ納付するものでございます。

タブレット資料は26ページをご覧ください。4款1項共同事業拠出金1目その他共同事業拠出金につきましては、退職被保険者の資格確認のために年金受給権者一覧表を作成する経費でございます。

タブレット資料は27ページ、決算書は121、122ページをご覧ください。5款1項保健事業費1目保健衛生普及費でございます。国民健康保険制度広報事業費につきましては、主に国民健康保険制度の広報用の小冊子やパンフレットなどの購入費でございます。

続いて、タブレット資料は28ページをご覧ください。医療費通知事業費でございます。医療費適正化のために実施しているもので、役務費につきましては、年2回の医療費通知及び年2回のジェネリック差額通知、重複投薬通知の郵送料でございます。ジェネリック差額通知の効果額は52万4,072円でございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の109、110ページ、県繰入金2号分は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は29ページをご覧ください。2項1目特定健康診査等事業費でございます。40歳から74歳までの被保険者を対象に6月から8月、そして令和元年度より2月も追加実施いたしました特定健診の費用でございます。需用費につきましては、健診案内用の紙などの消耗品や受診券、問診票などの印刷製本費、役務費では、郵送料と国保連合会への審査支払手数料、委託料では、医師会への健康診査委託料でございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書121、122ページの特定健診等負担金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

続いて、タブレット資料は30ページをご覧ください。特定保健指導事業費でございます。特定健康診査を受診した人のうち生活習慣病の発症、または重症化の危険がある人を対象に、保健師、管理栄養士が生活習慣の改善を指導、支援いたしました。令和元年度は、受診者2,640人のうち816人が該当者となり、そのうち157人が保健師や管理栄養士の保健指導を利用いたしました。共済費賃金につきましては、臨時職員の費用、報償費では、2教室分の講師謝礼、需用費では、指導用の教材費、役務費では、郵送料と国保連合会へのデータ管理手数料でございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書109、110ページの特定健診等負担金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号2の職員給与費等繰入金は、本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

資料は31ページをご覧ください。6款1項基金積立金1目基金積立金は、国保財政調整基金積立金でございます。決算額は、利息を含め1億2,772万3,374円でございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の109、110ページの国保財政調整基金積立金利子でございます。

タブレット資料は32ページをご覧ください。7款1項公債費1目利子は、国保特別会計の運営の資金繰りのために一時借入れをした際の利子で、借入れはございませんでした。

タブレット資料は33ページをご覧ください。8款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目一般被保険者保険料還付金、タブレット資料34ページの2目退職被保険者等保険料還付金は、保険料過年度還付金及び還付加算金でございます。

タブレット資料35ページ、決算書は123、124ページをご覧ください。3目保険給付費等交付金償還金につきましては、精算のために科目設定としておりまして、支出はございませんでした。

タブレット資料36ページをご覧ください。2項1目指定公費負担医療立替金でございます。特例措置といたしまして、一部負担金を1割としている70歳から74歳までの被保険者の療養費の差額を一時町が立て替えたものでございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書113、114ページ、指定公費負担医療立替交付金を充てております。

タブレット資料は37ページをご覧ください。9款予備費でございますが、令和元年度につきましては、支出がございませんでした。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は38ページ、決算書109、110ページの1款国民健康保険料につきましては、調定額は一般、退職合わせて12億5,698万5,335円で、収入済額は10億1,553万3,712円でございます。不納欠損は363世帯で3,874万775円、主な欠損理由は生活困窮でございました。収入未済額は2億510万1,958円でございます。1目一般被保険者国民健康保険料につきましては、現年分の収入済額が9億6,481万6,180円で、滞納繰越分の収入済額は4,907万7,977円でございます。2目退職被保険者等国民健康保険料につきまして、現年分の収入済額は96万9,222円で、滞納繰越分の収入済額は67万333円でございます。なお、保険料の現年分と収納状況がありますが、一般の現年分収入済額と退職の現年分収入済額との合計9億6,578万5,402円から備考欄に記載の一般の現年分還付未済額239万1,110円を差し引きました実質収支額は9億6,339万4,292円で、一般と退職の現年調定額の合計10億4,665万110円に対する収納率は、昨年より0.7ポイントの減となり、92.05%でございます。また、滞納繰越分の収納状況でございますが、一般の滞納繰越分収入済額と退職の滞納繰越分収入済額との合計額が4,974万8,310円で、調定額の一般と退職の合計2億1,033万5,225円から一般と退職の不納欠損額の合計3,874万775円を差し引いた後の収納率は28.99%と、昨年より3.69ポイント減少しております。また、現年と滞納繰越分を合わせました全体の収納率は、昨年より1.81ポイント増加し、83.16%でございます。

2款使用料及び手数料1項手数料1目証明手数料は、保険料納付状況証明書の交付手数料でございます。収入済額が1,200円でございます。

決算書111、112ページの6款1項繰越金1目その他繰越金前年度繰越金でございます。収入済額が1億3,062万5,465円でございます。7款諸収入1項延滞金及び過料1目延滞金でございます。収入済額が752万3,132円でございます。2項雑入1目一般被保険者第三者納付金は、交通事故による第三者納付金でございます。収入済額が313万2,911円でございます。2目退職被保険者第三者納付金につきましては、一般と同様に交通事故によるものですが、実績はございませんでした。3目一般被保険者返納金保険給付費返納金は、国保の資格がなくなった後に国保を使って医療機関にかかったことによる医療費の返納金でございます。収入済額は17万1,224円でございます。過年度分保険給付費返納金につきましては、実績はございませんでした。

決算書の113、114ページをご覧ください。4目退職被保険者等返納金につきましても、一般と同様の返納金で、実績はございませんでした。6目雑入につきましては、平成30年度に支出いたしました旅費

が誤払いだったため戻入したものです。収入済額は2,830円でございます。

最後に、決算書の150ページをご覧ください。国民健康保険事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額49億8,775万円、歳出総額49億3,020万円で、翌年度へ繰り越す財源はございませんので、歳入歳出差引額5,755万円が実質収支額となります。

以上で、国民健康保険事業特別会計の決算の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**【吉田委員長】** それでは、質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。  
山田委員。

**【山田委員】** まず、21ページ、県交付金で保健者努力支援制度で収入済額が1,139万9,000円、これに対してどのような取組をしたのかお伺いします。それと、滞納者の問題なんですけど、数字では出てこないと思うんですけど、現段階で短期証と、それからあと資格証の数がもし分かれば教えてください。以上です。

**【吉田委員長】** 大平保険年金課長。

**【大平保険年金課長】** まず、2番目の資格証、短期証についてお答えさせていただきます。令和2年度の3月末現在の短期証の世帯数が185世帯、資格証の世帯が107世帯で、そのうち子どもの短期証世帯数は17世帯でございます。

**【吉田委員長】** 一島副技幹。

**【一島副技幹】** 努力支援制度の取組についてお答えします。私で答えられるのは、努力支援制度の軸は2つありまして、保健事業がまず大きな軸になっております。それ以外は保健事業以外という作り立てになっております。多くは保健事業の実施ですとか、成果に対しての加点が多いので、その辺りを私が答えたいと思います。

まず、令和元年度の今回については、努力支援制度の保健事業についても、特定健診ですとか、保健指導についての取組と成果が非常に大きな評価をされるところです。合わせて同じ健診でもがん検診ですとか、歯科健診ですとか、幾つか健診といっても種類があります。その中で残念ながら特定健診については、なかなか評点に及ばない実態もありまして、一生懸命取り組んでいるものの、なかなか結果に結びついていないというのが実情でありました。あとそれ以外にもデータヘルス計画ができてから、むしろ健診を多く受けると同じぐらいに健診結果によるフォローアップをどれだけやっているかという視点もありまして、その辺りは特定保健指導をはじめ重症化予防、透析ですとか、重症化疾患、心筋梗塞ですとか、その辺りを予防するための取組で町は加点をいただいております。あとは、ジェネリックの取組しかりということになりますので、大きくは今回の努力支援の取組については、保健事業については、まだまだ課題が多い特定健診、合わせて保健指導とともに、それ以外での重症化ですとか、データヘルス計画をどう行っていて、あときちんとそこに専門職が配置されているかという体制のこともあるので、その辺りは評点をいただいております。

以上です。

**【吉田委員長】** 山田委員。

**【山田委員】** まず、保険者努力支援制度です。特定健診等をやっているということで、特定健診の数が上がっていけば、それなりにまた交付金も増えていくということによろしいんですか。確認を取り

たいと思います。それと、滞納者の短期証と資格証の件は了解しました。先ほど滞納繰越分でたしかお話をあったと思うんですけど、生活困窮が原因ということは1つあると思いますけど、そういう相談があったら、丁寧な対応をしていただきたいと思います。これは要望でいいのでお願いします。

【吉田委員長】 特定健診が増えれば加点が伸びるのか。

一島副技幹。

【一島副技幹】 伸びます。伸びれば伸びるほどというか、実は努力支援制度の世界の中でも高い目標値はあるんですが、そこに行き着くまでの町ならではの伸び代での評点に達するような取組をしてまいりたいと思いますし、そういった意味では、健診の受診率が伸びれば、それは評価に値するということは事実です。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 今、一島さんから答えていただきましたけれども、29ページ、30ページです。これまでも国保の予算でも決算でも、特定健診の受診率についていろんな委員さんが質問してきたと思います。今回の受診率に関しては30.5%、前年と比べて3ポイントぐらい下がっているのかなという感じですね。30年度が33.5%でしたか。ただ、町としては、受診率を上げるということは、今までも努力してきたということも、よく皆さんのお話を聞いて、これからも上がったたり下がったりしながら、だんだん右肩上がりになっていくんだろうなという手応えは持っているところでございますが、その次の保健指導で、町としては、結果として保健指導が必要だとなった方に対してどれだけの率をもって保健指導していくのかについてしっかり目標値を持っていただいています。今回については、さっき数字がもしかして間違ったかもしれないですけど、816人に対して157人ということだったか、率にすると19.2%になるんですが、実施計画上では24%までまず伸ばしていきたい、特定保健指導した方たちの改善率というのも目標値として設定していただいています、改善が見込まれたという方たちを31%としているわけです、令和元年度の段階で。この数字に対してどうだったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 一島副技幹。

【一島副技幹】 保健指導については、幾つかの切り口がありまして、まず、生活習慣病にならないで済む人は、そこを集中的にサポートさせていただいています。または生活習慣病になって治療をされている方については、それが重症化しないように同じくサポートさせていただいております。改善率なんですけれども、基本的には生活習慣病、重症化についても発症予防についても、共通のキーワードは内臓脂肪です。ですので、とにかく内臓脂肪が増えない、できれば落ちることが狙い目になっています。その中での30数%というのは、実はもうちょっと本当はいきたいところだったというのが正直なところなんですけれども、結果的には保健師や管理栄養士が、その方のサポートを熱を込めてやっていたとしても、その方の意識にどれだけ触れていくのかというのが実は非常に難しいです。まだまだスキルは足りていない部分もたくさん私どもにもありますし、変えていくのはご本人様なので、そういった意味では、本来ならば内臓脂肪をもっと変えていくということは、少し高みを目指していきたいとは思いますが、難しいという現実と、今30数%であれば、まず今やっている事柄は悪くはないから、

それを拡充してやっていけば近づくのではないかという見通しを持っております。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

中川副委員長。

【中川副委員長】 特定健康診査と特定保健指導は、私が質問すると、そんなことは言えないだろうみたいなことを言われちゃうので、そこは避けて、それ以外のところを質問させていただきたいと思います。

国保の件は、最近いろいろな制度改正があったりして、なかなか経年的に見にくいところがあるので、どう捉えていいかなというところはあるんですが、2点質問させていただきたいと思います。

1点目が、タブレットでいいますと、41ページの資料になるんですが、こちらを見ると、国保の加入世帯とか率がだんだん減少傾向にあって、これは社保の適用拡大が主な理由だろうと思いますが、こうした傾向が今後も続いていくと見ているのか、減少傾向が続くと見ているのか、それともどこかで減少が止まると見ているのか、その点についてはどのように捉えているのか、まずお尋ねしたいと思います。それが1点。

もう一点目は、これも資料になりますが、57ページ以下で国保の医療費などに関する部分です。参考指標で県から出ているところになります。58ページの一般会計その他繰入金を見ると、寒川町は国保の特会への繰入れというのが、構成比としては比較的低い割には、ただ、1つ後ろの59ページを見ると、1人当たりの保険料調定額が県全体の平均よりも低いところがあって、その意味では繰入れが少ないから保険料も高い、そういう関係ではないのかなと思うんですけど、その辺の理由、例えば医療費というのが県平均よりも低いところが最初の57ページの資料にも出ておりますが、そうした背景があるのかどうか、その点はどうしているのかをお尋ねしたいと思います。

【吉田委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 1問目の国保の加入世帯数の傾向なんですけれども、今後の動向ですけれども、令和4年、令和6年にも社会保険の適用範囲拡大が検討されております。ということもありまして、今後も減少を見込んでいる状況でございます。

それから、2問目のご質問ですけれども、平成30年度の都道府県単位化に伴いまして全国的に法定外の繰入金は削減傾向にございます。その他繰入金の構成比と1人当たりの保険料の調定額との因果関係というのはないのかなと思っております。1人当たりの保険料の調定額が県の平均より低い理由といたしましては、町の場合、基金からの繰入れによるものと考えてございます。

以上です。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 分かりました。1点目は、今後も減少傾向だろうということでした。ただ、そうなりますと、保険者の数が少なくなってしまうので、その意味では国保財政にどのような影響を与えてくるか気になるところですが、その点についてはどのように捉えているか、1点目にお尋ねしたいと思います。

あと2点目は、どちらかという当町の場合、保険料が低いのは基金の繰入れが大きいという話であ

りましたが、今、課長の答弁からも出てまいりました国保の都道府県化によって国保の保険料というのがどのように変わっていくと見ているのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

【吉田委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 1点目のご質問ですけれども、影響についてでございます。給与収入を見込んでいる方の脱退が見込まれておりますので、加入者の平均所得が減少傾向になると思われまますけれども、現状では都道府県単位化に伴う保険料率への影響はほぼありません。ただし、今後も被保険者及び平均所得の減少を見込んでおりますので、保険料は緩やかな上昇を見込んでおります。

2問目の今後の国保の保険料についてですけれども、統一保険料になる際には、影響が出ると思われまますけれども、現状では都道府県単位化に伴う保険料率への影響はほぼありません。ただし、今後も被保険者及び平均所得の減少を見込んでおりますので、保険料は緩やかな上昇を見込んでおります。

以上です。

【吉田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

引き続き、後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の説明をいただきたいと思えます。

大平課長。

【大平保険年金課長】 それでは、令和元年度後期高齢者医療事業特別会計の決算についてご説明いたします。

後期高齢者医療制度は、神奈川県内全ての市町村が加入する特別地方公共団体の神奈川県後期高齢者医療広域連合が主体となり、市町村と連携しながら制度の運営を行っております。広域連合では、被保険者の資格の管理、保険料の決定、医療の給付などを行い、町では、保険料の徴収、被保険者証の引渡し、各種申請や届出の受付、相談などの業務を行っております。町の被保険者は、令和2年3月末で6,232名、前年度より256名の増となっております。

決算書の125、126ページをお開きください。後期高齢者医療保険料につきましては、決算額は4億8,801万3,176円でございます。前年度と比較すると3,005万7,006円の増となっております。特別徴収と普通徴収の割合は、収納額の割合で特別徴収が全体の40.8%、普通徴収が59.2%でございます。また、現年分の収納率は99.58%となっております。時効により徴収できなかった39万6,231円を不納欠損しております。

決算書は129、130ページ、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費でございます。タブレット資料032後期高齢者医療事業特別会計の2ページをご覧ください。職員給与費であります。給料、職員手当、共済費は、後期高齢者医療事務を担当する職員2名分の人件費でございます。

下表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号1、決算書の125、126ページの一般会計繰入金事務費繰入金でございます。本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

続きまして、資料は3ページをご覧ください。後期高齢者医療事業事務経費であります。後期高齢者医療制度の事務を円滑に進めるための事務経費でございます。賃金につきましては、臨時職員1名分の人件費、旅費では、研修や会議出席のための普通旅費、役務費では、保険証や所得照会などの郵送料、使用料及び賃借料では、コンピュータの借上料、負担金補助及び交付金では、財務会計システムの共同利用の負担金でございます。



下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、一般会計繰入金事務費繰入金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

次に、タブレット資料は4ページをご覧ください。診療報酬点検事業費であります。診療報酬明細書の内容点検を国保連合会へ委託し、実施したものであります。保険者である広域連合において高額レセプトの点検を実施しておりますが、町では、全レセプトを委託し、医療費の適正化を図るため専門員による診療報酬明細書の点検を行いました。レセプト点検により1,079万3,200円の医療費を削減いたしました。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、一般会計繰入金事務費繰入金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。

タブレット資料は5ページをご覧ください。2項1目徴収費後期高齢者医療保険料徴収事業費であります。後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務経費でございます。後期高齢者医療保険料決定通知の発送及び保険料の徴収を行いました。需用費については、保険料通知書などの印刷製本費、役務費では、納付書や督促状などの郵送料及び口座振替手数料、委託料では、コンビニ収納の委託料でございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書125、126ページの諸証明手数料を本事業に充てております。歳入番号2、事務費繰入金を本事業のほか備考欄記載の事業に充てております。歳入番号3、決算書127、128ページの制度見直しに関する対応事業補助金を本事業に充てております。

タブレット資料は6ページをご覧ください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金であります。神奈川県の後期高齢者医療制度を運営するため広域連合へ納付するものでございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、決算書の125、126ページ、歳入番号1、現年度分特別徴収保険料、歳入番号2、現年度分普通徴収保険料、歳入番号3、滞納繰越分普通徴収保険料を本事業に充てております。歳入番号4、後期高齢者医療広域連合事務費繰入金は、広域連合の事務に関わる経費分として一般会計から繰り入れるものでございます。歳入番号5、保険基盤安定制度繰入金は、保険料の均等割に関わる軽減分及び社会保険から移行してきた被扶養者の軽減分を補填するため繰り入れるもので、この軽減額に対する負担割合は、県が4分の3、町が4分の1でございます。県負担金負担分は、町の一般会計で受け入れて町負担分と合わせてこの後期高齢者医療事業特別会計に繰り入れるものでございます。歳入番号6、療養給付費定率負担分繰入金は、高齢者の医療の確保に関する法律98条の規定により、町の被保険者の療養給付費見込額の12分の1を計上しております。歳入番号7、延滞金は、保険料の延滞金でございます。歳入番号2、3、他事業への充当額等に記載してございます金額につきましては、出納整理期間に納付された保険料で、翌年度へ繰り越しまして、広域連合納付金として支払うものでございます。

決算書は129、130ページ、タブレット資料は7ページをご覧ください。3款1項公債費1目利子でございます。一時借入金利子につきましては、借入れをした際の利子で、令和元年度につきましては、一時借入れを行っておりません。

決算書は131、132ページ、タブレット資料は8ページをご覧ください。4款諸支出金1項1目償還金

及び還付加算金は、過年度の保険料還付金及び還付加算金でございます。

下表をご覧ください、特定財源でございますが、歳入番号1、決算書は125、126ページ、一般会計繰入金事務費繰入金を本事業のほかに備考欄記載の事業に充てております。歳入番号2、決算書の127、128ページ、保険料還付金、歳入番号3、還付加算金を本事業に充てております。

タブレット資料は9ページをご覧ください。5款予備費につきまして、充用はございませんでした。

続きまして、歳入の一般財源分でございます。決算書は127、128ページ、5款1項1目繰越金でございます。タブレット資料は10ページをご覧ください。繰越金については、前年度からの繰越金で、2,266万4,550円でございます。こちらは神奈川県後期高齢者医療広域連合納付金に全額充当するものでございます。

続きまして、決算書の151ページをご覧ください。後期高齢者医療事業特別会計の実質収支に関する調書でございます。歳入総額9億8,824万7,000円、歳出総額9億6,319万4,000円、翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、差引額2,505万3,000円が実質収支額でございます。

以上で、後期高齢者医療事業特別会計の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**【吉田委員長】** 説明が終わりました。ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** 1点お伺いします。この事業は、広域連合というと、県でやっているわけですから、なかなか対応というのは難しいと思うんですけど、先ほどお話ししました収納率も99%を超えているということで、これはたしか年金とか、いろいろなところからの天引きがほとんどかなと思いますので、こういうことになりまして、利用者から見ますと、保険料が高いとか、いろいろな意見も出ます。これに対して県の広域連合に対して保険料を下げたいとか、そういう意見というのは出しているのでしょうか。

**【吉田委員長】** 大平課長。

**【大平保険年金課長】** 高齢者人口が増えてきている中で、一般的に高齢者になれば当然医療費等も増加はしていきます。今医療給付費の約1割が保険料なんですけれども、残りの9割は公費と現役世代の支援金で賄われております。今後高齢者医療の現役世代への支援金に対する負担状況にも配慮しながら、必要な給付をできるだけ効率的に提供しなければとは思っております。特に要望等については、協議会の委員が町長で、幹事会の委員が課長なんですけれども、意見を申し上げる場というのはあるんですけれども、特段今は要望等はしておりません。

以上です。

**【吉田委員長】** 他にございますか。

なきようであれば、中川副委員長。

**【中川副委員長】** 1点だけお尋ねしたいと思います。うちの母も8月20日で後期高齢者になりましたので、国保の保険証ではなく後期高齢者の保険証を持って病院に行くようにと先日も伝えたところでございますが、後期高齢者で、決算書でいうと125とか、むしろ説明書71ページのほうが分かりやすいかなと思います。一番最後の説明でも次年度に繰り越すべきという話があったかと思いますが、後期高

齢者医療の歳入歳出自体、今年歳入が9億8,000万円ほど、歳出9億6,000万円ほどということで、5年前と比べるとそれぞれ2億円ずつぐらい上がっているという状況になっています。今も言ったように、高齢者が増えてきているということと医療費の増大もあるのかなと思いますけど、こうした傾向が今後も続くか、元年度の状況等を見て、その点についてお尋ねしたいと思います。

【吉田委員長】 大平課長。

【大平保険年金課長】 今後につきましても、高齢化率は上昇すると考えられておりまして、この傾向は増加を見込んでいるということになります。

以上です。

【吉田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。お疲れさまでした。それでは、再開は15時40分からといたします。

---

【吉田委員長】 それでは、休憩を解いて会義を再開いたします。

続きまして、健康子ども部の審査に入りたいと思います。それでは、子育て支援課の説明をいただきたいと思います。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 皆様、こんにちは。これより健康子ども部の令和元年度決算審査をお願いいたします。

まず初めに、子育て支援課の審査をお願いいたします。説明に当たりましては、宮崎課長より行いますので、よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 こんにちは。それでは、子育て支援課が所管します令和元年度決算について説明させていただきます。説明につきましては、タブレットの資料040の決算特別委員会説明資料に基づいて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。また、母子保健事業や母子予防接種事業などの事業実績をまとめた令和元年度保健事業について、決算資料の後21ページ以降に添付させていただいておりますので、ご参照ください。

それでは、決算書の75、76ページをお開きください。3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費でございます。タブレットの資料は2ページをご覧ください。職員給与費でございますが、健康子ども部長を含む子育て支援課16人の職員のうち12人分と保育・青少年課8人分、合わせて20人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

職員給与費に充当した特定財源は、下の表をご覧くださいまして、まず歳入番号①、決算書37、38ページの特別児童扶養手当事務取扱委託金15万2,332円です。国の制度で県が実施主体の特別児童扶養手当の各種申請届出事務を町が行っていることに対する国からの委託金で、令和元年12月末現在の特別児童扶養手当受給権者82人分と手当額改定8人分でございます。

次に、歳入番号②、決算書は39、40ページの未婚の児童扶養手当受給者臨時特別給付金給付事務費補助金4万7,000円は、令和元年10月1日からの消費税増税に伴いひとり親家庭の貧困対策とするため、寡婦控除が適用されない未婚の児童扶養手当受給者に令和元年度に限った臨時特別の措置として、国が

らの給付金1万7,500円が支給された際にその申請手続き等を町が行ったことに対する事務費補助金として、補助率10分の10で交付されたものでございます。続いて歳入番号③、決算書45、46ページの児童発達支援給付費等負担金1,754万1,603円は、児童発達支援事業を行っているひまわり教室の利用登録者20人にかかる障害児通所給付費と利用者負担金でございます。ひまわり教室を所管する子育て支援課職員の給料として792万9,953円を充当いたしました。このほかに児童発達支援事業の特定財源として、958万9,334円と児童福祉事務経費の中のひまわり教室に関わる普通旅費に2万2,316円を充当しております。以上、①から③の特定財源の充当額合計812万9,285円を支出済額1億5,811万6,697円から差し引いた1億4,998万7,412円が一般財源でございます。

次に、資料3ページ、子育て支援事業費でございます。子育て支援センターにおいて、育児不安や子育てについての相談や利用者支援事業を実施するとともに、ファミリー・サポート・センターによる会員相互の育児援助活動の支援、乳児家庭全戸訪問や養育に関する助言、指導が必要な家庭を専門相談員が訪問する養育支援訪問事業等を実施し、子育てに関する情報提供と育児不安の解消、児童虐待の防止に努めました。共済費と賃金は、養育支援訪問を行う子育て支援相談員の非常勤職員共済費と賃金、乳児家庭全戸訪問を行う助産師や保健師の臨時職員賃金等でございます。需用費の消耗品費は、親支援プログラムとして毎年実施しているNP講座のファシリテーター養成講座を職員が受講する際に使用するテキストと乳幼児紙おむつ用ごみ袋配布事業に使用するラベルシールを購入したもので、役務費の手数料は、NP講座のファシリテーター登録認定手数料を支払ったものでございます。委託料と使用料及び賃借料の内訳は、備考欄に記載のとおりでございます。負担金補助及び交付金は、NPファシリテーター養成講座の受講料でございます。子育て支援センターの令和元年度利用者数は8,521人、相談件数は669件でした。また、ファミリー・サポート・センターの元年度末時点での会員登録者数は合計で1,101人で、30年度末より14人の減となっております。

子育て支援事業費に充当した特定財源ですが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、子ども・子育て支援交付金4,275万7,000円と、1行飛ばしまして、歳入番号③、決算書は39、40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金の2,998万3,000円は、子ども・子育て支援の着実な推進を図ることを目的に、対象となる事業ごとに交付要綱に基づいて算定される補助基本額に対し、国、県それぞれ負担率3分の1で交付されたものでございます。収入済額が国と県で異なっているのは、国が変更交付決定額を全額交付後に実績により翌年度に精算するのに対し、県は当初交付決定額の一部を概算交付した後、実績による最終決定額を出して交付済み額との差額を当年度に精算交付するという交付と精算の仕方の違いによるものと、令和元年度に限っては、新型コロナウイルス感染症対策として、学校臨時休校に伴う学童保育の特別開所やファミサポの利用料免除を支援するために国の交付金に補助率10分の10の補助メニューが設けられたことによるものです。元年度分の実績報告額は、国が3,223万4,200円、県は③の収入済額欄に記載の2,998万3,000円となっております。充当額につきましては、乳児家庭全戸訪問を行う臨時職員の賃金や子育て支援センター及びファミリー・サポート・センターの委託料に、国、県それぞれ充当額欄に記載の金額を充当いたしました。このほかに、子育て世代包括支援センター事業費や保育・青少年課が所管する保育環境充実事業費及び保育等事務経費、児童クラブ運営事業費などに充当しております。また、歳入番号②、決算書は35、36ページの児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金は、

児童虐待防止対策にかかる国の市町村相談体制整備事業として、非常勤の心理担当職員を配置していることについて、国の基準額に対して補助率2分の1で交付されたもので、子育て支援相談員の共済費と賃金に充当しております。これらの特定財源を除いた一般財源は、2,292万850円でございます。

次に、資料の4ページ、子ども・子育て支援事業計画策定事業費でございます。子ども・子育て支援法に基づき、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とする第2期寒川町子ども・子育て支援事業計画を策定したもので、前年度に実施したニーズ調査と第1期計画の実施状況を踏まえた現状分析や課題整理、サービスの利用見込量の推計、計画案の作成などについて専門的ノウハウを有する業者へ委託して事業を実施しました。支出は委託料で、備考欄記載のとおり入札契約に伴う執行残がございます。本事業については全額一般財源でございます。

続きまして、資料5ページ、地域子育て環境づくり支援事業費につきましては、地域全体で子育てを支援する環境づくりを推進するため、子育て支援に関する事業等を行う団体に対して30万円を限度に補助するもので、備考欄記載のとおり、小谷こどもカフェ運営委員会の小谷こどもカフェをはじめ全部で3つの団体に対して補助を行いました。充当している特定財源は、歳入番号①、決算書37、38ページ、市町村事業推進交付金で、交付率は2分の1でございます。収入済額102万円のうち本事業への充当額につきましては、青少年行政推進事業という位置づけで5万4,000円を不登校サポートネットワーク事業への補助分に充当しております。その他の一般財源は14万1,992円でございます。

次に、資料の6ページ、児童福祉施設維持管理経費につきましては、町内10か所の児童の遊び場に設置している遊具の維持管理を行ったもので、修繕料は、大曲神社境内に設置している滑り台の踏み板が腐食により抜け落ちそうな状態でしたので、緊急な対応が必要と判断し、予備費充用により修繕を行ったものでございます。委託料は、遊具点検を専門業者に委託して行ったもので、全額一般財源でございます。

続いて、資料の7ページ、小児医療費助成事業費です。小児が病院等を受診した際に支払う医療費の保険診療分の自己負担額を助成したもので、通院、入院ともにゼロ歳から中学3年生までを対象としております。助成金額は、扶助費の欄に記載の1億4,534万5,639円で、前年度と比べて約669万円の減となっております。対象者及び助成件数につきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出につきましては、消耗品費は、医療証用の証紙代等、印刷製本費は、医療証郵送用窓付封筒の印刷代、通信運搬費は、医療証等の郵送代、手数料は、国保連合会等による審査支払いに対する手数料、使用料及び賃借料は、小児医療システムの借上料を支払ったものでございます。主な不用額につきましては、備考欄記載のとおり、実績が見込みを下回ったことによるものでございます。特に扶助費につきましては、平成29年度の制度拡充以降対象者は毎年度減少傾向にあるものの、助成額については30年度が前年度比約5.6%の増でしたが、元年度は約4.4%の減となっており、対象者と助成額の動向が関連づかない状況がございます。

特定財源につきましては、まず歳入番号①、決算書は39、40ページになりますが、小児医療費助成事業補助金2,421万円は、神奈川県の小児医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する補助金で、補助率は3分の1でございます。

次に、歳入番号②、決算書45、46ページの小児医療費助成金高額療養費返戻金20万4,577円は、町が

助成した医療費の一部負担金のうち、高額療養費に相当する額について医療保険者から返戻金として収入したものです。

同じく決算書45、46ページになりますが、歳入番号③の小児医療費助成金過誤請求過年度返還金6,058円は、過誤請求にかかる医療機関からの返還金でございます。

以上、①から③の特定財源の充当額合計2,442万635円を除いた一般財源は、1億2,739万7,565円でございます。

次に、資料8ページ、ひとり親家庭等医療費助成事業費は、ひとり親家庭の父または母や児童が医療機関等にかかった場合に、医療費の保険診療分の自己負担額を助成し、生活の安定と自立支援を行ったもので、助成金額は扶助費の欄に記載の2,688万1,451円でした。対象者及び助成件数につきましては、備考欄記載のとおりでございます。扶助費以外の支出につきましては、医療証用の用紙代の消耗品費と、医療証更新に伴う郵送のための通信運搬費、国保連合会等による審査支払いに対する手数料でございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書39、40ページのひとり親家庭等医療費助成事業補助金1,263万7,000円です。神奈川県のみひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱に基づく事業に対する県の補助金で、補助率は2分の1以内となっております。

次に、歳入番号②、決算書45、46ページのひとり親家庭等医療費助成金高額療養費返戻金23万2,124円につきましては、先ほどの小児医療費助成金高額療養費返戻金と同じ趣旨の内容でございます。また、歳入番号③、決算書45、46ページのひとり親家庭等医療費助成金過誤請求過年度返還金870円につきましても、先ほどの小児医療費助成金過誤請求過年度返還金と同じ趣旨の内容でございます。充当額合計1,286万9,994円を除いた一般財源は、1,469万3,529円でございます。

次に、資料9ページ、児童発達支援事業費でございます。児童発達支援事業所であるひまわり教室にかかる経費で、就学前の発達に心配のある児童に対して、日常生活における基本的動作の指導、集団生活への訓練等を実施したものです。令和元年度は20人の児童が通園しました。共済費は、非常勤職員の社会保険料、賃金は、非常勤職員及び臨時職員の賃金でございます。需用費及び役務費につきましては、教室の運営及び維持のための消耗品費、光熱水費、電話料金、火災保険料などを支払ったものでございます。このうち消耗品費は、児童用のテーブルや椅子、療育教材としての遊具やおもちゃについて経年劣化に伴い買替えをいたしましたので、例年と比べ約20万円ほど支出が多くなっております。委託料は、教室の機械警備委託とカーペットクリーニング委託、利用児童の歯科健診業務委託のための委託料を支払ったものでございます。使用料及び賃借料は、秋の野外指導時の大型バス借上料、負担金補助及び交付金は、サービス管理責任者等更新研修の受講料を支払ったものでございます。

本事業の特定財源は、歳入番号①、決算書は45、46ページの児童発達支援給付費等負担金1,754万1,603円で、事業費全額に当たる958万9,334円を充当しております。負担金の内訳につきましては、冒頭の職員給与費のところでご説明したとおりでございます。

次に、資料の10ページ、特定不妊治療費助成事業費は、不妊治療のうち医療保険が適用されない特定不妊治療費の一部について、県が実施している補助に上乗せする形で助成し、経済的負担の軽減を図ったものでございます。助成件数は33件で、全額一般財源でございます。

次に、資料の11ページ、不育症治療費助成事業費は、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる不育症治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図った事業でございます。平成27年度の制度開始から29年度まで申請がございませんでしたが、30年度に1件の申請があり、令和元年度も1件16万8,000円を支出いたしました。全額一般財源でございます。

次に、資料の12ページ、児童福祉事務経費でございます。報酬は、寒川町子ども・子育て支援事業計画の進行管理や第2期計画策定のために子ども・子育て会議を5回開催したことに伴い、子ども・子育て会議委員の報酬を支払ったものでございます。旅費は、子育て支援事業、小児医療費助成事業、児童発達支援事業等に関わる会議や研修会、養成講座等への出席や療育の事業にかかる職員の普通旅費でございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書は45、46ページの児童発達支援給付費等負担金1,754万1,603円のうち、児童発達支援事業に関する会議や研修、療育事業の普通旅費として2万2,316円を充当しております。

続いて、資料の13ページ、ここからは、2目児童措置費でございます。児童手当等事務経費は、児童手当や児童扶養手当等を支給するための事務経費で、臨時職員の賃金や担当者会議等出席に伴う旅費、支払通知等の印刷製本費や郵送に伴う通信運搬費を支出いたしました。全額一般財源でございます。

続いて、資料の14ページ、児童手当支給事業費は、児童手当法に基づき子育て家庭の生活の安定と児童の健やかな成長を目的に、中学校卒業までの児童を養育している人に児童手当を支給したものです。支給件数は延べ7万4,421件でした。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書33、34ページ、国庫支出金の児童手当負担金5億6,931万3,332円と、歳入番号②、決算書37、38ページ、県支出金の児童手当負担金1億2,447万8,332円は、児童手当法に基づき、支給額のうち被用者に対する3歳未満の児童に該当する部分については、国が45分の37、県が45分の4の割合、それ以外の部分においては、国が6分の4、県が6分の1の割合で交付されたものでございます。歳入番号③、決算書47、48ページの児童福祉費国庫負担金過年度収入64万6,666円と、歳入番号④、決算書47、48ページの児童福祉費県費負担金過年度収入16万1,666円につきましては、平成30年度児童手当負担金の精算に伴う追加交付でございます。

①から④の特定財源の合計額6億9,459万9,996円を除いた1億2,468万5,004円が一般財源でございます。

続きまして、決算書の77、78ページから79、80ページにかけてをご覧ください。4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。タブレットの資料は15ページをご覧ください。職員給与費につきましては、子育て支援課16人の職員の中の4人分と、健康・スポーツ課12人の職員の中の8人分、合わせて12人分の給料、職員手当等及び共済費を支払ったものでございます。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、子ども・子育て支援交付金4,275万7,000円と、歳入番号②、決算書39、40ページの子ども・子育て支援交付金事業費補助金の2,998万3,000円は、子育て支援事業費のところでもご説明したとおり、国と県それぞれ負担率3分の1で交付されたものでございます。充当額は、国が58万5,000円、県が66万1,000円を充当しております。このほかに子育て世代包括支援センター事業費、保育・青少年課が所管する保育環境充実事業費など、備考欄

に記載の内容で充当しております。①と②の特定財源の充当額合計124万6,000円を除いた8,705万811円が一般財源でございます。

次に、資料の16ページ、母子保健事業費につきましては、母子保健法に基づき、窓口での母子健康手帳の交付、父親・母親教室や離乳食講習会などの母子健康教育、7か月児相談や育児相談などの母子健康相談、妊婦健診や3歳6か月児健診などの母子健康診査、妊産婦訪問や新生児訪問、乳幼児訪問の母子訪問指導など、母子の健康の保持増進のための事業を実施いたしました。賃金は、健診や講習会、育児相談等の実施にかかる栄養士、看護師、歯科衛生士等の臨時職員賃金、旅費は、職員の研修参加や会議出席のための普通旅費、消耗品費は、母子健康手帳やブックスタート用絵本の購入費と離乳食講習会等の食材料費などを支出したものでございます。印刷製本費は、妊産婦健診補助券や健康診査記録表、新生児聴覚検査受診券の印刷代、医薬材料費は、健康診査で使用する使い捨て手袋や消毒液等を購入したものでございます。通信運搬費は、各種健診の受診案内や未受診者への勧奨通知の郵送代、手数料は、未熟児養育医療にかかる国保連合会等での審査手数料を支出したものでございます。委託料は、妊産婦健診や1歳6か月児健診等の各種健診事業にかかるもので、神奈川県産科婦人科医会や茅ヶ崎医師会等へ委託して実施いたしました。使用料及び賃借料は、乳幼児健診の中の歯科健診で使用する器具の借上料です。備品購入費は、幼児の健診で使用する体重計が故障し、修理不能であったことに伴い、印刷製本費から予算を流用し幼児体重計を購入したものです。負担金補助及び交付金は、妊産婦健診や新生児聴覚検査で町の受診券が使用できなかった方に対する受診費用の助成金、扶助費は、母子保健法の規定に基づき町が負担する未熟児養育医療費を支出したものでございます。償還金利子及び割引料につきましては、平成30年度の未熟児養育医療費等国庫負担金などの精算に伴う国庫及び県費の返納金でございます。本年3月に入ってから新型コロナウイルス感染症の影響で見合わせた事業が出たことや外出自粛に伴って受診を控える方がいらしたことも含め、主な不用額の理由は、備考欄に記載のとおりでございます。なお、翌年度繰越額につきましては、昨年の町議会12月会議で議決いただき繰越明許費として令和2年度へ繰り越すこととしたもので、乳幼児健診等の情報のマイナポータルでの閲覧や市町村間での情報連携を可能とするための健康管理システムの改修委託料でございます。予定どおりに作業を完了し、本年6月から情報連携を開始できております。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書33、34ページの未熟児養育医療費等国庫負担金103万5,000円は、母子保健法に基づき市町村が支出する未熟児養育医療費に対する国の負担金で、負担率は2分の1でございます。

また、1行飛ばしまして、歳入番号③、決算書37、38ページの母子保健衛生費等県負担金25万円は、①と同様の県の負担金で、負担率は4分の1でございます。歳入番号②、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金246万7,000円につきましては、国の母子保健医療総合対策支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対して、補助率2分の1で交付されたもので、新たに開始した産婦健康診査事業に要する費用に180万円を充当しております。このほかに子育て世代包括支援センター事業費へ66万7,000円を充当しております。

以上、①から③の特定財源の充当額合計244万6,767円を除いた3,805万3,801円が一般財源でございます。



続いて、資料の17ページ、う蝕予防対策事業費は、乳幼児期からのう蝕予防対策として、食事や生活習慣の確立する2歳児を中心に、歯科健診、歯科相談とブラッシング指導及び栄養指導を強化し、歯磨き習慣の確立と口腔の健康増進を図ったもので、参加者全員にブラッシング指導と食育指導を実施するとともに、父親・母親教室や様々な健診、相談などの機会を捉えて歯科保健指導や食育指導を行うなど、妊娠期から幼児期を通じての意識啓発に取り組みました。賃金は、歯科保健指導や食育指導などに当たる歯科衛生士や栄養士等の臨時職員賃金、消耗品費は、教材として使用する歯の健康パンフレットを購入、医薬材料費は、ブラッシング指導時に配布する幼児用歯磨きと歯ブラシを購入したものです。通信運搬費は、2歳児歯科健診の案内と問診票の郵送料、委託料は、2歳児歯科健診の実施について茅ヶ崎歯科医師会に委託したものです。使用料及び賃借料は、健診時に使用する器具の借上料を支出したものでございます。財源は全額一般財源でございます。

続いて、資料の18ページ、子育て世代包括支援センター事業費でございます。妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対し、助産師がきめ細やかに対応し、その人その人に応じた相談支援を提供する母子保健型の利用者支援事業を実施するとともに、出産直後に家族等から十分な支援が受けられない母子や育児不安の強い産婦に対し、適切な心身のケアや育児サポートを提供する産後ケア事業を実施いたしました。共済費及び賃金は、母子保健コーディネーターとして配置している非常勤職員の助産師の社会保険料負担金及び賃金と9月以降雇用した臨時職員の賃金を支払ったものでございます。委託料は、産後ケア事業の実施について、医療機関や助産院等へ委託したものでございます。償還金、利子及び割引料につきましては、平成30年度の母子保健衛生費国庫補助金の精算に伴う国庫への返納金でございます。令和元年度の実績としましては、助産師を中心とした母子手帳交付時の窓口での面接が339人、その後の妊娠期間中や出産後を通じての継続支援件数は延べ1,590件となっており、届出数は昨年より27人減、継続支援件数は1,383件の減という状況でした。また、産後ケア事業につきましては、助産師、保健師が継続した支援を行う中で、産後ケアを利用したほうがよいと判断した産婦27人にご利用いただきました。この中で特に継続支援件数が大幅減となった要因としましては、備考欄にもございますとおり、非常勤職員の助産師2人のうち1人が体調を崩されて昨年5月末で退職し、その後9月から臨時職員として別の助産師を1人雇用しましたが、実質的に4月から8月までの5か月間を残った1人の助産師で対応せざるを得なかったことと、臨時職員では本来の体制を補い切れない部分があったことによるものと考えております。これにつきましては、本年度を迎えるに当たって継続して勤めている助産師1人と新たな助産師1人の合わせて2人を任期付職員として採用し、年度当初から再び助産師2人による体制を整えており、先月末現在の継続支援延べ件数は1,118件という状況でございます。

特定財源につきましては、歳入番号①、決算書35、36ページ、子ども・子育て支援交付金4,275万7,000円と、1行飛ばしまして歳入番号③、決算書39、40ページの子ども・子育て支援交付金事業費補助金の2,998万3,000円は、子育て支援事業費のところでもご説明したとおり、国、県それぞれ負担率3分の1で交付されたもので、非常勤職員の共済費及び賃金に国、県それぞれ充当額欄に記載の金額を充当いたしました。また、歳入番号②、決算書35、36ページの母子保健衛生費国庫補助金246万7,000円は、国の母子保健医療総合対策支援事業実施要綱に基づき実施する事業に対し、補助率2分の1で交付されたもので、産後ケア事業に要する費用に66万7,000円を充当しております。特定財源の充当額合計399万

9,000円を除いた91万3,280円が一般財源でございます。

続きまして、決算書は79、80ページになります。2目予防費でございます。タブレットの資料は19ページ、母子予防接種事業費でございます。令和元年度は、日本脳炎、四種混合など従来から実施している子どもにかかる個別予防接種等の実施に加え、繰越明許予算による風疹の追加的対策として、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を対象とした風疹抗体検査及び風疹予防接種を実施いたしました。賃金につきましては、マイナポータルでの閲覧や自治体間での情報連携に必要な一人一人の接種データを速やかにシステムに入力するための臨時職員を雇用したものです。旅費は、職員の会議出席や研修参加に伴う普通旅費、消耗品費は、説明用小冊子と予防接種必携の購入に加え、風疹の追加的対策の対象者へ送付するクーポン券の用紙と宛て名ラベルを購入いたしました。印刷製本費は、従来から実施している予防接種で使用する予診票と風疹の追加的対策の抗体検査受検票や予防接種の予診票を印刷したものでございます。通信運搬費は、予防接種未接種者への勧奨用はがきの購入と風疹の追加的対策のクーポン券を対象者へ送付した郵送料でございます。手数料は、風疹の追加的対策の実施に当たり抗体検査委託料や予防接種委託料について、全国の実施医療機関等と自治体との間に国保連合会が入る形で請求審査支払いに関する事務を行ったことに対する手数料を支払ったものでございます。委託料は、従来から実施している指定医療機関での予防接種について茅ヶ崎医師会等へ委託して実施したものと、風疹の追加的対策に伴う抗体検査や予防接種について、全国知事会と日本医師会を代表者とする集合契約に基づき全国の医療機関等において実施したものでございます。負担金補助及び交付金は、保護者の里帰り出産などの理由により委託外の医療機関で接種を受けた場合の接種費用について、委託医療機関で受けた場合と同程度の負担になるよう償還払いによる助成を行ったもので、助成件数は14件でございました。なお、風疹の追加的対策に伴う抗体検査と予防接種についても償還払いによる費用助成を想定して予算計上しておりましたが、該当はありませんでした。扶助費は、定期予防接種による健康被害を受けた方の救済のための障害年金手当等を支払ったものでございます。

主な不用額の理由は、備考欄記載のとおりでございますが、風疹の追加的対策として昨年3月会議で議決いただき、繰越明許した予算においては、実施に当たっての詳細が決まっていなかった中での計上であったこともあり、今申し上げたように、負担金補助及び交付金の該当が結果的になかったことや委託料においても対象者数の見込みに対する実績が非常に少なかったことから、風疹の追加的対策の予算額3,407万3,000円のうち約3分の2に当たる2,134万7,004円が不用額となっております。

特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は35、36ページ、感染症予防事業費等国庫補助金467万7,000円は、風疹の追加的対策のうち風疹抗体検査の実施に要する費用への国の補助金で、補助率は2分の1でございます。クーポン券の送付にかかる消耗品費や通信運搬費、抗体検査受検票の印刷製本費、検査実施にかかる手数料や委託料に充当しております。

次に、歳入番号②、決算書39、40ページの予防接種健康被害救済費補助金432万1,032円は、予防接種法に基づく予防接種による健康被害の救済措置に要する費用への県の補助金で、補助率は4分の3でございます。

歳入番号③、決算書は同じく39、40ページの風疹予防接種事業補助金14万7,000円は、風疹の流行及び先天性風疹症候群の発生防止のために市町村が実施する事業に要する費用に対する県の補助金で、補

助率は3分の1で交付されたものでございます。町では、臨時予防接種の委託料に充当して、妊娠を希望する女性と妊娠している女性の夫またはパートナーを対象とする成人の麻疹・風疹混合ワクチンの接種費用の財源としております。歳入番号④、決算書43、44ページの繰越明許費繰越額繰越金2,377万4,000円は、風疹の追加的対策に必要な予算を令和元年度に繰り越したことに伴うもので、歳入番号①の感染症予防事業費等国庫補助金の充当額を除いた804万8,996円を風疹の追加的対策の財源として充当しております。

以上、①から④の特定財源の充当額合計1,719万4,028円を除いた9,745万1,753円が一般財源でございます。

次に、資料20ページをご覧ください。令和元年度歳入決算の一般財源の概要でございます。決算書29、30ページの13款使用料及び手数料の行政財産使用料1万3,470円につきましては、岡田二丁目地内にある大塚児童の遊び場への東京電力による電柱設置に対する令和2年度から令和4年度までの3年度分の行政財産使用料でございます。

次に、決算書33、34ページの14款国庫支出金の未熟児養育医療費等国庫負担金60万3,822円と決算書37、38ページの15款県支出金の母子保健衛生費等県負担金3万4,411円につきましては、先ほど母子保健事業のところでご説明した国庫負担金と県負担金の充当残額を一般財源としたものでございます。

続いて、決算書43、44ページの19款繰越金の繰越明許費繰越額繰越金1,572万5,004円につきましては、母子予防接種事業費における風疹の追加的対策の財源であった繰越金の充当残額を一般財源としたものでございます。

最後に、決算書47、48ページの20款諸収入その他（子育て支援課）1万6,770円につきましては、職員手当の過誤支給に伴う返納でございます。

以上で、子育て支援課が所管します決算についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**【吉田委員長】** それでは、説明が終わりましたので、質疑をお受けします。質疑がある方は挙手をお願いいたします。

山田委員。

**【山田委員】** 7ページの小児医療費助成制度なんですけど、毎回ここではお聞きしているんですけど、今回も不用額が1,765万円残っていますけど、これに関して所得制限の撤廃という観点から、所得制限がかかっている人数というのは、今この段階で何人対象人数というのは出るでしょうか。

**【吉田委員長】** 秋庭副主幹。

**【秋庭副主幹】** この間の所得オーバーの人数は560人になっております。平成31年2月診療分から令和2年1月診療分での実績となっております。

**【吉田委員長】** 山田委員。

**【山田委員】** 560人ということで了解しました。これに対して影響額というのはどうなっているでしょうか。お願いします。

**【吉田委員長】** 秋庭副主幹。

**【秋庭副主幹】** 影響額は1,380万2,081円となっております。

以上です。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。残りは総括でやりますので、これでオーケーです。いいです。

【吉田委員長】 他にございますか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 2点ほどです。まず、9ページ、ひまわり教室で様々困り感のある子どもたちを療育していただいていると思いますけども、ひまわり教室での療育の効果というのをどう捉えているかということと、あと、ひまわり教室に通っていた子たちも卒園をして、小学校に上がっていくわけですけども、その際の教育委員会との様々な情報の共有ですとか、連携ですとか、その辺はどのようにされているのか、それから様々保護者の皆さんの相談にも乗っていただいていると思うんですけども、保護者の皆さんの不安解消につながっているとは思いますが、その辺の効果についてもお知らせいただきたいと思います。

それから、私、説明を聞き逃したかもしれないんですが、多分16ページでいいのかと思うんですけど、電子母子手帳ののびのびすくすく寒川、この利用率、登録率みたいなものを把握されているのかどうかと、それから、のびのびすくすく寒川電子母子手帳は、いろんなことを入れて便利に活用していただけるものだと思いますが、利用者の皆さんからご意見だったりとか、この辺を変更できないだろうかという反応だとか、そういったものは担当課に何か届いていますでしょうか。さらにそういった意見を生かして、アプリのブラッシュアップ等については、されているのかどうか、その辺についてお聞かせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 加藤副主幹。

【加藤副主幹】 ひまわり教室につきましてのご質問にお答えさせていただきたいと思います。ひまわり教室での療育の効果の捉え方というご質問でございますけれども、教育全般につきまして効果がすぐに現れるとか、そういうものではないのかなと思っております。ただ、お子さんの健全な成長、そこをサポートするというところで取り組ませていただいております。児童発達支援という法律でもそういう言葉を使っておりますけれども、定型発達という言葉を使って通常の発達のレベルを示している部分もございますけれども、本当に成長の経過がゆっくりなお友達にたくさん通ってきていただいているんですけども、その中でお子さんなりに少しずつ成長していくという部分で、そこは大きく評価をさせていただいております。

児童福祉法に基づいての児童発達支援事業でございますので、半年に1回の個別支援計画の見直しですとか、あと随時相談とか、あとお子さんの成長に合わせて保護者の方と成長に向けての目標設定などもさせていただいております。なので、日常的な療育の中で、1か月でこれができるようにとかということ、お子さんによって違いますし、就学までの間ということで、それぞれのお子さんに合ったペースで成長を支援していくというのが実態でございます。

あと2点目、通っていたお子さんが終了した後、小学校へというようなことだったんですけども、今現在お子さんは大体2歳ぐらいから通い出していただいておりますが、平均的には1、2年ひまわり教室で過ごしていただきまして、その後は幼稚園ですとか、保育園に進級していくというお子さんがほと

んどです。

中には就学までひまわり教室で過ごしていただいて学校に上がっていく、養護学校が進学先であったり、たけのこさん、特別支援級が進学先であったりというお子さんがいますけれども、その辺につきましては、ずっとひまわり教室で過ごすということではございません。

あと、教育委員会との情報共有、連携についてというお話がございましたけれども、就学指導委員会にもひまわり教室から参加させていただいております。あと、心配なお子さんにつきましては、教育委員会の研究室の先生も見学に来ていただいたりですとか、お子さんの情報共有については、お母さんも含め、保護者の方も含めて一緒に取り組んでおります。

あと、保護者の方の不安解消についてということが一番確かに大きな部分かと思っております。障害受容ができていない親御さんたちというんでしょうか、個性だということで認めていただくまでも、親御さんもどうしてもほかのお子さんと比較するものですから、なかなか育児がスムーズにいかないなんていうご家庭もあつたりするんですけれども、健診で保健師もフォローして下さったりする中で、同じ課の中での取組になりますので、保健師さんと、あと私どもの療育を担当している指導員と、あと保護者の方と相談とかは繰り返し行いながら、不安解消に向けて取り組んでいるところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 野呂副技幹。

【野呂副技幹】 電子母子手帳についてお答えさせていただきます。電子母子手帳は、のびのびすくすく寒川という名まえにはなっておりますが、県の事業です。町としては、メールの発信機能等がございますので、特にコロナ禍での健診の中止ですとか、再開、予防接種の勧奨ですとか、そのような情報提供として使わせていただいているツールでございます。

ご質問のありました電子母子手帳への利用率、登録率に関しましては、現在町としては把握しておりません。また、利用者からの意見や反応ということなんですけれども、合わせて3問目のアプリのブラッシュアップ等に関しまして、年に1回ほど県で協議会というか、利用している市町村を集めて意見を述べる場があつたり、情報交換する場があるんですけれども、コロナの影響で元年度に関しては開催がございませんでした。なので、一番近くの利用者様からのご意見、反応ですとか、またブラッシュアップについての意見を述べる場がなかったということになっております。

以上です。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 ひまわり教室の件は理解いたしました。一生懸命やっただけというところがよく分かりました。

それからアプリの件ですけど、協議会等で意見を発表する場所あるけれども、その場所がコロナの関係でありませんでしたということは、町としてはそういう課題とかは意見として上げるものがあつたという理解でよろしいんでしょうか。あつたのであれば、町としてのこのアプリに対しての意見というのはどういうものだったのかというのをお知らせいただけますでしょうか。

【吉田委員長】 野呂副技幹。

【野呂副技幹】 こちらのアプリなんですけれども、私どもも紹介するからには若干試したりとかし

ているんですけれど、登録する作業が非常に難しいものがございますので、その簡易化に関しては、今後機会があれば県に述べていきたいと思っているところです。

以上です。

【吉田委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 小児医療費の助成のことは、この間の一般質問で、いい方向に行ったなと思っているので、よかったなと思っています。さすがだなというところなんですけど、ただ、聞きたいのが、さっき560人で世帯数がどのくらいなのかというのを確認しておきたいのと、それから、できれば世帯収入の平均がどのくらいなのか、それをつかんでいるのかということ、その辺がもし分かるようだったら教えていただきたい。

それと、15歳までの医療費がある程度こういう形でだんだん充実してくる中で、例えば昨年度の16歳から18歳、まだ子どもですね、法律で言うところの、の医療費の総額みたいなもの寒川町でどのくらいかかっているかというのをつかめているのかを教えてください。もし分からないようだったら、それで分からないと素直に言っていただければ構いませんので。

【吉田委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 今ご質問いただきました2点、世帯数とか収入の部分、それから16から18歳の町の医療費はつかんでございません。

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 例えば去年のやつを資料で出してもらって、いつでもいいんですけど、できれば、これは関係ないから駄目ですか。決算とはちょっと違うかな。なるほど、分かりました。じゃ、いいです。これはいいので、もう一つだけ教えてください。病気の質は年齢が上がると変わってくると思うんです。特に最近中学生は、メンタルヘルスがかなり、学校でももちろんケアしているみたいなんですけど、家庭での子育て支援で、いろいろ相談とか、それから要望みたいなものが町民から上がってきたりしていますか。

【吉田委員長】 何ページのどこに関わると最初に言っていただければ。

【横手委員】 小児医療費の助成で関係ある病気の1つです。

【吉田委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 ご質問いただいたように、確かに年齢が上がってくるにつれて、病気の質とかというのは、以前ご質問もいただいたりした中で、段階的に医療費等を把握するということに、小児医療費の助成額でつかんでいった部分としては、やっぱり年齢によって違いがあるので、病気の質というのは違うんだろうなとは感じております。ただ、ご質問いただいたような例えばメンタル、具体的に病気の内容がどういったものになっているかについては、把握できない状況ですので、把握しておりません。

【吉田委員長】 他にございますか。

中川副委員長。

【中川副委員長】 私も大きく2点あって、実は1点目は、今質問が入っていた小児医療費助成のこ

とお伺いしようと思ったのですが、2人の委員と重ならないところに絞ってお尋ねしたいと思います。小児医療費の助成の件は、動きが出てくるところなのかなと思いますけど、元年度に国への要望等を行っているかどうか、医療費の助成ということで力を入れる自治体があるということは承知していますし、寒川もそういう流れにあるのかなと思います。ただ、その場合だと、どうしても自治体の財政力で差が出るのも事実ですので、本来的に国が補助すべきなのかなと思っていますが、例えば町村会だとか、そういったところを通じて国に対して元年度要望等はしたかどうかということをもっとお尋ねしたいと思います。これが大きく1点。

大きく2点目は、タブレットの18ページ、子育て世代包括支援センターについてです。さっきご高齢の方の包括支援センターを聞きました。今度は子育て世代のほうですが、この中でさらに2点ございまして、1点目は、母子保健コーディネーターさんを置いて対応しているということでありましたが、先ほどの説明の中では、お一人体調を崩されて退職されてしまったということになったようでございますが、あとそれと相談件数等についての話もございました。昨年度、あるいはそれより前も関係するかもしれませんが、そうした相談件数だとか、対応をしなければいけない件数、昨年は1人退職された関係で大きく一昨年度よりも減ったということではありましたが、対応すべき件数というのは上昇傾向にあるのか、その辺の傾向はどのように変わっているかということが1つ。

2つ目は、この中で委託費、産後ケアに関するところです。子育て包括が3年目を迎える中で、3年間調べてみると、大体ここは予算でいつも150万円から、元年度は130万円の予算現額に対して、支出が大体100万円から110万円ぐらいの間ということで、当初の見込みより少ないという状況が続いているようですが、その点をどのように捉えているのか、例えば周知が不足しているのか、そこまでの需要はないのか、その点をどのように見ているかということをお尋ねしたいと思います。

以上、大きく2点、細かくは3点です。

【吉田委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 まず1点目、小児医療費の関係でございます。国への要望はしているかという部分ですが、要望については行わせていただいております。おっしゃるように、町村会要望という形で小児医療費の助成制度については国で制度を創設すべきであるというようなことで、そういう趣旨の要望を提出しております。

それから2点目のまず1点目の母子保健コーディネーターの相談件数の傾向についてですが、29年度と30年度の比較、それと令和元年度の比較しかできませんけれども、29、30にかけては、29年度が2,251件、30年度は2,973件でしたので、傾向としては本来増加傾向にいくべきものであろうと、当然お産の入り口といいますか、相談の入り口としては、母子手帳を取りに来たときに、そこで面談して、そこからつながりが出てきますので、それからお子さんを産んで、育児をしていく間もずっと関わりを持っていきますので、基本的には大きくなって子どもに手がかからなくなって相談することがない状態になるまでの間は、どんどん毎年膨らんでいくものだろうというイメージで認識しております。ですので、本来であれば、令和元年度ももっとあるべきであったとは思っていますので、その部分ではまずかったなどは思っております。

それから、産後ケアが見込みより少ないという部分については、見込みとしましては、最初に制度を

始めたところについては、当然見込みより少なかった実績を踏まえながら、2年ぐらいは同じような予算額で動いてきたところもありますが、元年度については、前年の予算の執行状況も見ながら予算額を変えてきている部分もありますので、ただ、それが内容的にはその年その年によって産後ケアの利用の形態、タイプが訪問型とデイサービス型と宿泊型と3つありますが、その利用の傾向というのも年によって非常に大きく違っていきまして、宿泊型というのは、訪問型よりも費用がかかりますので、そういったところでいうと、30年度なんかは宿泊型が非常に多かったんですけども、元年度については、どちらかというと訪問型のほうが多いというような傾向もあったりして、ここも読めないところがございます。見込みに対して少なかった部分としては、そういうことも事情としてはございます。

以上です。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 1点目の小児医療費助成の件については、分かりました。今後も要望を続けていただきたいと思います。

2点目で再度のお尋ねということになりますが、恐らく母子保健コーディネーターの方がおやめにならなければ増加傾向にあったら、そうしたお答えであったかなと思いますが、その意味では、今後も相談件数とか対応すべき案件が増加傾向という場合に、2名の配置という状況で、これまでの体制で大丈夫なのかどうか。今回も体調を崩されて途中で退職されたというのもあったし、1年前の決算を見ても、途中から療養休暇に入られたということも書いてあったので、その意味でも対応される方の体調とか、気にかかるところはありますので、体制強化というのも必要なのではないかなと感じるんですが、その点についてのお答えをいただきたいと思います。

あと2点目は、どのような産後ケアを使うか、形態による違いとかもある、読みづらさがあるということではありましたが、近年いろんな形で需要が高まっているところもあるのもまた事実かなと思いますので、利用促進といいますか、周知ですとか、そうした点についてはどのように考えているか、その点についてお尋ねしたいと思います。

以上、2点です。

【吉田委員長】 宮崎課長。

【宮崎子育て支援課長】 私から助産師の体制について申し上げたいと思います。おっしゃるとおり、先ほど私が申し上げたように、これから相談件数というのは増えていくであろうと前提として考えておりますので、そういう意味ではしっかりした体制で相談を受けられるということが必要だろうと思います。本年度令和2年度を迎えるに当たっては、先ほどご説明したように、それまでは非常勤という位置づけでしたけれども、任期付職員ということで、任期付きですけれども職員として採用させていただいて、働く方のまず不安定な部分を解消して、しっかり取り組んでいただける態勢をつくりながら、担当課の考えとしては、先々どこかのタイミングでまた人を増やしていくということも考えていかないとはいけませんけれども、担当課の考えとしては、しっかりとした相談体制を充実していくという意味では、そういうことが必要だと認識しております。

【吉田委員長】 野呂副技幹。



【野呂副技幹】 産後ケアの周知についてお答えさせていただきます。まず、妊娠届の際に子育てガイドというものを全数に配布させていただいております。こちらの中で産後ケアの記載がございます。これは、周知というよりは記載してあるものを配布しているということになるんですけども、ご出産が終わった後乳児家庭全戸訪問という事業を展開しております。全数の生まれた赤ちゃんと産婦さんのところに保健師、助産師等がお伺いさせていただくんですが、こちらの中で不安が高いですとか、サポートが少ないなどというお話が出た際には産後ケアの紹介をさせていただいております。

また、妊娠届の際にかなり丁寧に聞き取りをさせていただいておりますので、その中で育児に不安があるという場合は、出生届の段階でこちらからお声かけなどをして、こちらから必要と思う方にはどんどんご紹介させていただいているところではございます。

以上です。

【吉田委員長】 それでは、ここで質疑を打ち切ります。

暫時時間を延長いたします。

暫時休憩いたします。再開は17時からいたします。

---

【中川副委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ここから私のほうで議事進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、引き続き健康子ども部になりますが、ここからは保育・青少年課の審査に入ります。執行部の説明を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、引き続きよろしくお願いいたします。保育・青少年課の審査をお願いいたします。説明につきましては、伊藤課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【中川副委員長】 伊藤保育・青少年課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、健康子ども部保育・青少年課の決算につきまして、タブレットの資料に基づき説明させていただきます。

初めに、決算書は75、76ページ、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費1の1職員給与費につきましては、子育て支援課にて一括でご説明させていただいております。

タブレット資料の2ページをご覧ください。私立幼稚園就園奨励事業費でございます。施設型給付の対象とならない私立幼稚園等に通っている3、4、5歳児のお子さんを持つ保護者の経済的負担を軽減するため保護者の所得状況に応じて保育料の一部を補助するもので、町内では私立幼稚園2園と、幼保連携型認定こども園の幼稚園部分が対象となります。令和元年度の補助対象児童は合計で456人です。

本事業につきましては、令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い令和元年9月末で廃止となっております。使用料及び賃借料につきましては、就園奨励費システムのリース料です。負担金補助及び交付金は、私立幼稚園就園奨励費補助金でございます。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書35、36ページ、私立幼稚園就園奨励費補

助金は、全て負担金補助及び交付金へ充当しており、対象事業費の3分の1が国からの補助金です。充当額950万8,000円を除いた2,122万2,876円が一般財源となっております。

次に、タブレット資料3ページをご覧ください。3目保育所費でございます。決算書は75、76ページをお開きください。保育環境充実事業費でございますが、児童の保育を認可保育所に委託して実施するための委託料や補助、また施設型給付の幼稚園等に対する給付や補助を行い、保育所等の設備及び運営基準の維持、事業の充実や保育士の処遇改善、保育サービスの供給増加を図るとともに、令和元年10月より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、対象施設や保護者に対し施設等利用給付費等の支出を行い、保護者の経済的負担の軽減を図りました。なお、平成31年4月の保育所の利用状況につきましては、町外からの受託児童も含めた町内の認可保育所4園、こちらが656名及び認定こども園の保育所部分、こちらは37名、家庭的保育事業、こちらが5名、小規模保育事業、こちらが19名、こちらの合計は717名、また町在住で町外の保育所を利用している管外委託児童は30名となっております。平成31年4月現在の国基準による待機児童につきましては、保育所等の整備により5人となりましたが、令和2年4月現在におきましては4人という状況でございます。委託料につきましては、認可保育所への児童保育委託料で、町内では4園の認可保育所が対象です。負担金補助及び交付金は、備考欄に記載いたしました内容が主な経費となりますが、民間保育所等運営費等補助金は、延長保育事業、一時預かり事業、職員加配などの保育奨励事業のほか、幼児教育・保育の無償化に伴い副食費が免除となる幼稚園の世帯収入360万円未満相当世帯や第3子以降への補助などになります。保育所等緊急整備事業費補助金は、一之宮愛児園の外壁等大規模改修工事に対する補助、子どものための教育・保育給付費は、施設型給付の対象となる幼稚園や認定こども園、小規模保育事業及び家庭的保育事業などの地域型保育事業を実施する事業者などに対する負担金、子育てのための施設等利用給付費は、幼児教育・保育の無償化に伴い新たに予算計上したもので、3歳児から5歳児が私学助成を受ける幼稚園の利用や幼稚園における預かり保育、保育所等の一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター、認可外保育施設などを利用した場合の給付と住民税非課税世帯のゼロから2歳児が一時預かり事業やファミリー・サポート・センター、認可外保育施設を利用した場合の給付となっております。償還金利子及び割引料は、平成30年度に国から補助を受けました子ども・子育て支援交付金の実績に伴う返納金でございます。なお、この事業における不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりとなっております。

続きまして、特定財源でございますが、下段の事業に対する歳入科目等をご覧ください。全体で14件ございまして、各決算書のページは右の欄に記載のとおりとなっております。数が多いので恐縮ですが、細節名のみでご説明をさせていただきます。①子どものための教育・保育給付費利用者負担金は、保育所利用者の保育料で、委託料に充当いたしました。②、⑥の子どものための教育・保育給付費負担金は、国及び県からの負担金であり、委託料として支出する認可保育所、負担金補助及び交付金として支出する施設型給付の対象となる幼稚園や地域型保育事業等に対して、それぞれの科目に充当いたしました。なお、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1でございます。③、⑦の子育てのための施設等利用給付費負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴い対象となる施設を利用した場合の施設に対する給付費に充当いたしました。なお、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1でございます。その他の歳入につきましては、全て負担金補助及び交付金に充当しており、④、⑨の子どものための教

育・保育給付費補助金は、認定こども園への移行を目指す町外の幼稚園における長時間預かりに対する国と県からの補助で、補助率は対象事業費の国が2分の1、県が4分の1でございます。⑤の保育対策総合支援事業費補助金は、小規模保育事業や家庭的保育事業との連携を積極的に行う保育所等に対して、利用する乳幼児に集団保育を体験させるための行事参加などの調整を担う連携施設コーディネーターの配置や事務所経費に対する補助です。また、新型コロナウイルス感染症対策として、保育所等が購入した消耗品や備品などの経費に対する補助もしております。⑧の安心こども交付金事業費補助金は、先ほどご説明いたしました保育所等緊急整備事業費補助金に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の2分の1でございます。⑩の子どものための教育・保育給付費（施設型給付費等）補助金は、施設型給付の対象となる幼稚園の地方単独分負担分で、公定価格の26.6%を県と町が2分の1ずつ負担するものでございます。⑪の代替保育士雇用経費補助事業費補助金は、保育士のキャリアアップ研修等に対応する代替保育士雇用費に対する県からの補助で、補助率は対象事業費の4分の3でございます。⑫の保育緊急対策事業費補助金は、定員を超えて低年齢児の受け入れができるように、あらかじめ雇用した保育士に対する補助や健康管理のために看護師等を雇用した場合の補助で、県と町が補助額の2分の1ずつ負担するものでございます。⑬の子ども・子育て支援交付金及び⑭の子ども・子育て支援金交付金事業費補助金は、延長保育事業と一時預かり事業に対する補助、実費徴収にかかる補足給付を行う事業等に対する補助で、補助率は国、県ともに対象事業費の3分の1でございます。なお、こちらは子育て支援課でまとめてご説明したものととなります。これら特定財源の充当額合計7億9,750万1,760円を除いた3億4,132万5,449円が本事業に充てる一般財源となります。

続きまして、タブレット資料5ページをご覧ください。決算書は77、78ページをお開きください。保育所等事務経費でございます。保育業務に関する事務を円滑に行うための経費で、共済費は、保育コンシェルジュの社会保険料負担金、非常勤職員賃金は、保育コンシェルジュの賃金、旅費につきましては、職員の会議出席による普通旅費、需用費の消耗品費は、参考図書購入、印刷製本費は、封筒等の印刷代でございます。役務費は、納付書や入所決定等の郵送料や口座振替手数料でございます。委託料は、コンビニ収納代行委託料でございます。なお、この事業における不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、①の子ども・子育て支援交付金及び②の子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、共済費及び非常勤職員賃金へ充当いたしました。なお、こちらは子育て支援課でまとめてご説明したものととなります。充当額合計188万3,000円を除いた149万9,383円が一般財源となっております。

恐れ入ります、先ほど「タブレット資料5ページ」と申し上げてしまったんですが、「4ページ」の誤りでございます。大変失礼いたしました。

次に、タブレット資料5ページをご覧ください。幼児教育の無償化推進事務経費でございます。本経費につきましては、平成31年度当初予算においては、幼児教育・保育の無償化関係の予算に未確定の部分が多かつたため、当初予算での計上はせずに補正予算で本経費を計上したものであります。幼児教育・保育の無償化事務を推進するために必要な経費であり、職員手当等は、幼児教育・保育の無償化に伴う職員の時間外勤務手当、共済費は、臨時的任用職員の社会保険料、賃金は、臨時的任用職員の賃金、

旅費は、職員の普通旅費、役務費は、幼児教育・保育の無償化事務に伴う郵送料、委託料は、幼児教育の無償化にかかるシステム改修委託料です。なお、この事業における不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、①、決算書の35、36ページ、子ども・子育て支援事業費補助金につきましては、幼児教育・保育の無償化事務に対する国庫補助で、全額本事務経費の職員手当等共済費、賃金、旅費、役務費に充当いたしました。また、②幼児教育の無償化の実施に要するシステム改修費補助金は、全額本事務経費の委託料に充当いたしました。充当額合計975万7,498円を除いた400円が一般財源となります。

次に、タブレット資料6ページをご覧ください。4目青少年育成費青少年育成事業費でございます。決算書は77、78ページをお開きください。さむかわ子どもまつりや小学生体験学習、子ども議会、青少年創意くふう展、成人式などの事業を実施するとともに、青少年を取り巻く社会環境の維持改善に努め、青少年の健全育成を推進いたしました。報酬は、令和元年度中に2回開催いたしました青少年問題協議会委員への委員報酬と青少年指導員の活動に対する報酬です。報償費は、児童クラブの入所保留児童を対象に夏季休業期間に実施したサマースクールの空き家借用に対する所有者への謝礼、旅費は、青少年指導員の費用弁償と職員の普通旅費です。役務費は、成人式案内状の郵送料、委託料は、さむかわ子どもまつり及び小学生体験学習、成人式実行委員会に対する委託料及びサマースクール実施に対する委託料です。また、開催状況でございますが、さむかわ子どもまつりは、シンコースポーツ寒川アリーナのメインアリーナでフラフープや縄跳びなどの8競技を行い、児童122人の参加がございました。小学生体験学習の芋掘り体験では、苗植えや草むしり、収穫を当初予定していましたが、天候の関係で苗植えと収穫の2回開催で、児童及び保護者の延べ73名の参加がございました。成人式は、新成人の中から10名を成人式実行委員として委嘱し、式典のほか、寒川クイズ抽選会、思い出のスライドショー、卒業当時の先生方によるお祝いの言葉などを実施いたしました。参加者は331人で、参加率は75.57%となっております。負担金補助及び交付金は、寒川町青少年育成関係団体補助金として、寒川町ジュニアリーダーズクラブ、寒川町青少年環境浄化推進協議会、青少年指導員連絡協議会、各単位子ども会19団体の活動に対し交付を行いました。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の37、38ページ、市町村事業推進交付金より、青少年指導員の旅費に対する費用弁償やさむかわ子どもまつり及び小学生体験学習の委託料、団体への補助金などへ充当しておりますが、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。充当額合計34万9,000円を除いた266万109円が一般財源となります。

次に、タブレット資料7ページをご覧ください。児童クラブ運営事業費でございます。保護者が就労等で昼間家庭にいない児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し児童の健全な育成を図る事業で、町内に6つの児童クラブがあり、その運営につきましては、NPO法人寒川学童保育会へ委託しております。なお、平成31年4月における利用者は6クラブの合計で251人となっております。需用費の修繕料については、一之宮小学校区のわんぱくクラブの男女トイレ洋式化及び男子トイレバルブの修繕でございます。役務費は、各児童クラブの建物火災保険料、委託料は、児童クラブの運営に伴う経費で、入所児童数に応じて配置する支援員等の人件費や光熱水費などの各クラブの運営に関わる経費と、学童保

育会本部の事務所経費を合わせたものでございます。使用料及び賃借料は、各クラブに設置しておりますAEDの借上料です。なお、このリース契約は5年間の長期継続契約となっており、期間は平成29年7月から令和4年6月までとなっております。償還金利率及び割引料は、平成30年度に国から補助を受けました子ども・子育て支援交付金の実績に伴う返納金でございます。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書の43、44ページ、まちづくり基金繰入金より修繕料に充当しておりますが、こちらは財政課でまとめてご説明したものととなります。歳入番号②、決算書の35、36ページ、子ども・子育て支援交付金及び歳入番号③、決算書の39、40ページ、子ども・子育て支援交付金事業費補助金は、児童クラブの運営に対する事業費が対象となり、こちらは子育て支援課でまとめてご説明したものととなります。負担割合は、国、県ともに対象事業費の3分の1となっております。充当額の総額3,194万7,840円を除いた1,767万704円が一般財源となります。

続いて、タブレット資料8ページをご覧ください。ふれあい塾運営事業費でございます。ふれあい塾は、地域の方々にご協力をいただき、家庭、学校、地域が連携し、各小学校の体育館を活用し、放課後の児童の遊び場、体験の場を通じた異年齢児童間の交流や創造性、自主性及び社会性を養うことで児童の健全育成を図りました。令和元年度の開催状況は、給食がある月・水・金曜日の開催を基本とし、指導員1名とボランティア2名の3名体制で見守りを行い、5校合計の年間登録者は1,464人、年間の利用人数は延べ6,120人で、1校の1日の平均利用者数は約15.1人となっております。賃金は、指導員の賃金、報償費は、見守りを行っていただいている方に対する謝礼、旅費は、指導員の研修にかかる普通旅費でございます。需用費の消耗品費は、ドッジボールや卓球ラケットなどの遊び道具を購入しております。また、医薬材料費は、虫よけスプレーや湿布などを購入いたしました。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございますが、恐れ入ります、旅費につきましては、予定していた研修が新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったことによる残でございます。

続きまして、特定財源でございますが、歳入番号①、決算書は39、40ページ、放課後子ども教室推進事業費補助金は、指導員の賃金や見守りを行っていただいている方に対する謝礼、旅費、需用費の遊び道具などの記載の科目へそれぞれ充当しております。なお負担割合は、対象事業費の3分の2となっております。充当額121万3,000円を除いた64万3,684円が一般財源となります。

続いて、タブレット資料9ページをご覧ください。児童クラブ建設事業費でございます。旭小学校区に新たな児童クラブを建設するために必要な建設用地の測量及び基本設計を行いました。役務費は、建築確認等手数料、委託料は、測量及び設計にかかる委託料でございます。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。こちらは全て一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料10ページをご覧ください。青少年広場維持管理経費でございます。大蔵にございます青少年広場の維持管理経費で、報償費は、管理をお願いさせていただいていた地域の方への4月から8月までの5か月分の謝礼、需用費の消耗品費は、デッキブラシなどの購入費、光熱水費は、電気料及び水道料、修繕料は、青少年広場の簡易トイレ撤去に伴う電気配線撤去等でございます。委託料につきましては、広場内の除草業務委託、4月から9月までのし尿くみ取り清掃委託のほか、これまで管理人に依頼していた青少年広場の管理業務をトイレの管理清掃を除いた業務について9月から管理

委託を実施したものでございます。使用料及び賃借料は、青少年広場の面積のおよそ半分となる1万4,832.08平方メートルの借地につきまして、地権者となる13人に対して賃借料を支出いたしました。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。なお、こちらは全て一般財源となっております。

次に、タブレット資料の11ページをご覧ください。ちびっこ広場維持管理経費でございます。町内の3か所がございますちびっこ広場の除草委託料で、大村ちびっこ広場につきましては年3回、倉見と中倉見のちびっこ広場につきましては年2回の除草作業を実施いたしました。こちらは全て一般財源となります。

続いて、タブレット資料12ページをご覧ください。決算書は81、82ページをお開きください。4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費青少年広場公衆便所維持管理経費でございます。需用費の光熱水費は、新たに設置した公衆用トイレの水道料です。役務費は、建築確認完了届手数料及び建物火災保険料でございます。委託料は、公衆用トイレ完成後の9月からの清掃業務委託料でございます。工事請負費は、公衆用トイレ設置のための基礎工事、備品購入費につきましては、トイレユニットの購入費です。不用額の理由につきましては、備考欄に記載のとおりでございます。こちらは全て一般財源となっております。

続きまして、タブレット資料の13ページをご覧ください。最後になりますが、歳入決算の一般財源他の概要でございます。12款分担金及び負担金1項負担金1目民生費負担金につきましては、保育料の滞納繰越分でございます。13款使用料及び手数料1項使用料2目民生使用料につきましては、行政財産使用料で、青少年広場及び中倉見ちびっこ広場の電柱等行政財産使用料でございます。14款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金につきましては、子ども・子育て支援事業費補助金において、補助対象となる実績が見込みを下回ったことによる充当の残でございます。20款諸収入4項雑入1目雑入3節民生費雑入につきましては、一之宮小学校区わんぱくクラブと小谷小学校区げんきっ子クラブの水道料でございます。同日8節雑入につきましては、平成30年度の職員の時間外勤務手当の返納分、20款諸収入4項雑入2目過年度収入につきましては、1節保育環境充実事業費過年度収入は、平成30年度の保育委託料の戻入分、2節児童福祉費国庫負担金過年度収入は、平成30年度に受けた子どものための教育・保育給付交付金の実績が確定し、追加交付となったことによる過年度収入、3節児童福祉費県費負担金過年度収入は、平成30年度に受けた子どものための教育・保育給付費県費負担金の実績が確定し、追加交付となったことによる過年度収入でございます。

以上で、保育・青少年課のご説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

【中川副委員長】 保育・青少年課の説明が終わりました。これから質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方お願いします。

山田委員。

【山田委員】 2点お伺いします。まず、資料の11ページ、ちびっこ広場の維持管理なんですけど、草刈りに関しては年に1回と3回やっているということは了解しました。それ以外にフェンスとか、構造物、その辺りの点検というのはちゃんとやっているのでしょうか。お伺いします。

あと、それから、12ページの青少年広場のトイレが今度新しくなりまして、きれいになってよかった

なと思うんですけど、車椅子を使う多目的トイレ、これに関して利用者の方から車椅子の出入りがしにくくという話が出ていますので、それについて現状を把握されているのかお聞きします。

【中川副委員長】 伊藤課長。

【伊藤保育・青少年課長】 それでは、まず、1点目のご質問からお答えさせていただきます。ちびっこ広場におけるフェンス、ネットに限らず、その状況の確認というのは定期的にこの日という形ではございませんけれども、担当で様々な業務で外に出る機会がありますので、そのときに確認するような形を取っております。実際にフェンスが壊れているとか、そういうお話を地域の方からいただくこともございまして、職員で対応できるところは職員で直しているという状況もございます。

それと、2点目の青少年広場のトイレのお話でございます。私どもには今お話をいただいた車椅子の利用者の方から不便だというお話というのは、すみません。聞いていないところではございます。

以上です。

【中川副委員長】 山田委員。

【山田委員】 ちびっこ広場の件は定期的に点検されているということですけど、子どもたちの安全安心を確保するためにまめに見ていただいて、点検をしっかりとやっていただきたいと思います。先ほどの子育て支援課でも、子どもの遊具でも、点検してすぐ修理したということがありますので、迅速な対応をしていただきたいと思います。

それから、青少年広場の車椅子の件なんですけど、この件に関して当事者とか、実際職員の方で車椅子に乗って行って一度見てもらうといいのかなと思いますので、ぜひ現場を見ていただきたいと思うんですけど、これは要望として上げておきます。

【中川副委員長】 では、回答はいいということで。では、ほかにございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【中川副委員長】 それでは、ないようですので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。お疲れさまでございました。

以上で、保育・青少年課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【中川副委員長】 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

引き続きまして、健康子ども部健康・スポーツ課、本日最後ということになるかと思いますが、の審査に入りたいと思います。執行部の説明を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、健康子ども部最後になります健康・スポーツ課の審査をよろしくお願ひ申し上げます。説明につきましては、亀井課長より行いますので、よろしくお願ひいたします。

【中川副委員長】 亀井健康・スポーツ課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 それでは、健康子ども部健康・スポーツ課所管の令和元年度決算につきましてご説明いたします。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基に行いますので、よろしくお願ひいたします。また、参考資料といたしまして、健診や予防接種な

どの事業実績をまとめました令和元年度保健事業を合わせてタブレット資料として提出しておりますので、よろしくお願ひします。なお、令和元年度保健事業の中で健康・スポーツ課所管の事業にかかる実績は91分の51ページ以降となりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、健康づくり担当所管の決算についてご説明いたします。決算書は77ページから80ページまでとなっております。初めに、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費でございます。決算書の77から80ページ、タブレットは91分の2ページをご覧ください。まず、健康増進事業費につきましては、健康維持や生活習慣病に関心を持ち、適切な保健行動が取れるよう、健康手帳の交付、各種健診を行うとともに、健康についての正しい知識を得ることで健康に対する心配や不安の解決を図るため、健康教育、健康相談、保健指導の各対象者への事業の周知と勧奨を行ったものでございます。

賃金は、健康教育における管理栄養士及び歯科衛生士を臨時職員として雇うための賃金、報償費は、歯科講演会及びロコモ予防教室開催にかかる講師謝礼、消耗品費は、健康増進事業にかかるパンフレットや情報誌などの購入、印刷製本費は、がん検診記録票の作成、役務費は、健康教育において使用する借用機器を返却するための料金及び健康診査における勧奨、再勧奨通知等を郵送するための料金などの通信運搬費、委託料は、成人の健康診査、がん検診及び歯科健診などの健診にかかる委託料と、歯っぴいデー開催という口腔の健康教育にかかる委託料でございます。償還金、利子及び割引料は、国庫補助金の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金にかかる返納金となっております。この返納金につきましては、補助金の受け入れ後、年度末の実績報告により補助金が確定することにより平成30年度分を返納することとなったものでございます。なお、主な不用額の理由については、資料記載のとおりとなっております。

続いて、下表をご覧ください。健康増進事業費の特定財源でございます。歳入番号①の新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業費補助金は、決算書の35、36ページでございます。この補助金5万8,000円は、がん検診受診勧奨通知作成のための用紙購入費及び受診勧奨のための通信運搬費に充当しており、補助率は2分の1となっております。

歳入番号②の市町村健康事業費補助金は、決算書の39、40ページでございます。この補助金14万7,000円は、保健衛生にかかる情報誌の購入、健康診査事業の歯科健診、健康診査等の委託料に充当しており、補助率については、健康教育及び健康診査にかかるものが3分の2、肝炎ウイルス検診にかかるものが10分の10となっております。

決算書は79、80ページ、タブレット資料は91分の3ページをご覧ください。保健衛生事務経費につきましては、保健衛生事務にかかる旅費、健康システムの借上料、協議会への負担金などの経費でございます。旅費は、保健師や管理栄養士という専門職を対象とした研修や健康増進主管課長会議、ME-BYOサミットに参加するための交通費、使用料及び賃借料は、健康システム借上げのためのリース料、負担金補助及び交付金は、神奈川県町村保健衛生連絡協議会及び公益財団法人かながわ健康財団、腎・アイバンクへの負担金でございます。当経費においての特定財源の充当はございません。

タブレット資料91分の4ページをご覧ください。健康普及事業費につきましては、町民のライフステージに合わせた健康づくりを支援するため、町民が自主的に健康づくりや食育に取り組むための機会や場を提供し、町民一人一人の自分の健康は自分で守るという意識の促進を図ったものでございます。報



償費は、健康普及のために開催する講座の講師及びさむかわ元気プラン推進委員会委員への謝礼、消耗品費は、健康普及事業及び食生活改善推進事業を実施するための器具や食材の購入費、委託料は、食生活改善推進事業において年代別の栄養教室を開催するための委託料、負担金補助及び交付金は、平成30年度より参加しましたME-BYOサミットにかかる負担金となっております。本事業において特定財源の充当はございません。

決算書は79、80ページ、2目予防費でございます。タブレット資料91分の5ページをご覧ください。高齢者予防接種事業費につきましては、感染症の予防や蔓延を防ぐため、65歳以上の方と60歳から64歳までの心臓、腎臓及び呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障害のある方を対象としたインフルエンザ及び65歳から5歳刻みで100歳までの方を対象とした肺炎球菌感染症の予防接種を行ったものでございます。消耗品費は、予防接種にかかる書籍の購入、印刷製本費は、インフルエンザ予診票の印刷代、役務費は、予防接種実施医療機関への通知にかかる通信運搬費、委託料は、インフルエンザと肺炎球菌の予防接種実施のための委託料、負担金補助及び交付金は、施設入所などの理由により契約医療機関以外において予防接種された方への償還金となっております。なお、不用額の理由については、資料記載のとおり、また本事業において特定財源の充当はございません。

続いて、タブレット資料91分の6ページをご覧ください。予防事務経費につきましては、予防事業にかかる会議に出席するための旅費、予防事業にかかる冊子を作成するための経費でございます。旅費は、予防接種、災害医療、救急医療及び地域医療にかかる会議に参加するための交通費、印刷製本費は、全戸配布する「健康だより」を作成するための印刷製本費でございます。

続きまして、下表をご覧ください。予防事務経費の特定財源でございます。歳入番号①の広告掲載料は、決算書の45、46ページで、「健康だより」に掲載しました広告の掲載料となっております。広告掲載料は、1枠3万円で10件の掲載がございました。

タブレット資料91分の7ページをご覧ください。感染症予防事業費につきましては、水害時等の伝染病予防や感染症発生時の蔓延防止のため、床下等の消毒を委託により実施するものでございますが、令和元年度につきましては、消毒を必要とする事象が発生しなかったことから、予算の執行がなかったものでございます。

タブレット資料91分の8ページをご覧ください。救急医療体制充実事業費につきましては、休日夜間において、病気、けが等による診療、手当が必要なときに、いつでも医療機関で診療が受けられる救急医療体制の充実を図ったものでございます。負担金補助及び交付金は、眼科の初期救急医療を確保するため、茅ヶ崎医師会に交付した補助金でございます。また、休日及び夜間の診療については、令和元年度より茅ヶ崎市地域医療センターにおいて実施しており、運営母体である茅ヶ崎市に負担金として支出したものでございます。なお、負担額につきましては、前年度10月1日現在の市町の人口により案分したもので、負担率は16.667%でございました。本事業においての特定財源の充当はございません。

タブレット資料91分の9ページをご覧ください。地域医療体制充実事業費につきましては、医学、医療の研さん及び地域医療の充実を図るため、茅ヶ崎医師会、茅ヶ崎歯科医師会、茅ヶ崎寒川薬剤師会の3団体に対し事業費補助を行ったものでございます。また、質の高い医療の確保のための看護師確保対策の一環として、茅ヶ崎市及び寒川町の2市1町が、藤沢市医師会が設立しました看護専門学校に対し

まして補助金により支援したものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、ただいま申し上げました3団体及び湘南看護専門学校に対する補助金でございます。

続いて、下表をご覧ください。地域医療体制充実事業費の特定財源でございます。歳入番号①のまちづくり寄附金3,079万2,088円は、決算書の43、44ページに掲載しており、その一部の79万円を湘南看護専門学校への補助金に充当したもので、こちらは財政課よりまとめて説明したものとなっております。

タブレット資料91分の10ページをご覧ください。食品衛生事業費につきましては、寒川町自治食品衛生協会会員の知識、技術の向上を通じて、町民の食品安全の確保や食品衛生に関する知識の充実を図るために行ったもので、負担金補助及び交付金については、同協会に事業費補助を行ったものでございます。また本事業における特定財源の充当はございません。

続きまして、3目保健施設費でございます。タブレット資料91分の11ページをご覧ください。健康管理センター維持管理経費につきましては、町の健康増進事業、健康診査事業、母子保健事業等の実施拠点となる健康管理センターの維持管理にかかる経費でございます。消耗品費は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地賃貸借契約書に添付する印紙代、修繕料は、空調機ファンコイル交換のための修繕料、役務費は、PCB分析手数料及び施設の火災保険料でございます。なお、PCB分析手数料につきましては、現在使用していない高圧進相コンデンサー内の電気絶縁油に使用が禁止されているPCBが混入している疑いがあるために行ったものでございますが、検査の結果、混入は認められませんでした。次の委託料は、指定管理者である社会福祉協議会への指定管理料、使用料及び賃借料は、健康管理センター南側の駐車場及びゲートボール場の土地借上料と、町職員が事業のために使用するコピー機の借上料、そして備品購入費は、事業で使用するホワイトボードの購入により支出したものでございます。また、当経費の特定財源の充当はございません。

続きまして、スポーツ推進担当所管の決算についてご説明申し上げます。初めに、10款教育費5項保健体育費1目保健体育総務費でございます。決算書の105、106ページ、タブレット資料は91分の12ページをご覧ください。職員給与費につきましては、スポーツ推進担当職員3人分及びさむかわ庭球場職員1人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

続きまして、タブレット資料91分の13ページをご覧ください。保健体育総務事務経費につきましては、スポーツ推進審議会の運営や職員の旅費に関するものでございます。報酬は、スポーツ推進審議会委員の報酬、旅費は、スポーツ推進審議会委員である県職員の費用弁償、また担当職員が県の主催する会議等に参加するための交通費でございます。本事業における特定財源の充当はございません。

タブレット資料91分の14ページをご覧ください。スポーツ支援体制強化事業費につきましては、スポーツの推進を図るため、スポーツ推進委員が実施する講習会により、誰でも手軽に楽しむことができるニュースポーツの普及啓発を行ったものでございます。報酬は、多くの町民の皆様が気軽に楽しむことができるニュースポーツの普及や町のイベント運営支援を担うスポーツ推進委員への報酬、旅費は、スポーツ推進委員が指導技術等の向上のための研修会に参加するための交通費、被服費については、新たにスポーツ推進委員として委嘱された方1名分のユニフォーム購入費でございます。負担金補助及び交付金は、町のスポーツ推進委員で構成する協議会の上部組織であります神奈川県スポーツ推進委員連合会への負担金でございます。なお、不用額の理由については資料記載のとおり、また、本事業において

特定財源の充当はございません。

タブレット資料91分の15ページをご覧ください。スポーツ活動推進事業費につきましては、スポーツ活動の推進を図るため、若い世代から高齢者に対してスポーツを始めるきっかけづくりと場の提供を行うとともに、競技力の向上を目指す場として、各種スポーツ教室やスポーツ大会等を実施したものでございます。役務費は、ニュースポーツ体験事業にかかる保険料でしたが、事業の実施内容を精査したところ、寒川町住民活動補償制度による保険の適用となったため全額不用額となっております。委託料は、市町村対抗神奈川駅伝競争大会に町の代表選手を派遣するための委託料、そして休場中の町営プールを活用して開場しましたフラットパークにおいて実施していたストリートスポーツの普及を推進するための委託料でございます。負担金補助及び交付金は、スポーツの全国大会や世界大会に出場する方への交付金、体育協会及びレクリエーション協会への事業費補助、そしてチャレンジデー実行委員会の交付金となっております。なお、不用額の理由については資料記載のとおり、また本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、2目体育施設費でございます。決算書の105、106ページ、タブレット資料は91分の16ページをご覧ください。スポーツ施設運営管理経費につきましては、町の野外体育施設や庭球場などの運営管理にかかる経費でございます。まず消耗品でございます。台風19号の影響により冠水した田端スポーツ公園野球場等に泥や砂などが堆積しましたが、その堆積物は乾燥すると粒子が細かいため、かなり遠くまで飛散し、近隣に影響を与えることから、その飛散を防ぐための整備用ホースを購入いたしました。そのほかにはパンプトラックの周囲に安全確保のために敷き詰めているウッドチップの補充用チップを購入、そして、さむかわ庭球場維持管理のための消耗品の購入となっております。燃料費は、さむかわ庭球場草刈り機の混合ガソリンの購入、光熱水費は、さむかわ庭球場の電気料、水道料及びプロパンガス代、そして倉見スポーツ公園の水道料、町営プール警備機器のための電気料、修繕費は、さむかわ庭球場のフェンス及びCコートのセンターガイドの修繕にかかる経費となっております。役務費は、さむかわ庭球場の電話料及び町営プール警備機器通信用の電話料、さむかわ庭球場の浄化槽定期検査料、町営プール休場中にその代替として開放しました小学校プール5か所の水質検査料、町営プール、田端スポーツ公園の管理棟及びパンプトラックさむかわの火災保険料となっております。また、昨年10月の台風19号により田端スポーツ公園が冠水しましたが、それに備え事前に行った仮設トイレ移設にかかる手数料の支出でございます。委託料は、さむかわ庭球場及び町営プール警備委託、さむかわ庭球場の浄化槽維持管理委託、倉見スポーツ公園と川とのふれあい公園野球場及びサッカー場のトイレのくみ取りと除草の委託、町営プール休場中の代替として実施している学校プール開放の業務委託料、田端スポーツ公園及びパンプトラックさむかわの指定管理料、使用料及び賃借料は、田端スポーツ公園にかかる共有地及び県有地等の借地料、そしてAED機器の借上料となっております。原材料費は、倉見スポーツ公園グラウンド用黒土等の購入経費、備品購入費は、夏場の熱中症対策としてフラットパークで使用したスポットクーラーの購入、負担金補助及び交付金は、いこいの広場の共用施設の維持管理経費にかかる負担金となっております。最後の補償補填及び賠償金については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために会場を休止したパンプトラックさむかわの指定管理にかかる営業補償となっております。なお、不用額の理由については、資料記載のとおりとなっております。

続いて、下表をご覧ください。歳入番号①の庭球場使用料201万2,400円は、決算書31、32ページで160万5,100円をさむかわ庭球場の維持管理経費に充当してございます。

タブレット資料91分の17ページをご覧ください。（仮称）フラットパーク整備事業費につきましては、本年度着工予定でした（仮称）フラットパークの整備に当たり、その規模や仕様を決定するための検討資料として、建物の外観や施設内の様子を立体的に表したパース等の作成を行ったもので、委託料として支出したものでございます。なお、本事業において特定財源の充当はございません。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明申し上げます。タブレット資料91分の18ページをご覧ください。決算書は29、30ページの13款使用料及び手数料1項使用料でございます。3目衛生使用料保健衛生使用料の行政財産使用料につきましては、健康管理センターの屋外に1台、屋内に1台計2台の自動販売機にかかる使用料と年始の3日間に寒川神社参拝客を対象とした駐車場の運営にかかる駐車場用地の使用料で、使用者はどちらも社会福祉協議会となっております。6目教育使用料保健体育使用料の行政財産使用料につきましては、さむかわ庭球場の自販機1台の設置にかかる使用料で、使用者はこちらも社会福祉協議会となっております。

決算書47、48ページの20款諸収入4項雑入1目雑入でございます。自動販売機等電気使用料につきましては、行政財産使用料でご説明いたしましたさむかわ庭球場に設置する自販機にかかる電気使用料となっております。

以上で、健康・スポーツ課所管の決算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

【中川副委員長】 健康・スポーツ課の説明が終わりました。それでは、これから質疑をお受けしたいと思います。質疑のある方はお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 何点かお聞きします。まず、説明資料の15ページですけど、スポーツ振興のスポーツ活動推進事業、この中で委託料がありますけど、詳細をお聞きしたいと思います。たしか1つは、フラットパーク、あと何かほかにもあるのかなと思いますけど、その詳細をお聞きします。

それと、17ページのフラットパークのパースの設計委託があったと思うんですけど、これに関してどこに委託したのか確認したいと思います。取りあえず2点で。

【中川副委員長】 大山副主幹。

【大山副主幹】 スポーツ活動推進事業費の委託料についてでございます。まず、こちらにつきましては、スポーツ大会開催等委託料として、神奈川駅伝競走大会への選手の出場派遣の委託として5万円とストリートスポーツの普及推進事業委託ということで440万400円という金額になってございます。

もう一つ質問で、イメージパースの作成委託について、どこに委託したのかということについてですが、こちらにつきましては、昨年開催したアークリーグの設営に長年携わっています世界大会仕様の会場設営の知識と経験を有している宮本工業という会社に委託したところでございます。

以上です。

【中川副委員長】 山田委員。

【山田委員】 15ページの健康推進事業の委託料に関して、駅伝には5万円ということで、フラットパークには440万円ということですけど、これは実際何か月分というか、期間の分は何か月分の費用か

分かりますか。

【中川副委員長】 大山副主幹。

【大山副主幹】 ストリートスポーツの委託料につきましては、5月から3月までの11か月分でございます。

【中川副委員長】 ほかに質疑のある委員はいらっしゃいますでしょうか。

黒沢委員。

【黒沢委員】 1点だけ伺います。2ページになりますけど、委託料の減についての備考欄に子宮がん検診、乳がん検診の受診者が当初の見込みを下回りましたということでしたけれども、見込みとどれぐらいの違いがあったのかということと、それから令和元年度の子宮がん検診、それから乳がん検診のそれぞれの率をお答えいただけますでしょうか。

【中川副委員長】 今澤技幹。

【今澤技幹】 それでは、1問目の子宮がん検診と乳がん検診の見込みとの違いということですが、子宮がん、乳がん検診につきましては、委託料が1種類ではございませんで、実は何種類か、子宮がん検診を一例に挙げますと9種類種目ございます。一番安い単価では頸部検診が8,373円、高い種目では頸部と体部を同時に受けるものが1万6,003円となっております。令和元年度の下回った原因について分析しましたところでは、子宮がんにおきましては頸部・体部検診が見込みよりマイナス24件下回りました。なお、乳がんにつきましては、マンモグラフィーと視触診を同時に受ける検診、こちらが82件減っております。この単価が高額なものですから、両方を合わせますと約100万円の残額となっております。そのほかにも各種検診では1万円から2万円の委託料の項目もあるため、委託料全体では200万円を超える残額となっております。この件につきましては、毎年同じような残額が出ているとのお話もございますが、令和元年度の委託料の執行率は、96.1%となっております、全体額が大きい関係で残額を見ましても執行率は平成30年よりも向上しております。ただし、毎年このような見込みで高い委託料のものも前年度の受診者数を見込んでの予算の要求となっておりますが、その項目が減ってきますと残額も多くなるということがありますので、その辺を令和2年度の予算特別委員会におきましては、厳正な見込みをさらに行いまして、令和2年度の予算額は5,961万4,000円ということで、受診者の増は働きかけていきますが、できるだけ予算の執行に伴った予算となるように見直しているところでございます。

なお、受診率でございますが、資料をおつけしました保健事業にも載っておりますが、91分の55ページに載っております。子宮がん検診につきましては、元年度は頸部のみが3.7%、頸部・体部が0.9%ということで、頸部は受診者数が昨年合計367名よりも元年度は376名と上昇しております。ただし先ほどご紹介しました頸部・体部が、平成30年度は116人いましたが、令和元年度は92人ということで減少しております。受診率は0.9%となっております。

乳がんにつきましては、マンモグラフィーのみが249名、こちらは平成30年度と比べますと、平成30年度が206名ですので、上昇しております。ご紹介しました視触診を合わせたものにつきましては、平成30年度が443人、令和元年度は361人となっております。ただし、これにつきましては、マンモグラフィーのみの検診で十分と国の指針は言っておりますので、マンモグラフィーのみの検診を受ける方が定

着しているものと考えておまして、その辺は次年度の予算には反映させているところでございます。

以上です。

【中川副委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 資料については、91分の55ページですね。検診率については、実施計画の中でも指標というのが示されていて、それぞれ子宮がん検診については4.3%、乳がん検診については7.4%という効果指標を出していただいていると思います。それを考えると、子宮がんの検診については、3.7%と0.9%を足すから4.6%ということになって、そういう理解でよろしいのかどうかということと、それから乳がん検診については、3.2%と4.6%を足すので7.8%になりますという理解でよろしいのかどうか、そう考えると、実施計画で今回の予算としては見込みより少なかったという理由については、合わせてがん検診を行う部分が減ったということだけれども、検診全体としては、しっかりと実施計画にのっとって推移されているという理解でよろしいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

【中川副委員長】 では、改めまして今澤技幹。

【今澤技幹】 失礼いたしました。受診率につきましては、子宮がん検診が頸がん・頸がん・体部がんを合わせたものが、令和元年度につきましては計画値4.3%でしたが、実績値は4.6%となっております。乳がんにつきましては計画値7.4%でしたが、実績値は7.7%となっております、実績値としては上がっております。

以上です。

【中川副委員長】 ほかにございますでしょうか。

横手委員。

【横手委員】 象徴的なので言わせてもらおうと、フラットパークの件と、それからあとはパンプトラックの件なんですけれども、去年は言ってしまうと寒川町のストリートスポーツの町宣言元年みたいな年だったと思います。その象徴的な建物といえますか、象徴がフラットパークであり、パンプトラックだったのかなと思うんですけども、パブリシティ活動みたいなものを広報と組んでいろいろやられたのか、それによって何らかの実績を上げることができたのか、それについてお聞かせいただけますでしょうか。

【中川副委員長】 17ページの関係ということでよろしいでしょうか。

【横手委員】 17ページです。

【中川副委員長】 では、答弁を求めます。

亀井課長。

【亀井健康・スポーツ課長】 住民への周知では、パンプトラックにつきましては、町民無料デーの開催とか、いろいろ企画して理解促進を図った、運悪く企画する日が雨になってしまっていて、屋外施設ということもありまして、その辺はうまく活用できなかった部分はございます。指定管理の実施事業でニューイヤーパンプとあって1月5日にBMXをいろいろ手がけている業者によってタイムアタックというレースを開催して、それが四、五百人、人数的に集まって神社が近くて道路に近いので、通る車等にもある程度アピールできたかなとは感じてございます。夏場の停滞とかいろいろありますので、その辺の利用形態をもう少し見直していかないといけない部分がございます、あともう少し指定管理と協力

して周知活動というのをもっと上げていければいいのかなと感じてございます。現時点では少し足りないかなという部分がございます。

フラットパークにつきましては、アークリーグの前と後ろを比べてみたんです。そうしたら、アークリーグ開催後のほうが関心が集まりまして、平均人数としては伸びている部分がございます。大きなイベントとか、目立つ部分、エリア内だけというよりも、エリア外にも発信できるようなものを考えながらやっていければと、それから今現在でも事業をやっている内野さんと実際にやっている姿を動画等でSNS等で配信して、地道ではありますが、周知に努めているところでございます。

以上です。

【中川副委員長】 横手委員。

【横手委員】 分かりました。今のお答えだと、まだまだ積極的にはいけていないと認識しました。これからまた新しいのもできるでしょうし、これからいろいろなネタとして様々なことができると思いますので、もう少し広報と積極的に、うちの広報戦略課と積極的に連携して、いろいろと広報戦略、パブリシティ、ネタをつくっていくべきだと思うんですけども、それはここで聞くべきことじゃないかもしれません。いずれにしろ今聞いた限りでは、もう少し努力していただきたかったなというところがあります。今後のパブリシティ活動をより強化していただくというところで、ひとつ要望として申し伝えておきますので、よろしくお願いいたします。

【中川副委員長】 ご要望ということでよろしいでしょうか。

では、質疑がないようですので、ここで質疑を打ち切りたいと思います。お疲れさまでございました。以上で健康・スポーツ課の審査を終わります。

執行部退席のため暫時休憩いたします。

---

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日決算特別委員会に付与された案件は、今日の分まで何とか皆様のご協力をいただきまして終ることができました。昨日よりは少し早く終わりましたので、ちょっと大きな山を越えたかなと思います。あと1日週内に残っていますけれども、頑張ってみましょう。

大変お疲れさまでございました。

午後6時15分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 2年11月26日

委員長 吉田 悟 朗